

平成27年度
国への提言・提案



平成26年11月
三重県

目 次

【重点項目】

- 1 「地方目線」の少子化対策(内閣府、厚生労働省、文部科学省)…………… 1
- 2 若者の県内定着に向けた取組(まち・ひと・しごと創生本部、文部科学省)…………… 9
- 3 ふるさと納税制度の拡充(まち・ひと・しごと創生本部、総務省、財務省)…………… 13
- 4 津波や高潮被害に備えるための海拔ゼロメートル地帯における広域避難対策の推進(内閣府) …… 15
- 5 農林漁業者の経営安定に向けた燃油高騰対策の充実(まち・ひと・しごと創生本部、農林水産省)…………… 17
- 6 林業の成長産業化に向けた支援(農林水産省、財務省、総務省)…………… 19
- 7 主要国首脳会議(サミット)関係閣僚会合の三重県での開催(農林水産省)…………… 21
- 8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成(国土交通省)…………… 23
- 9 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援(総務省、国土交通省) …… 35
- 10 命と暮らしを守る事前防災・減災対策および総合的な老朽化対策への支援(国土交通省)…………… 43
- 11 学力向上施策に対する支援の充実(文部科学省)…………… 45
- 12 海女漁の文化財指定への取組(文部科学省、文化庁)…………… 49
- 13 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実
(まち・ひと・しごと創生本部、総務省、財務省)…………… 51
- 14 税制改正により地方税収が減収となる場合の代替財源の確保(総務省、財務省)…………… 53
- 15 海岸漂着物対策の推進(環境省)…………… 55

16	リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業(国土交通省)	57
17	中部国際空港の機能強化(完全 24 時間化)の実現(国土交通省)	59
18	農地転用に係る許可権限の市町村への移譲(農林水産省、内閣府)	61
19	大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援(内閣府、国土交通省)	63
20	七里御浜海岸における侵食対策の直轄事業化(国土交通省)	67
21	新宮川水系(熊野川)の総合的な治水対策のさらなる推進(国土交通省)	69
22	第 76 回国民体育大会(平成 33 年三重県開催)に向けた都市公園施設整備への支援(国土交通省)	71
23	治安対策の充実・強化(総務省、国家公安委員会、警察庁)	73
24	南海トラフ地震に備えた四日市港の強靱化(国土交通省)	75

【一般項目】

1	消防広域化をはじめとする消防力向上の取組への支援措置の充実(消防庁) ……	1
2	自然災害に対する観測・予測に向けた精度の向上と地域の状況に応じた気象警報の運用 (内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省) ……	2
3	社会保障・税番号制度導入に係る適切な財政措置等(内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省) ……	3
4	「地域の元気創造事業費」の算定方法の見直し(総務省) ……	4
5	新たな地方公会計制度の整備(総務省) ……	5
6	日常生活自立支援の推進(厚生労働省) ……	6
7	障がい者福祉施策の充実と円滑な実施(厚生労働省、内閣府) ……	7
8	地域医療提供体制の整備に対する支援(厚生労働省) ……	8
9	病院事業債に係る財政措置の拡充(厚生労働省) ……	9
10	医師の不足・偏在を解消するための制度改革(厚生労働省) ……	10
11	三次救急医療体制の充実に向けた財政支援の拡充(厚生労働省) ……	11
12	財政支援の対象とする救急搬送困難事例受入医療機関の拡大(厚生労働省) ……	12
13	児童虐待への対応と社会的養護の充実(厚生労働省) ……	13
14	基金の延長等(内閣府、厚生労働省) ……	14
15	学校施設の耐震性の確保等、学校施設整備事業の拡充と財源確保(文部科学省) ……	15
16	私立専門学校生に対する授業料等負担軽減事業の予算の確保(文部科学省) ……	17
17	地方における地球温暖化対策のための支援の強化(環境省、財務省) ……	18

18	南海トラフ巨大地震に備えた災害廃棄物処理体制の強化(環境省)	19
19	循環型社会形成推進交付金の確保と拡充(環境省、財務省)	20
20	産業廃棄物の不適正処理対策への支援(環境省)	21
21	川上ダム建設事業の促進(国土交通省)	22
22	生活交通手段の確保(国土交通省)	23
23	償却資産に対する固定資産税の堅持(総務省)	24
24	国土強靱化に向けた農林水産業施設の計画的な整備の推進(農林水産省)	25
25	TPP 協定交渉における妥協のない対応(内閣官房、農林水産省)	26
26	経営力のある担い手の育成を図るための対策の充実(農林水産省)	27
27	直接支払制度の充実・強化(農林水産省)	28
28	鳥獣被害防止総合対策の強力な推進(農林水産省、環境省)	29
29	水産業の成長産業化に向けた施策の強化(農林水産省)	30
30	漁業経営の安定に向けた施策の強化(農林水産省)	31
31	航空宇宙産業の振興を促すクラスター形成等への支援(経済産業省、文部科学省)	32
32	地方の実情に応じた女性の活躍推進の支援(内閣府、厚生労働省、文部科学省)	33
33	サービス産業の経営人材育成に係る支援(経済産業省)	35
34	中小企業・小規模企業支援(経済産業省)	36
35	地域経済の活性化に向けた税制措置の拡充・強化(総務省、経済産業省)	37
36	松阪港の関税法に基づく開港指定(財務省)	38

【重点項目】

1 「地方目線」の少子化対策【財源確保・税制改正】

(内閣府、厚生労働省、文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

都市部と地方部では求められる少子化対策が異なります。例えば、都市部では保育所整備等の待機児童対策に資する事業のニーズが大きく、一方、地方部では待機児童対策よりも結婚したくても望みが叶わない若年者のために出逢いの場づくりや経済的な安定を築く事業などが求められます。このように、少子化危機を突破するためには地域の実情に的確に対応した「地方目線」「当事者目線」での対策が必要です。

- 1 ライフステージごとに「切れ目のない」少子化対策を講じるための安定した財源の確保
各地域が創意工夫して、「子ども・思春期」「結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに、働き方も含め、「地方目線」「当事者目線」で、きめ細かな少子化対策が継続的に実施できるよう、地域少子化対策強化交付金を恒久化・拡充すること。
また、市町村事業の交付決定については、地域の実情に応じて都道府県知事が弾力的に交付決定できるようにすること。
出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、少子化対策を講じるための財源をさらに確保すること。
- 2 子ども・子育て支援新制度において必要な財源の確保
新制度全体が円滑に実施され、子どもに対する教育・保育の量的拡充と質の改善が図られるよう、地方負担分への財政措置を含め必要な財源（1兆円超程度）の確保を確実に行うこと。
- 3 結婚・子育てを世代間で支えあう制度の創設
高齢者から子・孫の世代への自発的な資産移転の促進により、若い世代の結婚や子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るため、贈与税における新たな非課税制度を創設すること。
- 4 仕事と家庭の両立支援に取り組む企業への支援の充実
改正次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」の認定を受けた企業（次世代認定マーク（くるみん）取得企業）に対する税制優遇適用期限（平成27年3月末）の延長と、割増償却対象期間の延長や対象資産の拡大、割増償却率の引き上げを行うこと。
また、次世代育成支援対策の実施の状況が特に優良な「プラチナくるみん（仮称）」取得企業に対する税制優遇措置は、中小企業にとってもインセンティブとなるものとする。

《現状》

- 地域少子化対策強化交付金の県内市町への交付決定は、要綱上は都道府県知事が行うこととされていますが、事務の取扱いは、各市町の申請をすべて内閣府がチェックし、内示が得られた事業のみ都道府県知事が申請しており、市町の実情に応じて柔軟に交付決定を行うことができない状況です。
- 子ども・子育て支援新制度において「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには、1兆円超の財源が必要とされています。このうち消費税増収分から充当される7千億円以外の3千億円超は、引き続き予算編成過程で確保に取り組むこととされ、現時点では確保されていません。また、国の平成27年度予算概算要求では、平成27年度の「社会保障の充実」に係る予算は事項要求の取扱いとされ、新制度の実施に必要な財源が確保されるか見通しの立たない状況です。
- 世帯主の世代別資産総額では、60歳代以上の世帯に家計資産全体の約6割が集中しています。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画について、企業や地方自治体の計画策定率は高いものの、例えば長時間労働の改善など具体的な取組が進んでいない現状があります。

《課題》

- ① 地域少子化対策強化交付金について、都道府県知事の判断で、市町の実情に応じて柔軟に交付決定を行うことが必要です。
- ② 子ども・子育て支援新制度において「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには、1兆円超の財源確保が必要です。
- ③ 若い世代の結婚や子育てに伴う経済的な負担を軽減するためには、国や地方自治体において財源を確保し支援することと併せて、高齢者から子・孫の世代への資産移転を促進する必要があります。
- ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画に定めた目標の達成に向けて、企業からは「計画策定や大臣認定の具体的なメリットを増やして欲しい」といった声も多くあがっていることから、計画の実効性を向上させるため、企業に対するインセンティブを高めることが必要です。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課、子育て支援課
関係法令等 地域少子化対策強化交付金交付要綱、次世代育成支援対策推進法

1 「地方目線」の少子化対策【結婚、妊娠・出産、子育て】①

(内閣府、厚生労働省、文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

5 未婚化・晩婚化対策

少子化の大きな要因の一つとなっている未婚化・晩婚化の対策として、個人の意思を尊重しつつ、地方が行う出逢いの場の構築等への財政的支援を行うこと。

6 不妊・不育症治療への支援の拡充

(1) 特定不妊治療に対する医療保険適用など経済的支援の拡充を図るとともに、不育症に対する公的助成制度を創設すること。また、男性不妊治療を行う場合は特に医療費が高額となることから、男性不妊治療に対する経済的支援の拡充を図ること。さらに、人工授精に対する公的助成制度を創設すること。

(2) 治療機関における相談支援の充実を図るため、不妊症看護認定看護師資格の取得についての支援を行うこと。

7 産前産後から子育てに至るまでの切れ目のない母子への支援に向けての仕組みづくりに係る費用の支援

地域の実情に応じた切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策を行うため、都道府県に対し専門的知見をもった人材(アドバイザー)の配置や、保健師・助産師・看護師等地域の核となる人材の育成に係る費用を助成すること。また、市町村に対しては、地域の核となる人材の確保に係る費用や拠点となる場の運営費用を支援すること。

8 子どもの教育・保育環境等の充実

(1) 幼稚園及び保育所について、同時入所等の制限をせずに第2子、第3子の保育料を無料化または軽減すること。

(2) 病児・病後児保育については、利用者の変動によらず、利用定員に応じた看護師や保育士を常時配置していることから、それに見合うよう補助基準を見直すこと。

(3) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの運営ができるよう、国庫補助における人数要件(10人)の撤廃および開設日数(250日)の要件緩和を図ること。また、特例分(開設日数:200~249日)において、年間平均児童数別の補助基準額の設定、長期休暇等分の加算の設定を行うこと。

(4) 発達障がいをはじめとする特別な支援や配慮を要する障がい児に対する適切な保育や支援のため、障がい児保育を行う職員への指導にあたる専門職の配置など、障がい児保育施策等の充実を図ること。

(5) 待機児童となりがちな低年齢児の入所を容易にするため、年度当初の職員の加配を可能にする仕組みを導入すること。

《現状》

- 平均初婚年齢および生涯未婚率は上昇を続けています。※平均初婚年齢(平成25年)三重県【男性】30.5歳【女性】28.7歳
- 特定不妊治療は高額な医療費がかかり、保険も適用されません。また、不育症は、治療方針が一定ではなく難解な疾患であることから、検査や治療の多くが保険診療対象外となっています。さらに、人工授精についても保険診療対象外となっており、助成を受けられ

る自治体も少ないため、不妊や不育症に悩む夫婦は、精神的に不安を抱えるとともに、経済的な負担も強いられています。

- 妊娠・出産から子育て期においては、市町村を中心にさまざまな母子保健サービスが行われていますが、医療機関（産科・小児科）、市町村（母子保健担当・子育て支援担当等）、地域の子育て支援組織等、サービスの窓口や実施機関が分散しており、身近なところでワンストップで継続的な相談支援を受ける仕組みがありません。また、虐待等のリスクの高い人を中心にアプローチすることが主であり、すべての子育て家庭を対象とした予防的アプローチの視点が薄い状況です。
- 子どもを持たない理由の一つとして経済的理由があり、特に3人目については経済的な支援が必要とされています。
- 病児・病後児保育事業による補助は利用児童数に応じて加算されますが、利用児童数は日によって変動するため、利用定員を満たす看護師等や保育士を配置すると実施機関の経営は厳しくなります。
- 子どもの少ない地方においては、補助の人数要件等が足りず、放課後児童クラブの補助が受けられない場合があります。また、250日を少し切る程度の開所日数（土日に開所を要しない）の放課後児童クラブについては、国庫補助の特例（200日～249日開所）の対象にはなっていますが、補助基準額は年間平均児童数を20人以上とし定額であること、長時間開設加算に長期休暇分の設定がないことから、250日以上開所の放課後児童クラブに比べるとかなり低額となり、運営は非常に厳しいものとなっています。
- 保育所に入所する発達障がいをはじめとする障がい児が増加するとともに、その児童を受け入れる保育所も増加しています。また、低年齢児保育は年度の後半に増加する傾向にありますが、保育士が確保できず待機児童となる場合があります。

《課題》

- ① 地方自治体や企業による結婚支援の取組が広がりつつありますが、結婚を望む人が結婚できるよう、さらなる支援体制の構築が必要です。
- ② 不妊や不育症治療等を受けた夫婦に対し、費用の一部を助成することで経済的に支援するとともに、専門的な知識・スキルを持った認定看護師による相談体制を整えることで精神的な負担も軽減する必要があります。
- ③ 身近なところで継続的かつ予防的な支援をワンストップで切れ目なく行う仕組みづくりが必要です。そのためには、各市町村に保健師・助産師・看護師等地域の母子保健サービスをコーディネートする核となる人材（母子保健コーディネーター等）と地域の相談拠点となる場の確保が必要です。また、市町村における母子保健の現状分析を行い、「各市町村の実情をふまえた途切れのない支援の仕組み」を構築するために、専門的知見をもった人材による市町村支援を行うことが必要です。
- ④ 現在、同時入所等を条件として第2子は半額、第3子以降は無料とする制度がありますが、さらに、同時入所等の制限をせずに保育料を無料化または軽減していくことで、多子世帯の子育てを経済的に支援する必要があります。
- ⑤ 病児・病後児保育事業による補助は、利用児童数に応じた加算ではなく、利用定員に見合った補助となるよう基準の見直しが必要です。
- ⑥ 地域の実情に応じた放課後児童クラブを設置するには、小規模な放課後児童クラブであっても補助が受けられるよう補助制度の見直しが必要です。また、開設日数（250日）の要件を緩和するなどの見直しが必要です。
- ⑦ 広汎性発達障がいや疑われる児童等、障がい児一人ひとりに適応した保育や支援を行うため、専門職の配置を可能とするよう支援することが重要です。また、待機児童となりがちな低年齢児の保育を確保するためには、年度当初から保育士の配置が必要となります。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課、子育て支援課、教育委員会事務局小中学校教育課
関係法令等 母子保健法、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱（国）、児童福祉法、児童福祉法施行令

1 「地方目線」の少子化対策【結婚、妊娠・出産、子育て】②

(内閣府、厚生労働省、文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

9 小児在宅医療に係るレスパイトへの財政措置の拡充

NICU等長期入院児の在宅医療を促進するため、家族の要請に応じて重症児を一時的に受け入れるレスパイト病床の確保、運営等への財政措置を拡充すること。

10 子どもの貧困対策への支援

(1) 「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、地方が行う施策については、支援等の実施に必要な財政措置を講じること。

(2) ひとり親家庭等の就労対策支援として実施している「高等職業訓練促進給付金事業」の給付期間の延長と給付額の増額を図ること。

11 発達障がい児等への支援機能の強化

発達障がい児等に対する早期支援を図るため、市町村における専門人材の育成（長期の研修派遣等）に係る支援制度をメニューに追加するなど、必要な予算措置を行うとともに、支援制度全体の予算総額の十分な確保に努めること。

12 企業と若者をつなぐ取組の充実

若者の安定的な雇用（正規雇用）に向けて、また、就職活動時のミスマッチによる早期退職等を防ぐため、インターンシップや若者への企業からの情報発信の制度を充実させること。

《現状》

- 高度な医療技術により重症児の在宅での生活が可能となりましたが、ケアを行う家族の身体的、精神的な負担が大きくなっており、レスパイト施設の整備充実に対し強い要望があります。しかしながら、本県では受入が可能なレスパイト施設は4施設のみで、医療的ケアが必要な重症例は特に受け入れられる施設が限られており、利用できないことが問題となっています。
- 平成22年の子どもの貧困率は、過去最悪の16.3%となりました。特にひとり親世帯の貧困率は、54.6%に上っています。
- 本県では、児童精神科医療施設である小児心療センターあすなろ学園で、市町の職員（保育士、保健師、教員）を1年間受け入れて、地域で発達障がい児等への支援の核となる専門人材の育成を支援しているところです。
- 就職活動時の企業と若者のミスマッチにより、正規雇用の若者が早期に離職することや、安易に非正規雇用を選択する場合があります。また、中小企業においては、若者に対する情報発信力が不足しています。

《課題》

- ① 身近なところでレスパイトを受け入れる施設や家族を支援する体制を整備するとともに、NICU等長期入院児の在宅医療中の定期的医学管理および家族の一時支援を目的とする日中一時支援事業の補助率を嵩上げすることにより、医療機関等における支援体制の整備を促進する必要があります。
- ② 平成26年8月に決定された「子供の貧困対策に関する大綱」は、子どもの教育支援に力点をおいた内容となっていますが、着実に施策を実施するためには、財政支援措置が必要です。また、ひとり親家庭の親の就労を支援するために実施している「高等職業訓練促進給付金事業」については、制度は恒久化されたものの、給付額の減額や給付期間の縮小により、利用者が減少しています。
- ③ 発達障がいに関する支援ニーズが高まる中、市町村においては、専門人材の育成が急務である一方、長期の研修派遣を行う財政的な余裕がなく、また、国の制度にも支援メニューもない状況です。市町村職員の長期研修に係る支援メニューの追加（派遣職員の旅費の支給や代替職員の賃金等）とともに、支援制度総額の拡大も含めた予算措置が必要です。
- ④ 若者が結婚し、子育てできるようにしていくためには、安定した経済的な基盤を確立することが重要であることから、新卒時の正規雇用促進に向けた意識啓発と就職に至るまでの期間における企業と学生との相互理解によるミスマッチの防止が必要です。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課、子ども・家庭局少子化対策課、子育て支援課、発達支援体制推進PT、雇用経済部雇用対策課
教育委員会事務局予算経理課、生徒指導課
関係法令等 子どもの貧困対策の推進に関する法律、発達障害者支援法

1 「地方目線」の少子化対策【財源確保】

(内閣府、厚生労働省)

ライフステージごとに「切れ目のない」少子化対策を講じるための安定した財源確保

【提言・提案項目】

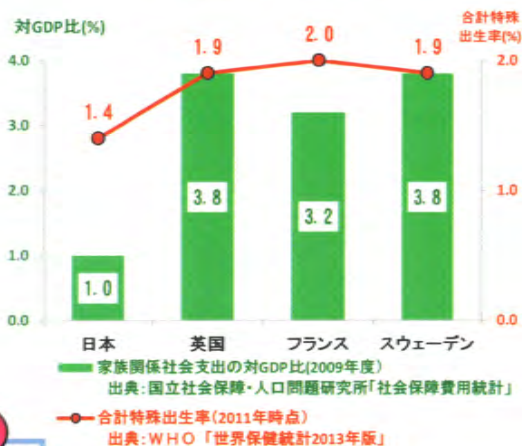
各地域が創意工夫して、「子ども・思春期」「結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに、働き方も含め、「地方目線」「当事者目線」で、きめ細かな少子化対策が継続的に実施できるよう、**地域少子化対策強化交付金を恒久化・拡充**すること。

出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、少子化対策を講じるための財源をさらに確保すること。

現状

出生率を回復させた諸外国と比べ、日本の家族関係社会支出の対GDP比は低い。

諸外国の合計特殊出生率と家族関係社会支出の対GDP比



様々な少子化対策を実施する自治体の方が出生率回復

幅広いメニューが必要



地域少子化対策強化交付金の恒久化・拡充が不可欠

三重県地域少子化対策強化計画事業例

男性の出番!!

- ・男性の育児参画推進事業
- ・男性の育児参画普及啓発事業

「みえの育児男子」※プロジェクト

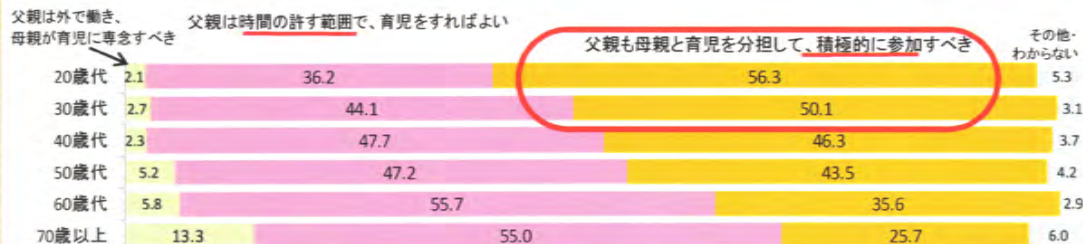
ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ 育児男子キャンプ 企業子宝率調査

事業主としての県庁の取組

※「みえの育児男子」とは、

いわゆる「イクメン」に加えて、「子育てに積極的に参画しようという意識が高く、家族や夫婦での話し合い・理解の結果、様々な事情により家事や育児に関わる時間が少なくても、一定の役割を果たしている男性」を含めた総称としている。

父親の育児参画について、若い世代ほど「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」が高い。



【健康福祉部】

1 「地方目線」の少子化対策【妊娠・出産、子育て】

(内閣府、厚生労働省)

不妊・不育症治療への支援の拡充

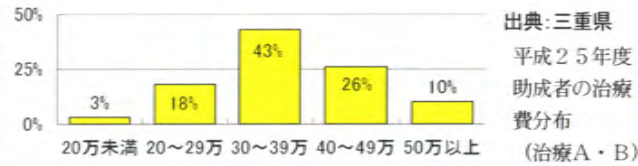
現状

【提言・提案項目】

- (1) 特定不妊治療に対する医療保険適用など**経済的支援の拡充**を図るとともに、**不育症に対する公的助成制度を創設**すること。また、男性不妊治療を行う場合は特に医療費が高額となることから、**男性不妊治療に対する経済的支援の拡充**を図ること。さらに、**人工授精に対する公的助成制度を創設**すること。
- (2) 治療機関における相談支援の充実を図るため、不妊看護認定看護師資格の取得についての支援を行うこと。

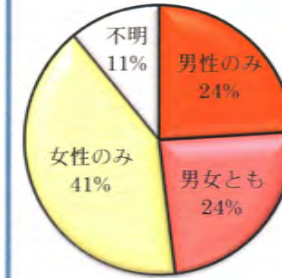
不妊治療にかかる費用

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)は保険診療対象外であり、高額な医療費がかかる。採卵から胚移植まで一連の治療を実施した場合、**1回30万円以上**



男性不妊について

性別による不妊原因 出典:WHO



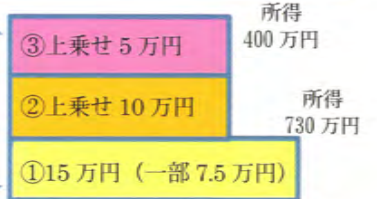
- ・不妊の原因の半分は男性にあるが、知られていない。
- ・**男性不妊治療**を伴う不妊治療は**特に高額**である。例:TESE(精巣内精子生検採取法)は概ね20万~40万円。

併せて、男性不妊に関する周知啓発事業を実施

平成26年度から男性不妊治療費助成事業を開始

- ①特定不妊治療費助成金の上限額は1回最大15万円
- ②夫婦合算所得400万円未満の夫婦は1回最大10万円上乗せ
- ③男性不妊治療を含む場合はさらに1回最大5万円上乗せ(新規)

最大30万円

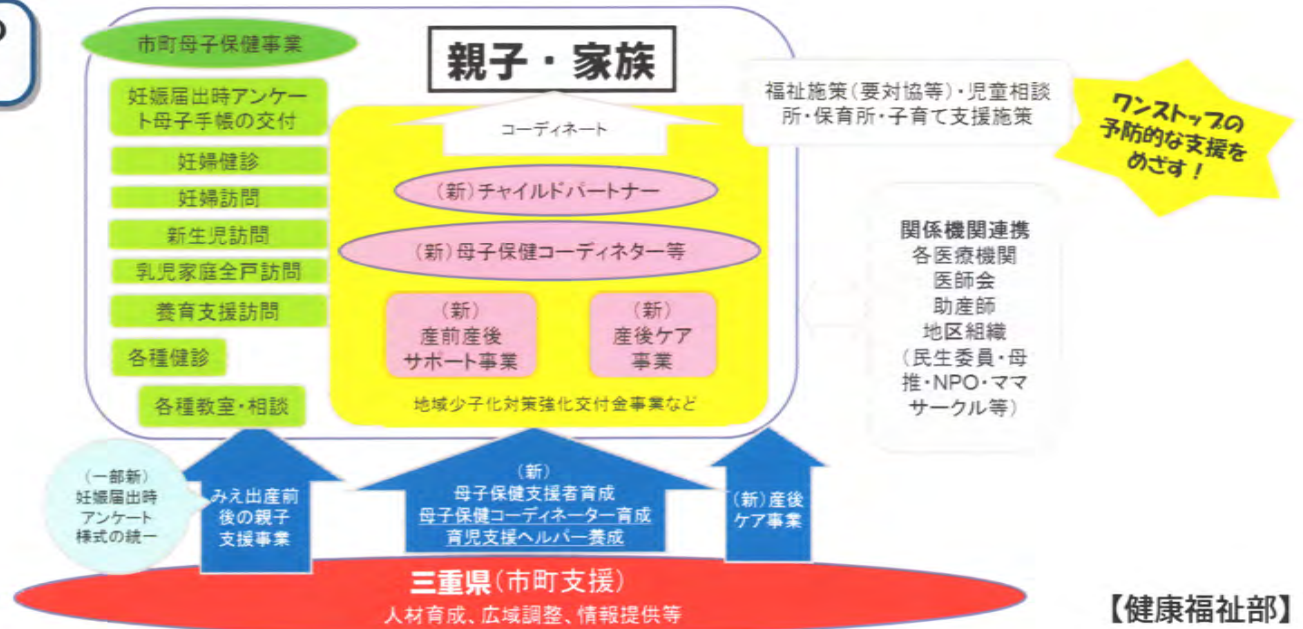


※②と③は市町事業。市町が助成した場合に県が1/2補助する。②は全市町が実施。③は14市町が実施(10月時点)。

産前産後から子育てに至るまでの切れ目ない母子への支援に向けての仕組みづくりに係る費用の支援

【提言・提案項目】

地域の実情に応じた切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策を行うため、都道府県に対し専門的知見をもった人材(アドバイザー)の配置や、保健師・助産師・看護師等地域の核となる人材の育成に係る費用を助成すること。また、市町村に対しては、地域の核となる人材の確保に係る費用や拠点となる場の運営費用を支援すること。



【健康福祉部】

2 若者の県内定着に向けた取組

(まち・ひと・しごと創生本部、文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 高等教育を地方で受けられる機会を確保するため、以下の3点に取り組むこと。
 - 大都市における大学等の新設（学部・学科の新設を含む）の抑制
 - 地方における大学等の新設（学部・学科の改組・新設を含む）に向けた財政支援措置などの導入
 - 大学収容力指数が低い県に設置されている国立大学の定員増の促進（必要な教員等の確保などを含む）
- 2 地方の大学等の魅力向上・充実及び経営基盤の安定化に向け、地域が必要とする人材の育成や、自治体・地元企業等と連携した地域課題の解決に熱心な大学等に対する運営費交付金・経常経費補助金の充実を図ること。あわせて、これらの算定・配分にあたり、都道府県知事の意見を反映させる仕組みを創設すること。
- 3 学生の地元定着に向け、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度の中に県内の高校を卒業して県内の大学等に進学する者に対する特別枠を設けるとともに、当該学生が同一県内に本社を置く企業に就職した場合の返済減免制度を設けること。
- 4 地方の大学を卒業した学生がそのまま就職できるよう、企業の本社機能や研究開発機能等を地方に移転等する際のインセンティブとして、国税・地方税の軽減制度を導入すること。なお、地方税の減収部分については補てん措置を講ずること。
- 5 若者の県内定着に向けた以下の取組等を地方の実情に合わせて、地方の創意工夫に基づき実施できるよう、地方自治体が自由に使うことのできる新たな交付金を創設すること。

【具体的な取組例】

- 地方の大学を核とした地域が必要とする人材育成
- 良質な雇用の確保に向けた新産業創出
- 大学進学・就職時に県外に流出した若者のUターン支援

《現状》

- 地方が自立し、持続的な発展をしていくためには、若者が地方に住み、働くことができる社会を実現していく必要があります。しかし、本県をはじめ多くの地方の県においては、大学等への進学時の大都市への人口流出が人口の社会減の多くを占めており、一旦流出した若者はそのまま大都市で就職する傾向があります。
- 大学設置の自由化等による大都市での新增設の集中などにより、学生の流出と若年人口の減少に拍車がかかっており、地方の大学等の疲弊が進んでいるのが現状です。
- 大都市と地方との間では、所得と雇用機会に格差が生じており、地方における良質な雇用機会の創出が重要な課題となっています。

《課題》

- ① 地方におけるイノベーションの核となる大学等の魅力向上・充実、経営基盤の安定化が不可欠であるとともに、高等教育を地方で受けられる機会を確保することが必要です。また、地元の大学等への進学や、地方での就職を促すためには、地方の大学等へ進学する学生に対するインセンティブが必要です。
- ② 地方の大学等を卒業した学生がそのまま地方で就職できるよう、企業の地方への立地を促進する仕組みの検討が必要です。
- ③ 若者の県内定着に向けた取組は、地方の実情に合わせて、地方の創意工夫に基づき実施することが大切であり、そのための財源を確保することが必要です。

県担当課名 戦略企画部企画課

関係法令等 学校教育法、独立行政法人日本学生支援機構法、法人税法、地方税法

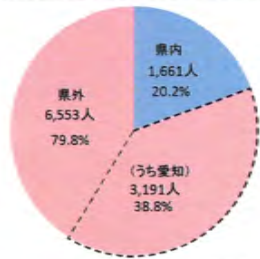
2 若者の県内定着に向けた取組

(まち・ひと・しごと創生本部、文部科学省)

現状

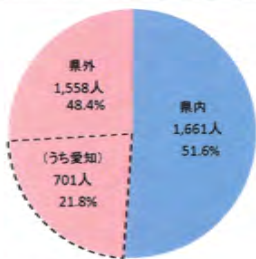
三重県における大学進学状況及び大学生の就職状況

平成26年4月に大学に進学した県内高校卒業生のうち、県内大学に進学した者の割合は20.2%



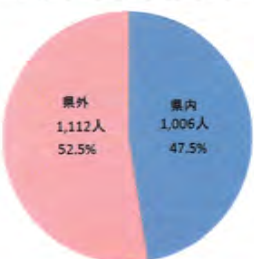
出典：文部科学省「学校基本調査」

平成26年4月に県内大学に進学した学生のうち、県内高校出身者の割合は51.6%



出典：三重県作成

平成26年3月に県内大学を卒業した学生のうち、県内企業に就職した学生の割合は47.5%



都道府県別大学数、出身高校所在地の大学への入学者割合、大学収容力指数

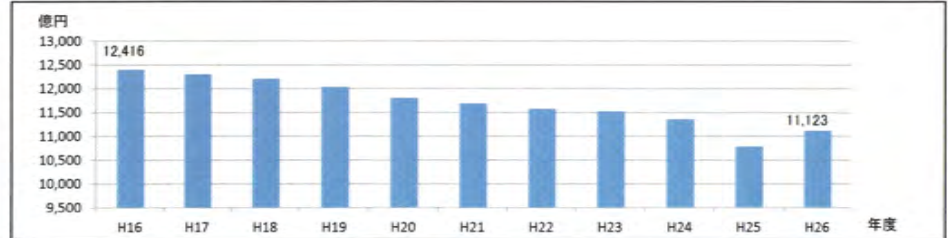
単位	大学数 (人口10万人当たり)		出身高校所在地の大学への入学者割合 (対大学入学者数)		大学収容力指数 (高卒者のうち大学進学者数)	
	校	%	校	%	校	%
全国	0.61	120.8	...
北海道	0.64	16	69.7	2	119.8	10
青森県	0.74	10	34.0	17	67.7	29
岩手県	0.38	37	27.8	25	59.5	37
宮城県	0.60	19	58.2	5	134.3	5
秋田県	0.56	23	21.5	33	56.2	40
山形県	0.43	31	18.5	39	61.9	31
福島県	0.41	33	19.8	35	42.3	47
茨城県	0.31	44	19.9	34	58.8	38
栃木県	0.45	29	22.8	32	55.8	41
群馬県	0.70	12	29.8	23	84.5	22
埼玉県	0.40	35	31.8	21	112.1	14
千葉県	0.47	27	33.6	20	113.5	12
東京都	1.04	2	63.3	4	229.3	2
神奈川県	0.32	43	43.0	12	150.7	3
新潟県	0.77	8	34.0	18	65.2	30
富山県	0.46	28	19.1	38	61.1	35
石川県	1.03	3	40.3	14	126.6	9
福井県	0.50	25	27.6	26	57.7	39
山梨県	0.82	5	28.5	24	98.3	17
長野県	0.38	38	15.9	43	44.5	44
岐阜県	0.58	20	19.2	37	54.9	42
静岡県	0.37	39	26.1	27	48.8	43
愛知県	0.69	14	71.2	1	127.9	8

単位	大学数 (人口10万人当たり)		出身高校所在地の大学への入学者割合 (対大学入学者数)		大学収容力指数 (高卒者のうち大学進学者数)	
	校	%	校	%	校	%
三重県	0.43	30	19.5	36	42.9	46
滋賀県	0.57	22	22.8	31	132.3	7
京都府	1.26	1	49.6	9	249.5	1
大阪府	0.63	17	54.6	7	139.9	4
兵庫県	0.75	9	46.1	11	112.7	13
奈良県	0.79	7	15.4	44	83.5	23
和歌山県	0.30	45	11.0	47	43.9	45
鳥取県	0.34	42	13.2	46	87.5	21
島根県	0.28	46	16.4	41	60.3	36
岡山県	0.88	4	42.4	13	114.1	11
広島県	0.81	6	51.0	8	99.1	15
山口県	0.70	13	23.9	29	98.3	16
徳島県	0.52	24	37.0	15	89.2	19
香川県	0.40	34	16.3	42	61.2	34
愛媛県	0.35	41	31.6	22	68.2	28
高知県	0.40	36	17.2	40	79.0	24
福岡県	0.67	15	63.7	3	134.0	6
佐賀県	0.24	47	15.1	45	61.2	33
長崎県	0.71	11	34.1	16	75.3	27
熊本県	0.50	26	47.0	10	97.5	18
大分県	0.42	32	23.0	30	76.8	25
宮崎県	0.62	18	25.7	28	61.3	32
鹿児島県	0.36	40	33.8	19	75.8	26
沖縄県	0.57	21	57.2	6	89.2	20

出典：文部科学省「学校基本調査」

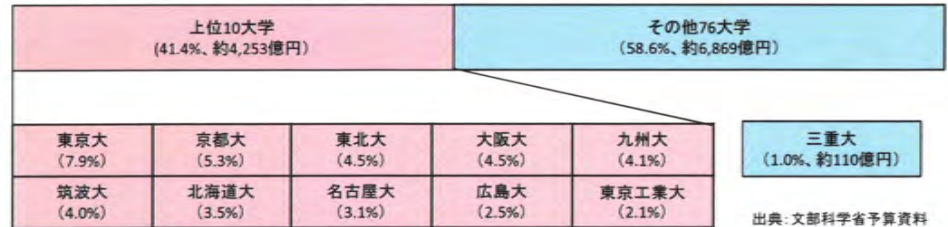
平成26年度国立大学運営費交付金予算額・国立大学運営費補助金総額の推移

国立大学運営費交付金総額の推移



出典：旺文社教育情報センター作成資料

H26年度国立大学法人86大学運営費交付金の占有状況



出典：文部科学省予算資料

国立大学の定員増に向けた課題

必要な手続き

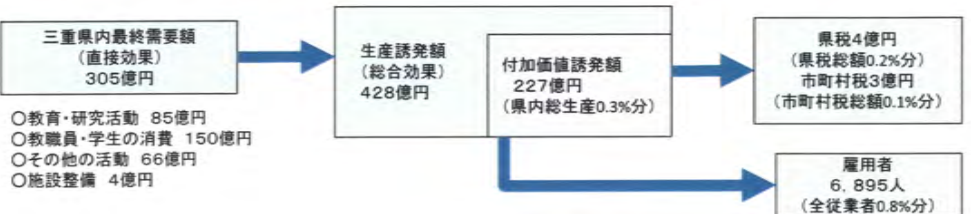
原則、各国立大学法人の判断において実施可能とされているが、以下の2点が留意事項として挙げられている。
 ◆中期目標、中期計画の変更を伴うものについては、国立大学法人評価委員会の審議を経た上で、中期目標については文部科学大臣による変更が、中期計画については変更認可が必要
 ◆運営費交付金の算定に影響するものや新たに施設整備補助金の措置を求めるもの等については文部科学省に相談が必要

クリアすべき課題と解決の方向性

◆定員充足率の安定的な確保 ⇒ 大学と地元自治体・経済界等との協力により確保
 ◆教員の確保等、受入態勢を整えるための財源の確保(交付金総額が継続的に減額される中、大きな障壁に) ⇒ 国の積極的な支援が必要

地方大学の経済効果(三重大学)

地方の大学はその存在自体により大学・大学院卒業生のための良質な雇用を生み出しており、加えて、様々な産業での付加価値誘発や雇用創出に貢献している。



出典：文部科学省「地方大学が地域に及ぼす経済効果分析報告書」

2 若者の県内定着に向けた取組

(まち・ひと・しごと創生本部、文部科学省)

現状

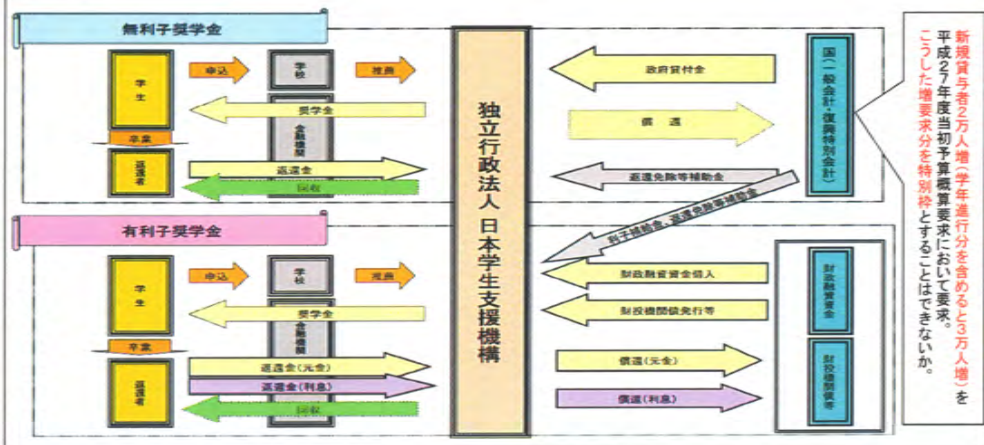
独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度

奨学金の貸与実績等

平成22年度実績で約123万人に貸与中であり、大学学部生・短大生の約3人に1人が利用している。

	貸与人数			平均貸与月額		平均貸与総額	
	新規	継続	計	無利子	有利子	学部生	大学院生
無利子	11.9万人	24.3万人	36.2万人	5.9万円	7.3万円	295.5万円	378.7万円
有利子	30.9万人	56.1万人	86.9万人				

奨学金事業のスキーム



奨学金を活用した若者定着に向けた取組例等

福井県大野市「結の故郷奨学金」

- 対象者:市民税20万円以下の世帯で、保護者が市内に住む大学生や短大生、高等専門学校生
- 貸与額:(無利子)親元を離れて通う学生2万円/月、自宅通学生1万円/月
- 返済方法:卒業後、原則10年で分割返済
- 減免条件:市内に居住すれば、返済を半額免除、配偶者と一緒に住む場合は全額免除
- 開始時期:平成27年度から
- 予算措置:「結の故郷奨学金基金」2,000万円を平成26年度9月補正予算で措置

地方への人の流れをつくる新たな税制度(たき台)

基本的な考え方

- 地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、若い世代が地方にとどまり安心して働ける雇用の場を創出
- 東京圏から地方に本社等の移転等を行う企業に対する税制上のインセンティブ

【試案】地方に本社等の移転等を行う企業に対する法人税の引き下げ、地方税の課税免除措置

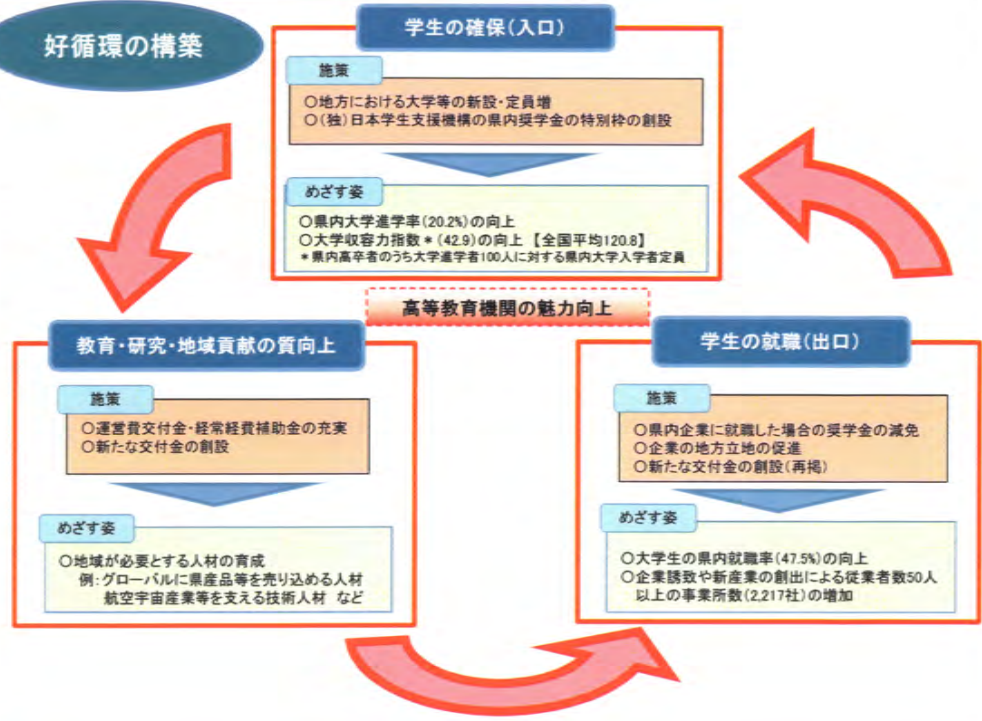
- 対象法人:東京圏から地方へ本社等を移転等した企業(本社機能の一部移転や研究開発拠点の立地等を含む)(案)・東京圏:まち・ひと・しごと創生法案を参考・本社機能の一部移転の想定要件=本社に勤務する従業員の5%以上が異動など
- 法人税に係る法人所得の30%を課税所得から控除 ※10年間
- 本社移転等に際して取得、建設、増設した土地・建築物・構築物・機械設備等について・国税(法人税等)の特別償却(機械等50%、建物等25%)
- ・地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税)の課税免除 ※取得等から10年間
- 課税免除による地方税の減収部分については、地方交付税による減収補てん措置の対象

【参考】H25年度 合計特殊出生率
・東京都 1.13
・全国平均 1.43
・北陸平均 1.49

出典:全国知事会(平成26年10月7日地方創生担当大臣、総務大臣への要望・提言書(富山県資料))

「学ぶ場」を中心とした若者の県内定着に向けた取組

好循環の構築



【提言・提案項目】

- 高等教育を地方で受けられる機会を確保するため、以下の3点に取り組むこと。
 - 大都市における大学等の新設(学部・学科の新設を含む)の抑制
 - 地方における大学等の新設(学部・学科の改組・新設を含む)に向けた財政支援措置などの導入
 - 大学収容力指数が低い県に設置されている国立大学の定員増の促進(必要な教員等の確保を含む)
- 地方の大学等の魅力向上・充実および経営基盤の安定化に向け、地方が必要とする人材の育成や、自治体・地元企業等と連携した地域課題の解決に熱心な大学等に対する運営費交付金・経常経費補助金の充実を図ること。あわせて、これらの算定・配分にあたり、都道府県知事の意見を反映させる仕組みを創設すること。
- 学生の地元定着に向け、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度の中に県内の高校を卒業して県内の大学等に進学する者に対する特別枠を設けるとともに、当該学生が同一県内に本社を置く企業に就職した場合の返済減免制度を設けること。
- 地方の大学を卒業した学生がそのまま地方で就職できるよう、企業の本社機能や研究開発機能等を地方に移転等する際のインセンティブとして、国税・地方税の軽減制度を導入すること。なお、地方税の減収部分については補てん措置を講ずること。
- 若者の県内定着に向けた以下の取組等を地方の実情に合わせて、地方の創意工夫に基づき実施できるよう、地方自治体が自由に使うことができる新たな交付金を創設すること。

【具体的な取組例】

- 地方の大学を核とした地域が必要とする人材育成
- 良質な雇用の確保に向けた新産業創出
- 大学進学・就職時に県外に流出した若者のUターン支援

3 ふるさと納税制度の拡充

(まち・ひと・しごと創生本部、総務省、財務省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 税額控除の適用下限額（現行：2千円）を下げるとともに個人住民税にかかる特例控除額の上限（現行：所得割額の1割）を上げること。
- 2 個人住民税にかかる控除対象寄附金の上限（現行：総所得金額等の30%）を上げること。
- 3 給与所得者の「ふるさと納税」について、年末調整での対応を可能とする仕組みを創設するとともに、「ふるさと納税」のみの時は確定申告書様式の簡素化を図ること。
- 4 退職所得に「ふるさと納税」を適用する仕組みを創設すること。

《現状》

「ふるさと納税」は、平成20年度から創設された制度で、都道府県・市区町村に対する寄附金のうち2,000円（平成22年までは5,000円）を超える部分は、一定限度まで、原則として所得税と住民税を合わせて全額が控除される制度です。この制度は、ふるさとに納税（貢献）したいとの思いから創設されたものであり、ふるさとを離れて東京などの県外に出た方が、ふるさとの県や市町村に寄附し、所得税や居住地の住民税が税額控除されることにより、寄附金として「ふるさと」へ納税したと同じようになります。

《課題》

- ① 税額控除の適用下限額は税務執行上煩雑さの防止の観点から、特例控除額の上限額は、個人住民税が「地域社会の会費」という性格をふまえて設定がされています。その変更には慎重な議論・検証が必要ですが、適用下限額の引下げや特例控除額の上限の引上げについては、「ふるさと納税」の促進につながると考えられます。
- ② 寄附金における所得税の所得控除の適用を受けるためには、確定申告を行うことが必要ですが、確定申告を行ったことがない多くの給与所得者にとっては、確定申告のために書類作成等を行うことや税務署に足を運ぶという負担は小さくないと考えられます。給与所得者の「ふるさと納税」について、既存制度である年末調整での対応を可能とする仕組みを創設するとともに、「ふるさと納税」のみの時は確定申告書様式の簡素化をすれば、「ふるさと納税」の促進につながると考えられます。
- ③ 退職所得については、翌年には退職者は極端に収入が減少している場合も多いことなどに配慮し、原則として退職所得の発生した年に、他の所得と分離して、個人住民税の課税が完結することとされています。退職所得についても、寄附金控除を適用する仕組みを創設することは、退職後にふるさとに戻って生活される方などの寄附を促進し、「ふるさと納税」の拡大につながると考えられます。

県担当課名 総務部税務企画課
関係法令等 所得税法、地方税法

3 ふるさと納税制度の拡充

(まち・ひと・しごと創生本部、総務省、財務省)

現
状

- ふるさと納税は、平成20年度から創設された制度で、都道府県・市区町村に対する寄附金のうち2,000円(平成22年までは5,000円)を超える部分は、一定限度まで、原則として所得税と住民税を合わせて全額が控除される制度である。この制度はふるさとに納税(貢献)したいとの思いから創設されたものであり、ふるさとを離れて東京などの県外に出た方が、ふるさとの県や市町に寄附し、所得税や居住地の住民税が税額控除されることにより、寄附金として『ふるさと』へ納税したことと同じようになる。
- 総務省が公表している「都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)」について、平成20年から22年の実績では、利用者数はいずれも3万3千人台で推移し、寄附金額は65億円台から72億円台となっている。平成23年は東日本大震災の復興支援に利用されたこともあり、利用者数は、前年の約22倍の74万人、寄附金額は前年の約9.7倍の649億円と大幅に増加した。しかし、平成24年の利用者数は、10万6千人、寄附金額は130億円と、震災前と比べると利用者数は3倍、寄附金額は2倍程度の水準となっており、社会情勢により変動の大きい歳入になっている。ふるさと納税がより安定し、住民に根付いた制度に向けて見直しが必要である。

課 題

ふるさと納税を行った後の確定申告の煩雑さや控除の対象となる寄附の限度額等に制度上改善の必要がある。

《例 税額控除の適用下限額の引下げ 2千円→1千円、
特例控除額の上限引上げ 所得割額の1割→2割
とした場合》

年収700万円、所得割35万円、ふるさと納税額8万円(平均的なふるさと納税額)のケース

控除額 58,400円		
所得税 15,600円 <small>(80,000円-2,000円) ×20%※=15,600円</small>	個人住民税 (基本控除) 7,800円 <small>(80,000円-2,000円) ×10%=7,800円</small>	個人住民税 (特例控除) 35,000円 <small>(80,000円-2,000円) ×(90%-20%※) =54,600円>35,000円 (所得割1割)</small>
↓		
控除額 79,000円		
所得税 15,800円 <small>(80,000円-1,000円) ×20%※=15,800円</small>	個人住民税 (基本控除) 7,900円 <small>(80,000円-1,000円) ×10%=7,900円</small>	個人住民税 (特例控除) 55,300円 <small>(80,000円-1,000円) ×(90%-20%※) =55,300円<70,000円 (所得割2割)</small>

※所得税の税率であり、年収により0~40%の間で変動する。
なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率とする。

【提言・提案項目】

- 1 税額控除の適用下限額(現行:2千円)を引下げるとともに個人住民税にかかる特例控除額の上限(現行:所得割額の1割)を引上げること。
- 2 個人住民税にかかる控除対象寄附金の上限(現行:総所得金額等の30%)を引上げること。
- 3 給与所得者の「ふるさと納税」について、年末調整での対応を可能とする仕組みを創設するとともに、「ふるさと納税」のみの時は確定申告書様式の簡素化を図ること。
- 4 退職所得に「ふるさと納税」を適用する仕組みを創設すること。

【総務部】

4 津波や高潮被害に備えるための海拔ゼロメートル地帯における広域避難対策の推進

(内閣府)

【提言・提案事項】 制度・予算

県北部の海拔ゼロメートル地帯では、南海トラフ地震に伴う津波や強大な台風に伴う高潮により、長期間にわたり広範囲に浸水し、当該市町内では収容しきれない多数の避難者の発生が想定されていることから、広域避難体制を構築するため、広域避難施設の整備や広域避難訓練の実施などに対する新たな財政支援措置を講じること。

《現状》

- 海拔ゼロメートル地帯は、強震動による液状化現象が起きやすく、堤防の沈降による浸水の発生や道路被害等によって地震発生後の避難行動が取りにくい上、長期間にわたり浸水が継続するという特殊事情を抱えており、三重県が国の震源モデルおよび基準を用いて調査した南海トラフ地震に係る被害想定調査結果では、県北部の桑名市と木曾岬町のゼロメートル地帯においては、地震直後から広範囲に及ぶ浸水が始まり、その後到達する4mを超える津波により、両市町で最大1,700人が津波からの逃げ遅れで死亡するという想定結果となっています。
- 昭和34年9月に紀伊半島に上陸した猛烈で超大型の伊勢湾台風により、海拔ゼロメートル地帯に位置する桑名市、木曾岬町では大雨と高潮による堤防決壊で広範囲にわたる浸水被害が発生し、この地帯だけで800人を超える方が亡くなりました。その後、河川・海岸堤防の整備が進みましたが、近年の地球温暖化の影響等により、これまで経験したことのない暴風や高潮を伴う台風が日本近海でも発生しており、この地域に伊勢湾台風を超える規模の台風が襲来すると、再び甚大な被害が発生することが懸念されます。

《課題》

- ① 海拔ゼロメートル地帯では、ひとたび津波や高潮に見舞われると、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することから、当該市町内の避難所等では収容しきれない避難者が多数発生することが想定され、これら避難者を市町外で受け入れてもらうための広域避難が必要となります。
- ② 多数の避難者を迅速に浸水地域から避難させるためには、効率的な広域避難体制の構築が不可欠であり、そのためには、避難者の移送ルートからアクセスしやすい場所等に立地する大規模な広域避難施設の整備や、広域避難計画の実用性を検証するためにバス借上げ等による広域避難訓練の実施などが必要となることから、これら広域避難体制を構築するための新たな財政支援措置の創設が必要です。

県担当課名 防災対策部防災企画・地域支援課、災害対策課

関係法令等 南海トラフ地震対策特別措置法、大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法

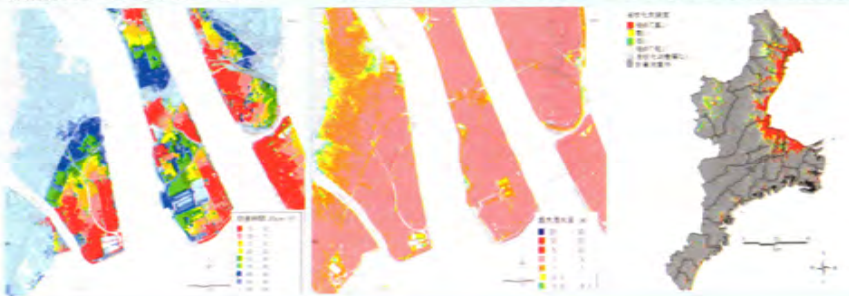
4 津波や高潮被害に備えるための海拔ゼロメートル地帯における広域避難対策の推進 (内閣府)

県北部海拔ゼロメートル地帯の現状

海拔ゼロメートル地帯は、強震動による液状化現象が起きやすく、堤防の沈降による浸水の発生や道路被害等によって地震発生後の避難行動が取りにくい上、長期間にわたり浸水が継続するという特殊事情を抱えており、三重県が国の震源モデルおよび基準を用いて調査した南海トラフ地震に係る被害想定調査結果では、**県北部の桑名市と木曾岬町のゼロメートル地帯においては、地震直後から広範囲に及ぶ浸水が始まり、その後到達する4mを超える津波により、両市町で最大1,700人が津波からの逃げ遅れで死亡するという想定結果となっている。**

昭和34年9月に紀伊半島に上陸した猛烈で超大型の伊勢湾台風により、**海拔ゼロメートル地帯に位置する桑名市、木曾岬町では大雨と高潮による堤防決壊で広範囲にわたる浸水被害が発生し、この地帯だけで800人を超える方が亡くなった。**その後、河川・海岸堤防の整備が進んだが、近年の地球温暖化の影響等により、これまで経験したことのない暴風や高潮を伴う台風が日本近海でも発生しており、この地域に伊勢湾台風を超える規模の台風が襲来すると、**再び甚大な被害が発生することが懸念される。**

津波浸水深30cm到達予測時間分布図 津波浸水予測図 (平成25年度想定) 液状化予測図 (平成25年度想定)



南海トラフ地震による被害想定



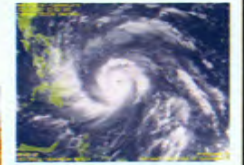
桑名市桑島町(渡部 鶴中の郷)



桑名市瓦町(大)



- 中心気圧: 895ヘクトパスカル
- 最大瞬間風速: 90m/s
- 死者: 6,201人
- 行方不明者: 1,785人



平成25年にフィリピンを襲った台風30号

伊勢湾台風(昭和34年)による被害

課題

- ① 海拔ゼロメートル地帯では、ひとたび津波や高潮に見舞われると、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することから、当該市町内の避難所等では収容しきれない避難者が多数発生することが想定され、これら避難者を市町外で受け入れてもらうための広域避難が必要
- ② 多数の避難者を迅速に浸水地域から避難させるためには、効率的な広域避難体制の構築が不可欠であり、そのためには、避難者の移送ルートからアクセスしやすい場所等に立地する大規模な広域避難施設の整備や、広域避難計画の実用性を検証するためにバス借上げ等による広域避難訓練の実施などが必要となることから、これら広域避難体制を構築するための新たな財政支援措置の創設が必要

必要な支援措置の例



平成16年新潟県中越地震 避難所



平成26年度桑名地域広域避難訓練

- 広域避難施設の整備に係る支援
 - ・既存施設の改修も含む広域避難施設の整備
 - ・自家用車・バス等による集結を想定した駐車場の整備 等
- 広域避難訓練の実施に係る支援
 - ・避難者の移送に要するバス等の借り上げ
 - ・住民に訓練参加を呼び掛ける広報 等

提言

県北部の海拔ゼロメートル地帯では、南海トラフ地震に伴う津波や強大な台風に伴う高潮により、長期間にわたり広範囲に浸水し、当該市町内では収容しきれない多数の避難者の発生が想定されていることから、広域避難体制を構築するため、広域避難施設の整備や広域避難訓練の実施などに対する新たな財政支援措置を講じること。

5 農林漁業者の経営安定に向けた燃油高騰対策の充実

(まち・ひと・しごと創生本部、農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 施設園芸を燃油価格の高騰による影響を受けにくい経営構造に転換するため実施してきた「燃油価格高騰緊急対策事業」を継続実施するとともに、軽油引取税の課税免除措置を堅持すること。また、茶業経営者の経営安定を図り、新たな販路の開拓や商品の開発が進むよう、燃油高騰に対する補てん金の交付など、施設園芸と同様の助成を行うこと。
- 2 燃油高騰による漁業者の負担軽減のため、「漁業経営セーフティーネット構築事業」に加えて実施している「漁業用燃油緊急特別対策」を継続し、年1回に限定されている加入時期を拡大するとともに、「省エネ機器等導入推進事業」についても継続すること。また、漁業者の軽油引取税の課税免除措置を堅持すること。

《現状》

- 燃油の価格高騰によって、施設園芸等の生産コスト、茶生産における製茶コストは上昇を続けており、農家経営は厳しい状況となっています。
- 国の「燃油価格高騰緊急対策事業」を活用することにより、燃油価格の影響を受けにくい経営構造への転換が進められています。
- 現在、国において、現行の「漁業経営セーフティーネット構築事業」(負担割合：国 50%・漁業者 50%)に加えて、平成 26 年度までは「漁業用燃油緊急特別対策」(負担割合：国 75%・漁業者 25%)により、燃油価格上昇分に対する補填が行われています。なお、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入は前年度末の、年 1 回に限定されています。また、省エネ機器等の導入を行う漁業者に助成する「省エネ機器等導入推進事業」は、平成 26 年度で終了します。さらに、平成 24 年度税制改正で、漁業者の軽油引取税の課税免除制度は 3 年間延長されましたが、平成 26 年度で終了します。

《課題》

- ① 今後、燃油が低廉な価格となるとは考えにくく、施設園芸について燃油の使用を抑えた経営に変えていく必要がありますが、その転換はまだ十分に進んだとはいえ、「燃油価格高騰緊急対策事業」(平成 26 年度終了)の継続が必要です。また、施設園芸と同様に燃油高騰の影響を受けやすい茶についても、対象品目となるよう制度の拡充が必要です。さらに、農業者の軽油引取税の課税免除制度については、燃油価格が高止まりする中、経営体の規模拡大や多角化等経営発展を支援するうえで、堅持することが求められています。
- ② 燃油価格が高止まりする中、漁業者の経営コスト削減のため、「漁業用燃油緊急特別対策」を継続することが必要です。あわせて、「漁業経営セーフティーネット構築事業」の利用者の利便性を図るため、年間を通じた加入を可能とすることが求められています。また、平成 26 年度で終了する「省エネ機器等導入推進事業」の継続実施も必要です。さらに、漁業者の軽油引取税の課税免除制度については、堅持することが求められています。

県担当課名 農林水産部農産園芸課、水産経営課
関係法令等 地方税法

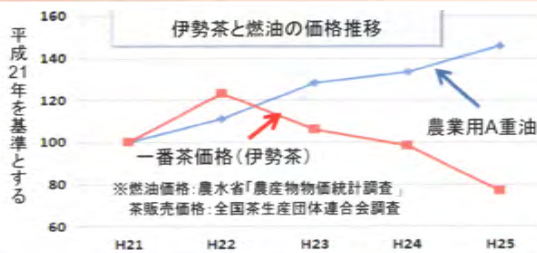
5 農林漁業者の経営安定に向けた燃油高騰対策の充実

(まち・ひと・しごと創生本部、農林水産省)

1 農業経営を燃油価格の影響を受けにくい経営構造に転換するための施策の継続実施

現状1

- ① 燃油価格の高騰によって、施設園芸等における生産コストは上昇を続けており、農業経営は厳しい状況となっています。
- ② 国の「燃油価格高騰緊急対策事業」により、燃油価格が一定基準を上回った場合の補填や省エネルギー設備の導入が進められていますが、省エネルギー設備の導入率はまだまだ低い状況です。
- ③ この「燃油価格高騰緊急対策事業」と農業者の軽油引取税の課税免除措置については、現時点で、平成26年度で終了する予定となっています。
- ④ 茶についても、製茶コストの主要経費である燃油の価格高騰や、消費減退による販売価格の低迷により、茶農家は非常に厳しい経営を迫られています。特に、三重県特産のかぶせ茶、深蒸し茶の製造においては、乾燥や蒸す時間が長く、煎茶よりも多くの燃油が必要となります。



課題1

- ・今後も燃油が低廉な価格になるとは考えにくいことから、施設園芸については、燃油高騰時における補填などのセーフティネットと、燃油の使用量の低減につながる設備の導入を引き続き進めることが必要です。
- ・農業経営の規模拡大や多角化等経営発展を図るためにも、軽油引取税における課税免除措置を堅持することが望まれています。
- ・製茶に燃油を多く使う茶についても、施設園芸と同様に、燃油価格高騰時における茶業経営者へのセーフティネットが必要です。



※ビニールなどの被覆設備と循環扇の導入により、暖房効率を高めて燃油を節約



※かぶせ茶や深蒸し茶の製造には、煎茶よりも多量の燃油が必要

施設栽培(トマト溶液栽培30a)および茶(1200a、製茶工程含む)における生産コストに占める燃油割合(※三重県調べ)

	施設栽培(トマト)	茶(製茶工程含む)
生産コストに占める燃油の割合	10.69 (%)	12.86 (%) 注1
※減価償却費含む		

茶においても、施設園芸と同様に燃油を使用する。

注1:製茶工程においては、コストの約30%を燃油が占める

燃油価格高騰緊急対策事業の導入施設(トマト25a)における燃油の使用量の削減状況例(※三重県調べ)

	導入前	導入後
燃油使用量	16,364 (kg)	13,503 (kg)
削減量		2,861

⇒ 削減率 17.5 (%)

燃油削減の効果は大きいですが、まだまだ導入は進んでいない。

三重県の施設園芸における省エネルギー設備の導入状況

	省エネ設備の導入面積	県内のハウス面積全体に占める割合
H24	9.05 (ha)	5.84 (%)
H25	16.06 (ha)	10.53 (%)
H26	18.79 (ha)	12.86 (%)

※面積は、燃油価格高騰緊急対策事業により設備を導入したハウスの面積で、三重県中央農業改良普及センター調べ

提言

1 施設園芸を燃油価格の高騰による影響を受けにくい経営構造に転換するため実施してきた「燃油価格高騰緊急対策事業」を継続実施するとともに、軽油引取税の課税免除措置を堅持すること。また、茶業経営者の経営安定を図り、新たな販路の開拓や商品の開発が進むよう、燃油高騰に対する補てん金の交付など、施設園芸と同様の助成を行うこと。

2 漁業者の経営安定を図るための燃油高騰対策の継続実施

現状2

- ① 現在、国の燃油高騰対策については、「漁業経営セーフティネット構築事業」(現行制度)に加え、平成26年度末までの特別対策として、補填金における国の負担割合を高めた「漁業用燃油緊急特別対策」が実施されています。
- ② 漁業者の省エネルギー機器等の導入を支援する「省エネ機器等導入推進事業」も平成26年度で終了することとなっています。
- ③ 平成24年度税制改正で、3年間延長された漁業者の軽油引取税の課税免除制度も平成26年度で終了することとなっています。

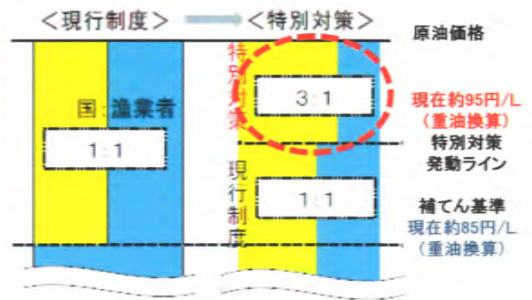
課題2

- ・燃油価格が高止まりする中、漁業者の経営安定を図るためには、補填金における国の負担割合を高めた「漁業用燃油緊急特別対策」の継続が必要です。また、年1回に限定されている加入時期の拡大が必要です。
- ・燃油価格の影響を受けにくい経営基盤を確立するためには、「省エネ機器等導入推進事業」の継続が必要です。
- ・漁業者の軽油引取税の課税免除制度も継続することが必要です。



※省エネ機器として支援対象となっているLED集魚灯

漁業経営セーフティネット構築事業(現行制度)に加えて実施されている漁業用燃油緊急特別対策



提言

2 燃油高騰による漁業者の負担軽減のため、「漁業経営セーフティネット構築事業」に加えて実施している「漁業用燃油緊急特別対策」を継続し、年1回に限定されている加入時期を拡大するとともに、「省エネ機器等導入推進事業」についても継続すること。また、漁業者の軽油引取税の課税免除措置を堅持すること。

6 林業の成長産業化に向けた支援

(農林水産省、財務省、総務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 林業の成長産業化に向けた取組を地方が地域の実情に応じて進められるよう、平成 26 年度限りとなっている「森林整備加速化・林業再生事業」を延長するとともに、地域材の需要拡大が引き続き進むよう、県産材を活用する住宅や商業施設などの整備に対する支援メニューを創設すること。
- 2 国の造林事業（森林環境保全直接支援事業・環境林整備事業）に係る地方負担の軽減措置を講ずること。
- 3 国土保全や地球温暖化防止等に大きく貢献する森林吸収源対策に必要な安定財源を確保すること。

《現状》

- 農林水産業・地域の活力創造プランでは、林業の成長産業化に向けて 2020 年までに国産材の供給量を 3,900 万 m³ に増加し、2013 年度から 2020 年度までの間に、毎年 52 万 ha の間伐等を実施する目標を掲げています。
- 森林整備加速化・林業再生基金事業の実施以降、地域材の出荷量や木造公共施設の整備件数等は大きな伸びを示しており、林業の活性化に大きな役割を果たしていますが、当該事業は平成 26 年度で終了することとなっています。
- 木質バイオマス発電施設の稼働を契機としてこれまで利用されてこなかった形質の悪い木材（曲がり材、梢端等）も木質チップ燃料として利用可能となり、林業の下支えとなる産業ができたことから、これを林業の成長産業化のチャンスと捉え、現状不足している素材生産量を増加させるため、間伐と併せて主伐の促進にも取り組む予定です。
- 造林や間伐などの国補造林事業（森林環境保全直接支援事業・環境林整備事業）については、県費負担が義務となっているため、県の財政状況によって十分な森林整備を進められない状況となっています。

《課題》

- ① 森林・林業を取り巻く状況は地域によって異なることから、林業の成長産業化に向けた取組を地方が地域の実情に応じて進められるよう、「森林整備加速化・林業再生事業」のような川上から川下に至る総合的な支援策が必要です。
- ② 消費税引き上げに伴う住宅建築等の落ち込みは、地方の経済にも大きく影響することから、住宅や商業施設などの民間木造施設の建設を促進し、地域材の需要が拡大する新たな施策が必要です。
- ③ 従来を超えて追加的に実施する間伐等については、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法において、地方債の特例等の支援措置が講じられていますが、厳しい地方の財政状況も考慮し、森林整備に係る全ての地方負担を起債対象とするなど、支援措置の見直しが必要です。
- ④ 国土保全や地球温暖化防止、林業の成長産業化を進めるうえで欠かせない、造林・間伐などの森林整備を推進するための安定的な財源の確保が必要です。

県担当課名 農林水産部森林・林業経営課

関係法令等 森林整備加速化・林業再生事業実施要綱、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法、森林法

6 林業の成長産業化に向けた支援

(農林水産省、財務省、総務省)

森林整備加速化・林業再生事業の延長と支援メニューの拡充

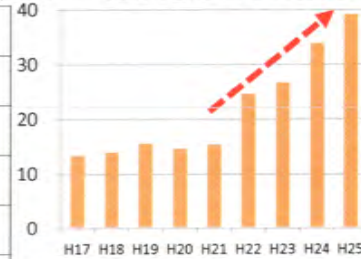
■農林水産業・地域の活力創造プランの目標

・2020年までに国産材の供給量を3,900万m³に増加(2009年:1,800万m³)

三重県における森林整備加速化・林業再生事業の実績(H21~H25の累計)

間伐実施	5,627ha
高性能林業機械の導入	27台
林内路網整備	89km
森林境界明確化	35千ha
木材加工施設整備	45施設
間伐材等の流通支援	130千m ³
木造公共施設整備	25施設
木質バイオマス利用施設整備等	5施設

「三重の木」認証材等の出荷量

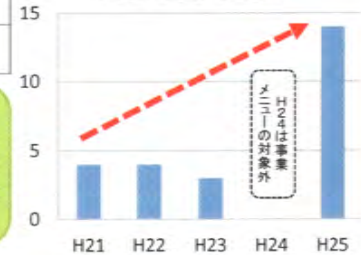


森林整備加速化・林業再生事業の活用事例



木造公共施設の整備(多気町)

木造公共施設の整備件数(加速化基金によるもの)



木質バイオマス発電所の整備(松阪市)

森林整備加速化・林業再生基金事業が実施されて以降、地域材の出荷量や木造公共施設の整備件数等は大きな伸びを示しており、林業の活性化に大きな役割を果たしている

現
状

造林・間伐等の森林整備の促進

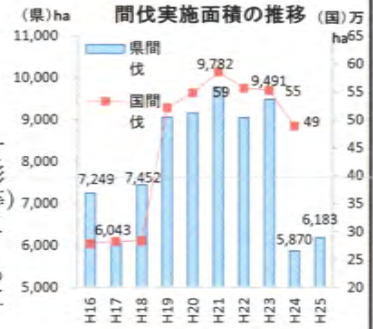
■農林水産業・地域の活力創造プランの目標

・2013年度から2020年度までの間に、毎年52万haの間伐を実施

■三重県の造林間伐面積

・再造林面積は昭和55年当時の605haに対して71haに減少
・近年約9,000haで推移していた間伐面積が直近の2年は約6,000haと3分の2に減少

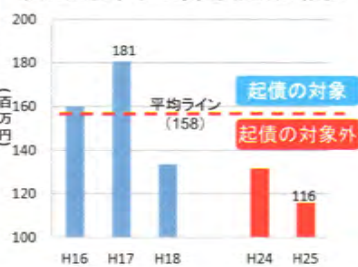
■木質バイオマス発電を契機としてこれまで利用されてこなかった形質の悪い木材(曲がり材、梢端等)も利用可能となったことから、これを林業の成長産業化のチャンスと捉え、素材生産量を増加させるため、間伐と併せて主伐の促進にも取り組む計画です。



○間伐等特措法による地方債の起債の特例

・本県において平成16年から18年の期間に間伐等に要した経費の平均(158百万円)を超えて、追加的に間伐等を実施する経費が対象となっています。
・本県が平成25年度の間伐等に要した経費は116百万円であるため、地方債の起債の対象になっていません。

国の造林事業の県費負担額の推移



課
題

■「森林整備加速化・林業再生事業」は、平成26年度で終了することとなり、当該事業が終了した場合

・路網整備や高性能林業機械の導入などの基盤整備が遅れ、木材生産の低コスト化が進まない
・森林境界明確化や木材加工施設、木造公共施設の整備等の取組が停滞などにより、森林・林業の再生に向けた取組が減速する恐れがあります。

■森林・林業を取り巻く状況は地域によって異なることから、林業の成長産業化に向けた取組を地方が地域の実情に応じて進められるよう、「森林整備加速化・林業再生事業」のような川上から川下に至る総合的な支援策が必要です。

■消費税引き上げに伴う住宅建築等の落ち込みは、地方の経済にも大きく影響することから、住宅や商業施設などの民間木造施設の建設を促進し、地域材の需要が拡大する新たな施策が必要です。

■造林や間伐などの国の造林事業については、県費負担が義務となっているため、県の財政状況によって十分な森林整備を進められない状況となっています。

■従来の水準を超えて追加的に実施する間伐等については、間伐等特措法において、地方債の特例等の支援措置が講じられていますが、厳しい地方の財政状況も考慮し、森林整備に係る全ての地方負担を起債対象とするなど、支援措置の見直しが必要です。

■国土保全や地球温暖化防止、林業の成長産業化を進めるうえで欠かせない、造林・間伐などの森林整備を推進するための安定的な財源の確保が必要です。

提
言

1 林業の成長産業化に向けた取組を地方が地域の実情に応じて進められるよう、平成26年度限りとなっている「森林整備加速化・林業再生事業」を延長するとともに、地域材の需要拡大が引き続き進むよう、県産材を活用する住宅や商業施設などの整備に対する支援メニューを創設すること。

2 国の造林事業(森林環境保全直接支援事業・環境林整備事業)に係る地方負担の軽減措置を講ずること。

3 国土保全や地球温暖化防止等に大きく貢献する森林吸収源対策に必要な安定財源を確保すること。

7 主要国首脳会議（サミット）関係閣僚会合の三重県での開催

（農林水産省）

【提言・提案事項】 制度・予算

2016年に日本で開催予定の主要国首脳会議（サミット）において、三重県は、全国に誇れる豊かな食文化を有する地域の特色を生かし、「食」をキーワードとした関係閣僚会合の開催を希望しており、本県の特色と合致した「食」に関連したテーマによる関係閣僚会合を三重県伊勢志摩地域で開催すること。

- サミット関係閣僚会合は、世界的な課題について、主要国の大臣等が議論を行う場であり、開催地の特色と議論のテーマが合致することで、より発信力の高いものとなることが期待されています。
- 人口爆発、環境問題、地域紛争など世界の食糧不足への対応や貧困などから生じる「食」の偏在を解消する「フード・セーフティネット」の構築などが世界規模の課題となっている中、2015年に開催されるミラノ国際博覧会では、「地球に食料を、生命にエネルギーを」がテーマになるなど、国際的なイベントにおいても、世界規模で「食」を考える動きがおこっています。
- 本県は、2016年に伊勢志摩国立公園が70周年を迎えること、また、かつて「御食国」と言われたように豊富な海産物のほか、世界に名を馳せる松阪牛などのブランド和牛や全国的にも有名な伊勢茶などの食材、「海女漁」、食空間を彩る「器」といった食文化を有していること、それらを背景とした「食」の産業振興に取り組んでいることなど、「食」をキーワードとしたテーマを議論する場として、テーマに合致した特色を有しています。
- 会場予定地である志摩市は、リゾート地として、素晴らしい景観の中で会合を実施できる環境が整っているほか、グレードの高い宿泊施設が地域内に充実しており、コンパクトで効率的な開催が可能となっています。加えて、警備面においては、会場予定地が賢島に位置し、車両による通行が2カ所の橋梁に限られるほか、三重県警察は、神宮参拝等に伴う多くの要人警護を実施しており、そのノウハウを有しています。
- 会場地周辺には、伝統的な海女小屋、伊勢えびやウナギの養殖技術といった水産資源の研究を担う三重県水産研究所や水産総合研究センターがある他、観光資源として真珠関連施設や伊勢神宮等、エクスカッションに利用できる施設も揃っています。
- さらに、地元市町をはじめ、経済団体、観光事業者、農林水産関係団体と「2016年みえ伊勢志摩サミット関係閣僚会合誘致推進協議会」を設立し、誘致に向け官民一体となって受入環境整備に取り組んでいます。

県担当課名 雇用経済部雇用経済総務課

7 主要国首脳会議(サミット)関係閣僚会合の三重県での開催

(農林水産省)

世界規模で論ずべきテーマ「食」

人口爆発、環境問題、地域紛争など世界の食糧不足への対応や貧困などから生じる「食」の偏在を解消する「フード・セーフティネット」の構築などが世界規模の課題となっている中、2015年に開催されるミラノ国際博覧会では、「地球に食料を、生命にエネルギーを」がテーマになるなど、国際的なイベントにおいても、世界規模で「食」を考える動きがおこっています。

三重県の「食」

- ・サミットが開催される2016年は、戦後最初の国立公園である伊勢志摩国立公園が指定70周年を迎えます。その他、吉野熊野国立公園、鈴鹿国定公園など、県土の約35%が自然公園となっており、豊かな自然から三重県の特徴ある「食」が育まれてきました。
- ・三重県南部は、8世紀当時から、「御食国(みけつくに)」として朝廷に海産物を献上してきた歴史があります。伊勢神宮外宮は食の神、豊受大御神が奉られていることでも有名です。
- ・県の無形文化財である「海女漁」においても、後世に資源を残すための取組の実践など、**自然との共生**が続けられてきました。
- ・加えて、アワビや伊勢えびをはじめとする海産物、松阪牛や伊賀牛といったブランド牛肉など**全国に誇る食材**を有するほか、伊賀焼、萬古焼など、**食に関する多様な文化**も引き継がれています。



海女漁 海女小屋



特に優れた三重県産品及びその生産者を「三重ブランド」として認定。

受入体制



- ・三重県警察は、皇族や内閣総理大臣の神宮参拝等に伴う、多くの要人警護を実施しており、そのノウハウを有しています。本年3月に天皇皇后両陛下、4月にはケネディ駐日米国大使、7月には皇太子殿下御一家の御来県に伴う警備を実施。



伊勢志摩国立公園「英虞湾」

- ・伊勢志摩地域は、伊勢神宮への参拝者等を古くからもてなしてきた地域であり、国内外からの観光客を受け入れる素地が整っています。
- ・周辺地域には、海女小屋や水産研究施設等、「食」に関わる施設が揃っているほか、伊勢神宮等の観光資源も数多くあり、エクスカージョンにも利用できます。

開催地の特色と議論のテーマが合致することで、より発信力の高いものに!!

地元市町をはじめとする関係団体とともに「2016年みえ伊勢志摩サミット関係閣僚会合誘致推進協議会」を設立し、地域・官民が一体となって受け入れ態勢の充実を図っています。

三重県伊勢志摩地域は関係閣僚会合の開催に最適の地域

【提言・提案項目】

2016年に日本で開催予定の主要国首脳会議(サミット)において、三重県は、全国に誇れる豊かな食文化を有する地域の特色を生かし、「食」をキーワードとした関係閣僚会合の開催を希望しており、本県の特色と合致した、「食」に関連したテーマによる関係閣僚会合を三重県伊勢志摩地域で開催すること。

【雇用経済部】

8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 南海トラフ巨大地震発生の切迫性が高まり、また、広域に被害を及ぼす台風や局地的な集中豪雨が頻発する中で、甚大な災害発生時の救助・救援活動や復旧・復興支援の基盤となる「命の道」として、高規格幹線道路および直轄国道等の整備が求められています。
- 県内の道路整備は道半ばであり、東名阪自動車道、国道1号、国道23号などで交通渋滞が多発しており、県民生活に大きな支障を来している中、集積する産業や魅力ある観光など地域の今ある力を生かした三重づくりを支える高規格幹線道路および直轄国道等の整備が求められています。
- 定住人口が減少傾向にある地方において、交流人口の拡大や効率的な都市形成によりその影響を緩和し、地域の活力を取り戻すことが求められています。

《課題》

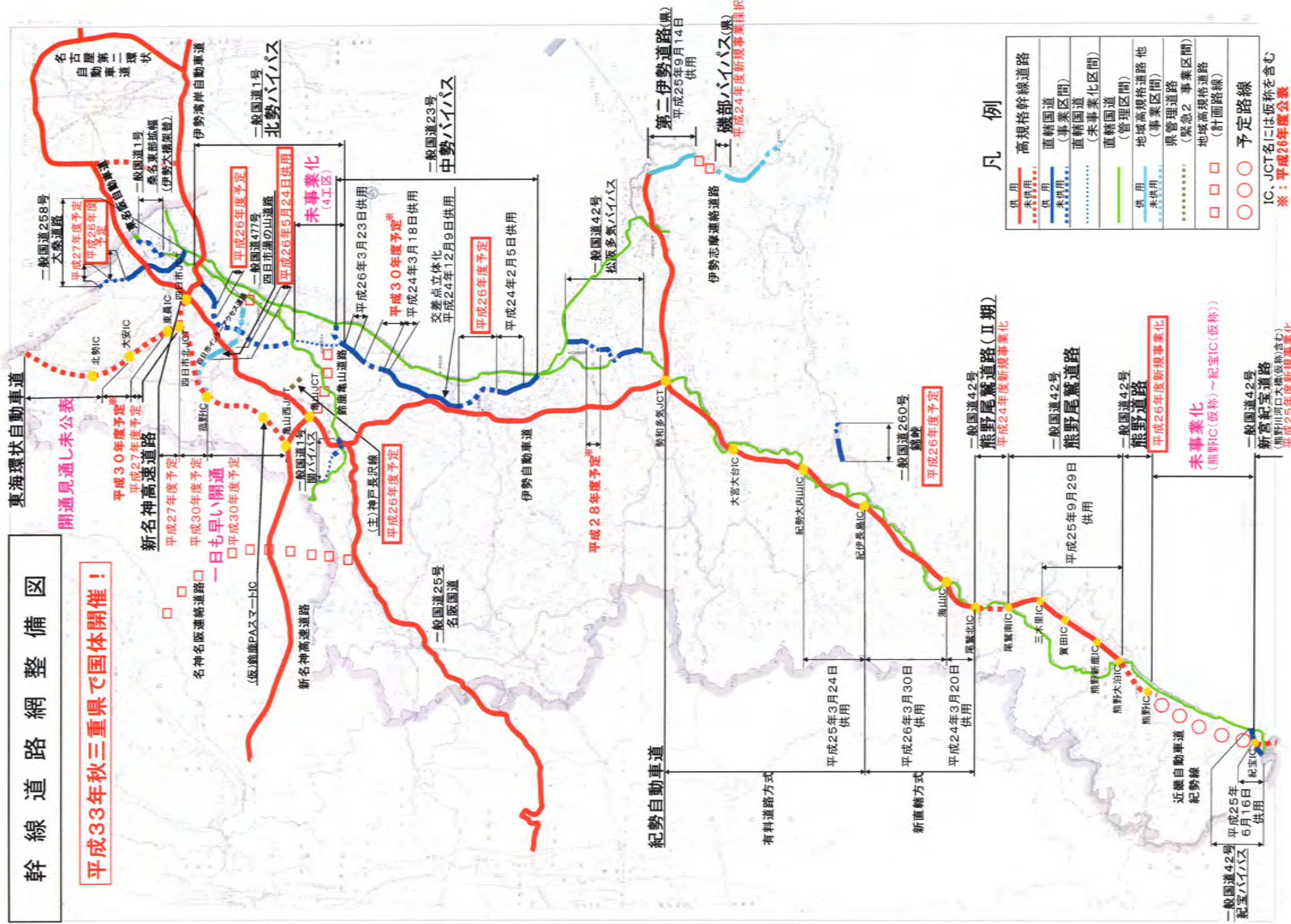
- ① 本県の南部地域では、ミッシングリンクとなっている未事業化区間において、南海トラフ巨大地震に伴う津波により国道42号の約7割が浸水することが想定されており、早期に代替性を確保する道路ネットワークが必要です。
- ② 本県の北部地域・中部地域においては、県内外との交流・連携の促進、大都市圏との迅速かつ円滑な物流の実現、地域の交通渋滞の緩和等を図る道路ネットワークが必要です。
- ③ 平成33年の国民体育大会の本県開催に向けて、県内外からの各競技会場への参加者や来場者の利便性の向上を図るため、高規格幹線道路および直轄国道等の整備を推進する必要があります。
- ④ 高規格幹線道路と一体となって、地域相互の交流促進等に資する地域高規格道路の整備が必要です。さらに、本県では、多くの高規格幹線道路等が平成30年代前半頃までに整備される予定であり、それらの整備効果を一層高めるための新たな道路網の構築に向けた検討が必要です。
- ⑤ 踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を図る必要があります。

県担当課名 県土整備部道路企画課、道路建設課、都市政策課

関係法令等 国土開発幹線自動車道建設法、道路法、社会資本整備総合交付金交付要綱 等

幹線道路網整備図

平成33年秋三重県で国体開催!



凡例

供用	高規格幹線道路
未供用	直轄国道(事業区間)
供用	直轄国道(未事業化区間)
未供用	直轄国道(事業区間)
供用	直轄国道(管理区間)
未供用	地域高規格道路他(事業区間)
供用	県管理道路(緊急2事業区間)
未供用	地域高規格道路(計画路線)
○	予定路線

IC、JCT名には仮称を含む
※:平成26年度公表

8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

着実な開通や整備による効果

【命の道】

- 高度な医療施設群も近くなります
地域の病院間で連携がとれ、地域医療が支えられる。また、高度な医療施設の連携も可能になる。
- 災害時の避難・移動も高速道路で安全・確実に
平成25年11月に発生した国道42号の岩盤崩落時には、23日間の通行止めとなったが、紀勢線の開通により、代替機能が発揮された。
- 津波からの避難場所として使えるように
南海トラフ巨大地震への備えとして紀勢線に14箇所の緊急避難施設が整備されている。
- 迅速な救命・救助活動を支えます
津波の影響を受けない高さを通過する高速道路が救命・救急を支える。

【絆の道】

- これまで遠かった家族も近づけます
正月・GW・お盆にしか会えなかった孫に、毎月会える。名古屋市の高速バスが3往復増便された。

近畿自動車道紀勢線の早期整備
・熊野IC以南の早期事業化！
・事業中箇所の整備推進！

御浜町内の国道42号は、津波により全線が浸水し、河口部にある4つの橋梁は、流出する恐れがある。熊野市以南(2市6町)の約11万人に影響がでる。



国道42号の分断による孤立リスク
↓
代替道路が必要！

14箇所に緊急避難施設等が整備！
訓練も実施

名古屋との高速バス
1日5往復 → 8往復
3往復増便
利用者も2割増加

紀勢道に経路が変更
最速40分短縮

紀勢道等の開通前(H24年度末)からの交通量は11%増加
平成25年熊野古道来訪者数約31万人
地域間の交流が増加！

一般国道	高速自動車道
⊗ 東海・東南海・南海地震による津波浸水箇所	
⊕ 第3次緊急医療施設	
⊗ 紀伊山地の雪崩と伊勢道	

【元気の道】

- 名古屋から日帰りのにぎわい創出へ
日帰り交流圏域(3時間圏域)が拡大。名古屋市も含まれ圏域人口が約680万人となった。
- 2014熊野古道世界遺産登録10周年
世界遺産登録以降、古道来訪者は年々増加し、平成25年には約31万人を記録。県と地元市町と一緒に観光キャンペーンを展開し、さらなる集客を図る。
- 開通を見込み集客施設等が整備
旬の情報が満載のビジターセンターである「熊野古道センター」(尾鷲市)や、「鬼ヶ城センター」(熊野市)、宿泊施設の「聖廟熊野倶楽部」(熊野市)などが整備された。
- 地場産業も活性化
南紀みかんがタイ王国に輸出できるようになるなど、流通に寄与している。
- コンビニの開店も進み生活が便利に
サークルKでは、平成18年(最初の開通)以降、11店舗増加(8→19店舗)
ローソンは平成26年7月、ファミリーマートは平成26年10月、東紀州地域にそれぞれ初出店(各2店舗)

「新宮・熊野・尾鷲」と「名古屋」をもっと便利に、速く!もちろんお得に!

4/25 リニューアル DEBUT!

特別に 速く! お得に!

3,000円 2,500円

三國交通 0577321196



提言 1 紀伊半島の「新たな命の道」となる熊野尾鷲道路(Ⅱ期)、熊野道路、新宮紀宝道路の着実な整備推進
2 ミッシングリンクとなっている熊野IC～串本IC間の未事業化区間(約40km)の早期事業化

【県土整備部】

8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

○ 中京圏と関西圏を結ぶ連携軸の強化

- ・ ネットワークの多重化によるリダンダンシーの確保
- ・ 渋滞解消によるネットワークの強化 (定時性確保)



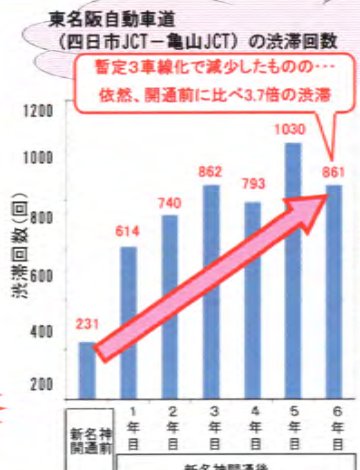
亀山西JCTの同時フルジャンクション化

災害発生時等のリダンダンシー確保

東名阪自動車道の慢性的な渋滞の解消



<亀山JCT付近のり面災害>
 ・規制区間: 亀山JCT~鈴鹿IC間
 ・規制原因: 多雨による切土のり面崩落
 2010年5月23日 23時20分発生



<亀山JCT付近の状況>

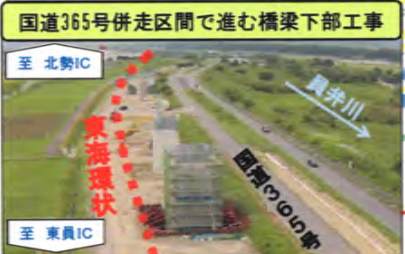
提言 新名神高速道路の着実な整備促進

【県土整備部】

8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

○ 西回り区間開通に高まる期待
沿線沿いに多数の優良企業が進出



東海環状自動車道



【三重・岐阜県境部】
H27 用地買収改良工事に着手！ 早期に開通見通しを公表し、平成33年の三重での国体までに開通を！

【北勢IC】
H27 橋梁下部工・上部工 ※用地買収率は98%

【大安IC】
H27 橋梁下部工・上部工 平成30年度開通予定 (6.1km)

【東員IC】
H27 改良工事 (1.4km) 平成27年度開通予定

【四日市北JCT】

平成33年秋三重県で国体開催！

連携の強化が進む企業活動

いなべ市長と東海環状沿線に工場を持つ4企業による要望活動 (平成25年11月 国交省中原政務官(左)、徳山道路局長(右))



<要望者>
(株)デンソー大安製作所長、トヨタ車体(株)いなべ工場長、(株)神戸製鋼所大安工場長、太平洋セメント(株)藤原工場長、いなべ市長

県主催により、(株)デンソー大安製作所と県内企業の技術交流会を(株)デンソー大安製作所にて開催
・平成24年10月25日 県内24企業が参加
・平成25年10月23日 県内19企業が参加



図 主要都市間の時間変化

【理由】

- 岐阜県西濃地域と三重県北勢地域との交流連携軸の強化
- リダンダンシーの確保
- 県内外との産業の有機的連携の強化
- 平成33年秋、三重県での国体開催に向けた利便性の向上

提言 東海環状自動車道(西回り区間、特に県境部)の着実な整備推進

【県土整備部】

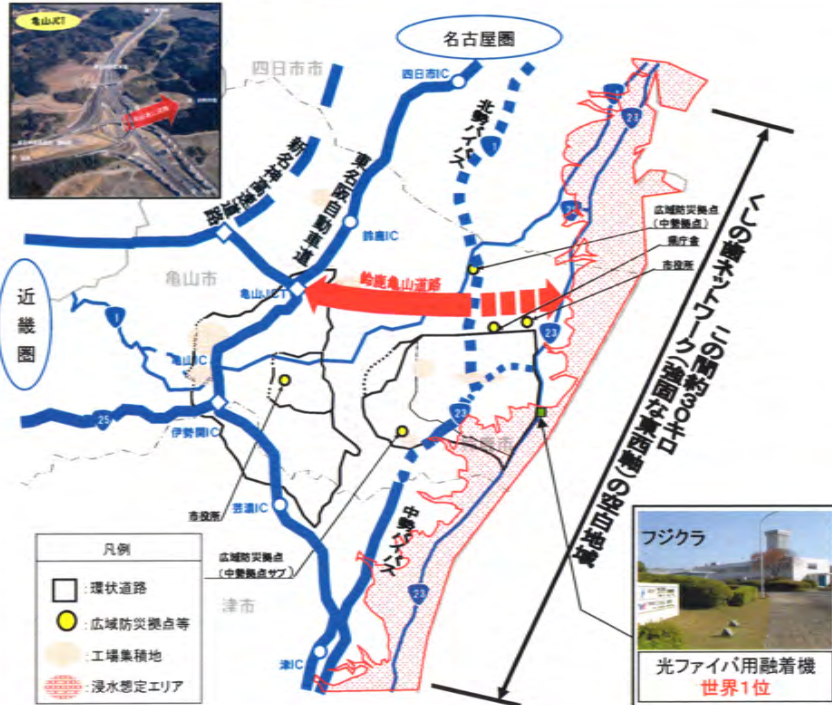
8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

鈴鹿・亀山地域の現況

鈴鹿亀山道路

- ① 鈴鹿亀山道路は新名神高速道路・東名阪自動車道（近畿圏）と国道1号北勢バイパス（名古屋圏）を連結する広域ネットワークの重要なワンピース。
- ② 鈴鹿・亀山地域は、古くから街道が交わる交通の要衝であり、自動車・精密機械等国内有数の製造業の事業所が多数立地しており、全国有数の製造出荷額を誇る産業集積地であるが、鈴鹿市の高速道路IC時間カバー率は著しく低い。
- ③ 南海トラフ巨大地震の沿岸部津波浸水時に、国道23号の寸断が想定される中、内陸からの復旧活動（くしの歯ネットワークの形成）、並びに産業活動の早期再開（企業BCP）を支援する耐災性の高い高速ネットワークが不可欠。



民間団体等の活発な活動

○要望活動(平成25年3月など)



○シンポジウム開催(平成26年2月)



○鈴鹿亀山道路の広報活動



都市計画決定を目指して、国・県・市・中日本高速が連携し、本格始動

○有識者から助言をいただくため「鈴鹿亀山道路有識者委員会」を3回開催し、2つのルート帯を提示(平成26年3月など)



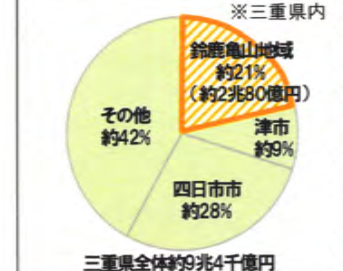
○国・県・市・中日本高速による調査・調整を行う「鈴鹿亀山道路検討会」を3回開催(平成26年2月など)



○県民の皆さんの意見を直接うかがうための「鈴鹿亀山道路100人協議会」を2回開催(第1回 平成25年9月:147名、第2回 平成26年2月:106名参加)



[製造品出荷額構成比] ※三重県内



本田技研工業(株)鈴鹿製作所にて製作されている「N BOX」が平成24、25年度 軽自動車販売台数



提言 鈴鹿亀山道路の早期実現のための計画検討の推進

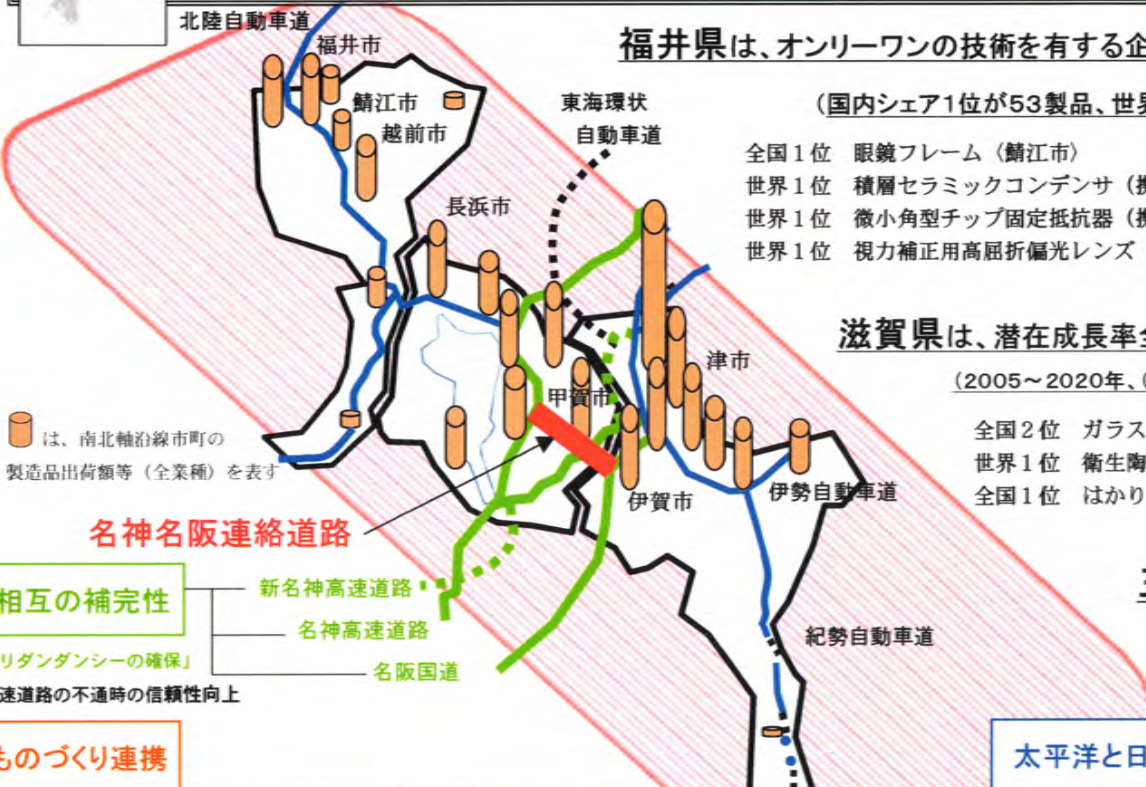
【県土整備部】

8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

名神名阪連絡道路

名神名阪連絡道路は、日本の背骨「名神・新名神・名阪国道」を南北につなぎ、**相互の補完性**を高める。**太平洋と日本海を連結**。南北に散らばっている、きらっと光る企業活動をつなぎ、中部と近畿の**ものづくり連携**を強め一体性を高める。



福井県は、オンリーワンの技術を有する企業が多数立地

(国内シェア1位が53製品、世界シェア1位が14製品)

- 全国1位 眼鏡フレーム〈鯖江市〉
- 世界1位 積層セラミックコンデンサ(携帯電話用)〈越前市〉
- 世界1位 微小角型チップ固定抵抗器(携帯電話用)〈福井市〉
- 世界1位 視力補正用高屈折偏光レンズ〈鯖江市〉等



ハリウッドスターからくまモンまで 福井県の眼鏡フレーム世界シェア20%



積層セラミックコンデンサ



微小角型チップ固定抵抗器

滋賀県は、潜在成長率全国1位

(2005~2020年、(社)日本経済研究センター推計)

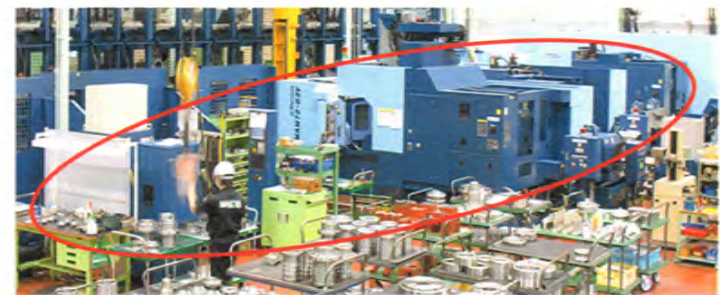
- 全国2位 ガラス(液晶用ガラス基板等)〈長浜市〉
- 世界1位 衛生陶器〈甲賀市等〉
- 全国1位 はかり等



液晶用ガラス基板

三重県は、人口1人あたりの製造品出荷額等全国1位

- 世界3位 工作機械〈伊賀市〉
- 全国1位 業務用化粧品〈伊賀市〉等



世界中の工場で、DMG森精機が製造した工作機械が、航空機や自動車などに組み込まれる部品を生産しています。

は、南北軸沿線市町の製造品出荷額等(全業種)を表す

相互の補完性

「リダンダンシーの確保」
高速道路の不通時の信頼性向上

ものづくり連携

3県(三重県+滋賀県+福井県)・愛知県・大阪府の総生産額の合計は、東京都に匹敵

<都道府県総生産ランキング>		
1位	東京都	91兆円
2位	大阪府	36兆円
3位	愛知県	32兆円
	...	
(三重県+滋賀県+福井県	16兆円)

太平洋と日本海を連結

南北に連結され、太平洋と日本海がつながる。また、高速道路やリニアで広域的周遊的な移動が可能

<所用時間の短縮：津市-福井市間>	
現況ルート：津市→(草津JCT)→福井市	3時間22分
↓	
整備後ルート：津市→(名神名阪連絡道路)→福井市	2時間42分(40分短縮)

提言 名神名阪連絡道路の早期実現のための計画検討の推進 【県土整備部】

8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

三重県の産業が集積する北勢・中勢地域の抱える問題点

- ①国道1号、国道23号の慢性的な渋滞（渋滞解消が急務！）と同時に、南海トラフ巨大地震等による津波で国道1号、国道23号の各所が浸水し、沿岸部における交通機能が寸断（リダンダンシーの確保！）
- ②産業再生を支援するために北勢・中勢地域の連携強化が必要（北勢BP 4工区の早期事業化！）

⇒ 道路を賢く使うには、北勢バイパスの整備によるダブルネットワーク形成が必要！

国道1号北勢バイパス



地震防災シンポジウム開催
1,200名（H26年2月2日）

四日市市自治会連合会、鈴鹿市自治会連合会、四日市商工会議所が集めた「北勢バイパスの早期完成を求める署名」合計数

126,430名

（平成22年8月に国土交通省へ提出）
市民・経済界・行政とともに、
国道1号北勢バイパスの早期完成を強く望んでいます！

「国道477号四日市湊の山道路開通式」（H26.5.24）で、出席した国会議員全員から北勢BPの早期整備を求める発言がありました。

北勢BP事業中箇所の整備推進！



国道1号の渋滞状況（四日市市内）

渋滞により年間約140億円の損失※

※北勢BPに並行する現道国道1号、国道23号の合計



国道23号の冠水状況（津市内）

冠水により交通機能が寸断！

北勢BP及び中勢BPの事業化区間の整備効果
道路ネットワークが繋がることで、
渋滞損失は、四日市市街地で2割減少！
津市・松阪市市街地で3割減少！

北勢BP及び中勢BPの全線4車線化整備効果

国道23号現道の混雑度1.25以上の区間が解消！
渋滞損失は、四日市市街地は4割減少！、鈴鹿市市街地は3割減少！
津市・松阪市市街地は6割減少！

津波浸水区域（施設なし）
（三重県 平成23年度版予測）

北勢BP 4工区の早期事業化！

東芝の半導体工場への新規投資
毎年2000億円規模の設備投資を継続

四日市港の外貿コンテナ貨物
取扱量が過去最高を記録

電子部品出荷額ランキング
四日市市 全国1位
輸送用機械出荷額ランキング
鈴鹿市 全国7位
基礎素材型産業出荷額ランキング
四日市市 中部・近畿圏1位

北勢BP未事業化区間（4工区）の整備効果

四日市～松阪間の幹線道路のダブルネットワーク形成により、
渋滞損失は、鈴鹿市市街地で2割減少！

市町村	出荷額(億円)	全国(1,702市町)	三重県
四日市市	26,146	12	1
鈴鹿市	13,831	32	2
いなべ市	9,428	82	3
亀山市	6,247	108	6
桑名市	3,235	215	9
津市	8,016	76	4
松阪市	4,991	135	7
その他	22,265		
合計	94,157		23.6%

* 全国9位

出荷額の約8割が
北・中勢地域に集中！
連携強化が必要！

北・中勢地域を結ぶ幹線道路は国道23号 一本のみ！

結節点が未事業化のため連携が不十分！

北勢BPの4工区の事業化によるダブルネットワーク形成が必要！

8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

三重県の産業が集積する北勢・中勢地域の抱える問題点

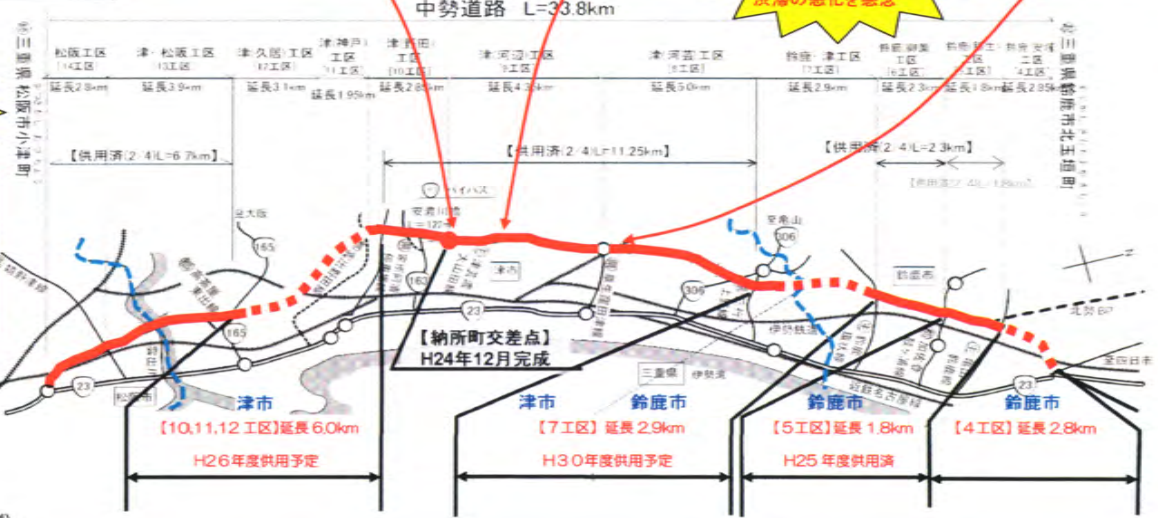
- ① 国道1号、国道23号の慢性的な渋滞（渋滞解消が急務！）
- ② 南海トラフ巨大地震等による津波で国道1号、国道23号の各所が浸水し、沿岸部における交通機能が寸断（リダンダンシーの確保！）
- ③ 産業再生を支援するために北勢・中勢地域の連携強化が必要（中勢BPの早期完成とともに北勢BP4工区の早期事業化！）
- ④ 既供用区間の渋滞対策の推進も重要

納所交差点立体化の完成 (H24.12.9)
渋滞が緩和されました！



国道23号中勢バイパス

今年度の津市内 6km
供用後は、更なる
交通量の増加による
渋滞の悪化を懸念



製造品出荷額等(全業種)H23年

市町村	出荷額(億円)	全国(1,702市町)		三重県	
		順位	割合(%)	順位	割合(%)
四日市市	26,146	12	27.8%	1	27.8%
鈴鹿市	13,831	32	14.7%	2	14.7%
いなべ市	9,426	62	10.0%	3	10.0%
津市	8,016	76	8.5%	4	8.5%
亀山市	6,247	108	6.6%	6	6.6%
松阪市	4,991	135	5.3%	7	5.3%
桑名市	3,235	215	3.4%	9	3.4%
その他	22,265				23.6%
合計	94,157				

*全国9位

出荷額の約8割が
北・中勢地域に集中！

北・中勢地域を結ぶ
結節点が未事業化の
ため連携が不十分！



8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

「災害時の緊急物資輸送の機能確保」、「常時の物流効率化の支援」、
「交通渋滞の緩和」のため、老朽化の著しい伊勢大橋の早期架け替
えが強く求められており、事業推進に必要な事業費の確保を！

伊勢大橋の架け替え事業の本格着工を！

「伊勢大橋架け替え」の必要性

国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)

- ①長年の雨水・塩害の影響により老朽化が進行(昭和9年度竣工)
- ②地盤沈下により、伊勢大橋(現橋)断面が計画高水位を下回る
- ③伊勢大橋(現橋)の耐荷力不足により、ISO(国際標準化機構)規格コンテナの輸送が一部制限(20t超過車両)
- ④桑名東部拡幅区間におけるkmあたりの渋滞損失時間は依然として高く、三重県内の国道平均の約3.4倍に相当

<中堤上流からの全景>
*昭和9年度竣工(80年経過)



●老朽化を応急補修等により維持している状況

<補修塗装工事前の状況>

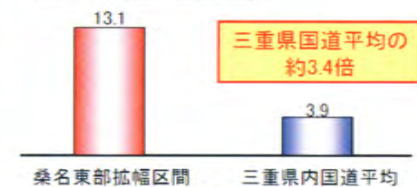


床組の侵食

伊勢大橋(支承の移動)

●交通渋滞の緩和・解消が必要

渋滞損失時間(万人時間/年 km)



出典: H22 渋滞損失時間



伊勢大橋付近の渋滞状況

●地盤沈下により、計画高水位を下回る箇所が存在

[伊勢大橋(現橋)断面図]



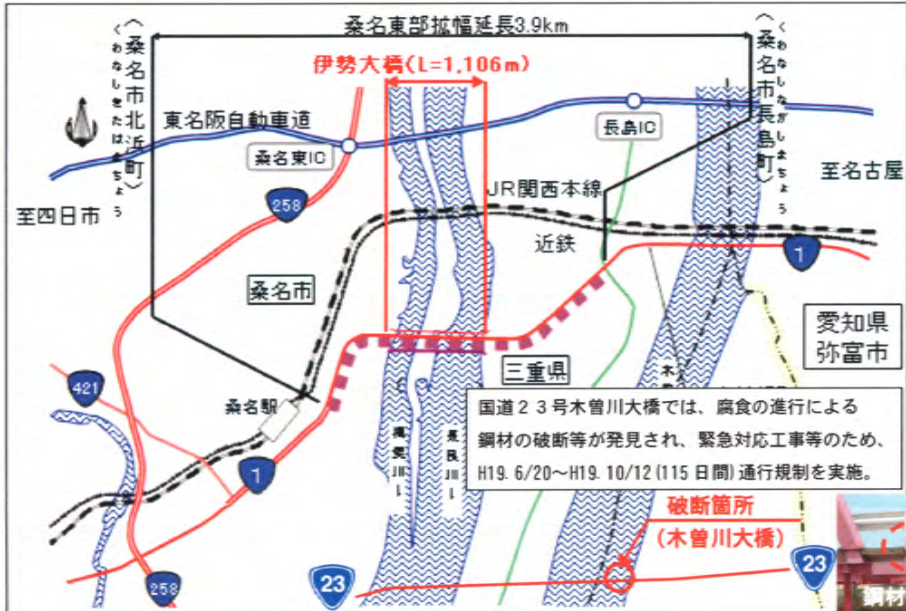
●耐力不足によるコンテナの陸上輸送の一部制限



長良川・揖斐川断面 大型交通量 ※H22 センサス

国道1号	2,583台/日 (大混率: 15.7%)
国道23号	16,959台/日 (大混率: 46.6%)

耐震補強対策は、河積阻害率等の課題により困難



提言 国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架け替え)事業の整備推進

【県土整備部】

8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

四日市インターアクセス道路(四日市湯の山道路)、伊勢志摩連絡道路(磯部バイパス)の整備を推進中！！

四日市インターアクセス道路

平成30年度 新名神高速道路の開通にあわせた供用！！

四日市インターアクセス道路 四日市湯の山道路 9.0km 【地域高規格道路】

H26.5.24部分開通！ 暫定2車線、約4.4km

四日市拡張(4車線化) L=3.0km(交付金事業)

主要渋滞箇所 国道477号宿野交差点

H26.5.24の部分開通により 現道の渋滞緩和が図られました！

①最大渋滞長が300m→50mに！！

宿野交差点の最大渋滞長(方向別、平日)

方向	供用前 (H25.10.31)	供用後 (H26.5.24)
東行	300m	50m
北行	300m	50m
西行	300m	50m
南行	300m	50m

最大渋滞長が50mに短縮されました！

②現道交通量が20%減少！！ (供用前)15,400台 → (供用後)12,300台

③移動時間の7分間短縮！！ 久保田橋～吉沢IC間 (供用前)20分 → (供用後)13分

四日市インターアクセス道路(四日市湯の山道路)整備状況 (H26.10.10撮影、吉沢IC～菟野IC間)

吉沢IC付近 吉沢高架橋

伊勢志摩連絡道路

第二伊勢道路に続き、磯部バイパスの整備推進！！

H25.9.14 第二伊勢道路 開通効果

①代替路としての機能を発揮！

伊勢道路の事前雨量規制 (時間40mm、連続150mm)

平成25年9月以降、4回の通行止め (第二伊勢道路供用開始以降)

日付	時間	天候
H25.9.16	3:50～12:30	台風18号
H25.10.15～16	22:30～9:00	台風26号
H25.10.20	14:30～19:15	大雨
H26.8.9～10	20:00～16:10	台風11号

②断面交通量が約40%増加！

6,900台の増加！

時期	断面交通量 (台/12h)
開通前 (8/25)	17,400
開通後 (9/22)	24,300

第二伊勢道路 国道167号(現道) 伊勢道路

断面交通量 (第二伊勢道路+R167+伊勢道路)

提言 四日市インターアクセス道路、伊勢志摩連絡道路の整備推進に必要な予算の確保

【県土整備部】

8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

まちの活力再生に向け、連続立体交差事業、踏切除却事業の推進に必要な予算確保を

近鉄名古屋線連続立体交差事業

平成27年度
鉄道高架切替完成

踏切事故の解消による安全・安心なまちづくり
踏切渋滞の解消による交通の円滑化

連続立体交差事業 680m



松阪公園大口線踏切除却事業

平成27年度
アンダーパス供用

踏切除却事業 600m



提言 近鉄名古屋線(川原町駅付近)連続立体交差事業や松阪公園大口線踏切除却事業の推進に必要な予算の確保

【県土整備部】

9 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(総務省、国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 平成 25 年の台風 18 号により、服部川の直轄管理区間において、床上浸水 45 棟など住民生活に影響を及ぼす甚大な被害が発生しました。また、木津川の県管理区間では、国道を兼用する堤防が洪水により崩壊しました。木津川の河川改修については、平成 27 年度の上野遊水地の運用開始に向け、国による直轄事業が進められています。県では再度の災害に備え河道整備を進めています。一方、抜本的な治水安全度の向上が期待される川上ダムは、平成 26 年 8 月に国による検証の結果「継続」が決定したものの、完成まで 8 年を要するとされています。
- 伊賀市三田地区の浸水被害の軽減に向け、国、県、市による「三田地区浸水被害対策会議」において、浸水要因の分析や対策メニューの抽出が行われ、平成 26 年度には国土交通省が野間川樋門の工事に着手しました。
- 平成 23 年 9 月の紀伊半島大水害や平成 26 年 8 月の広島土砂災害など、近年土砂災害による被害が多発しています。

《課題》

- ① 平成 25 年の台風 18 号による被害は、住民の生活に多大な影響を及ぼすとともに、大きな不安を抱かせています。このため、再度の災害等に備え、地域住民の不安解消のための治水対策を推進する必要があります。木津川流域の治水対策は、上野遊水地、川上ダム、木津川河川改修を一体として進める必要があります。
- ② 伊賀市三田地区の浸水被害を軽減するためには、国、県、市が引き続き連携し、「三田地区浸水被害対策会議」において抽出された対策メニューを着実に実施する必要があります。
- ③ 県民の安全・安心を確保するため、伊勢湾台風による壊滅的な被害を契機として整備され、その後、約半世紀が経過し老朽化した堤防などの洪水・高潮対策、および南海トラフを震源地とする巨大地震の「津波避難対策特別強化地域」の指定区域はもとより県北部のゼロメートル地帯において、地震により液状化などが予想される堤防などの耐震対策として、直轄事業による河川改修や海岸整備を着実に推進することが必要です。
- ④ 過去の洪水で被害を受けた地域における再度の災害防止、抜本的な治水安全度の向上を図るため、鳥羽河内ダムの整備を着実に推進することが必要です。
- ⑤ 多発する土砂災害から県民の生命・財産を守るためには、土砂災害警戒区域等の指定および土砂災害防止施設の整備を着実に推進することが必要です。

県担当課名 県土整備部河川課、防災砂防課、港湾・海岸課

関係法令等 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備総合交付金交付要綱 等

9 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

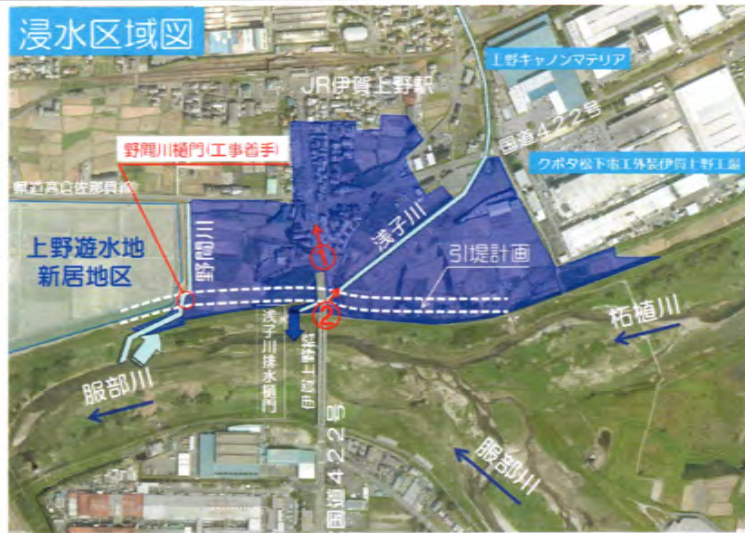
(国土交通省)

平成 25 年の台風 18 号により、住民生活に影響を及ぼす甚大な被害が発生！

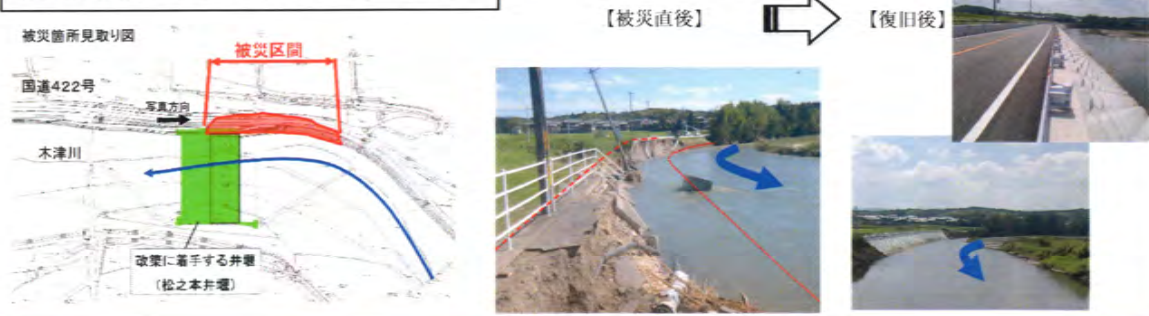
- ・服部川の直轄管理区間において、床上浸水 45 棟など
- ・木津川の県管理区間において、国道を兼用する堤防が洪水により崩壊



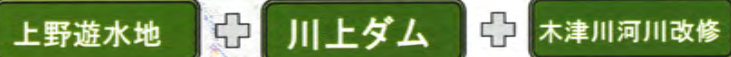
伊賀市三田地区の浸水被害(H25年9月16日)



伊賀市下神戸地区の木津川の復旧状況



木津川流域の治水対策は
上野遊水地、川上ダム、木津川河川改修を一体として進めています。



- ◎被災した施設の復旧はもとより、再度の災害等に備え、治水対策の推進が必要！
- ◎木津川流域の治水対策には、上野遊水地・川上ダム・木津川河川改修が必要不可欠！

提言

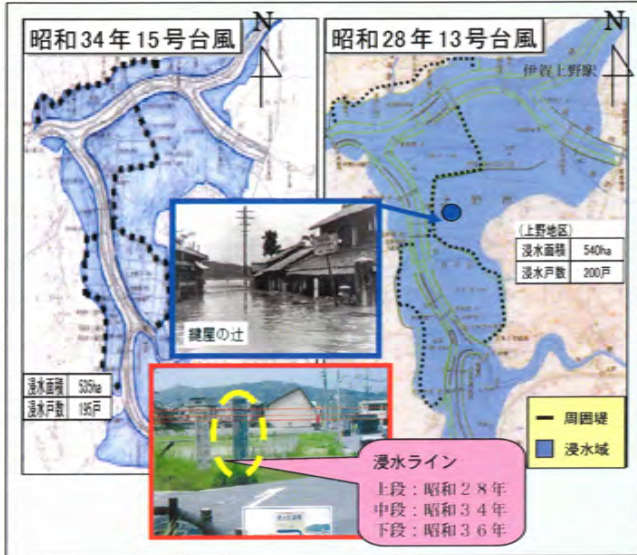
- 1 平成 25 年台風 18 号により甚大な被害が発生した木津川の再度災害防止に向け、川上ダムの早期完成、直轄河川事業の推進、県事業への支援を強化すること。
- 2 伊賀市三田地区の浸水被害の早期軽減に向け、国、県、市による連携のもと対策を推進すること。

【県土整備部】

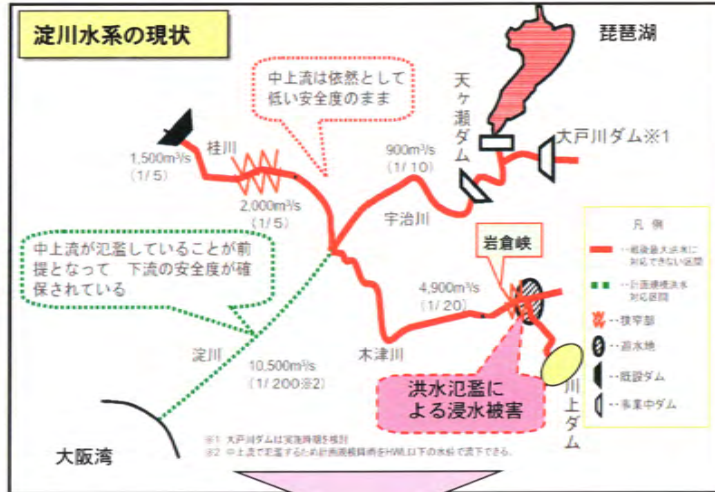
9 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

三重県の伊賀地域(木津川上流地域)は、過去から幾多の浸水被害を受け続けてきました。

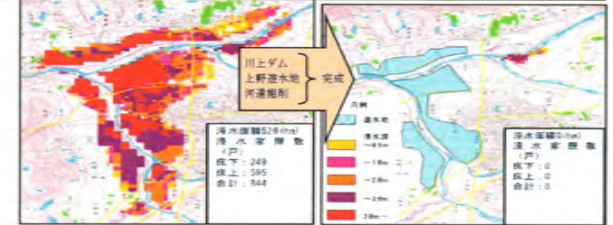


淀川水系の治水上の安全は、中・上流が氾濫していることが前提となっ
て、下流の安全が確保されています。



川上ダムには、洪水調整や利水の確保などの整備効果があります。

【治水】伊賀地域(木津川上流域)の浸水被害を軽減

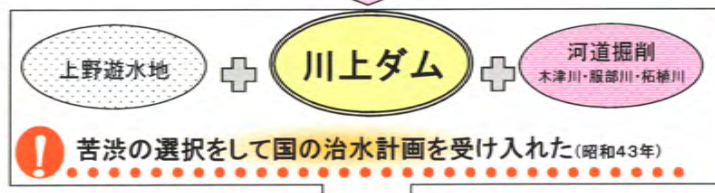


【利水】伊賀市水道の安定供給のための水源確保

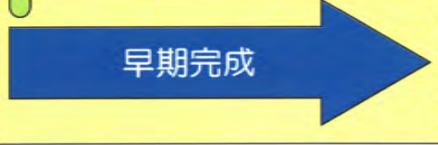


【現状】
やむを得ず暫定豊水水利権
を取得しH21.4.1より
給水開始

伊賀地域の住民は岩倉峡(狭窄部)の開削を要望



平成26年8月にダム検証で「継続」
が決定したものの、完成まで8年を
要するとされており、さらなる工期
短縮とコスト縮減に努め、一日も早
い事業効果の発現を熱望。

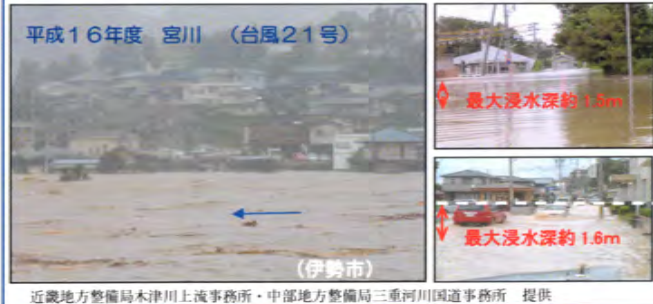


提言 川上ダムの早期完成を図るとともに、事業実施にあたってはさらなるコスト縮減に最大限努めること。 【国土整備部】

9 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

頻発する洪水被害



頻発する集中豪雨、大型化する台風、巨大地震への備えとして 直轄河川の整備推進が必要



提言

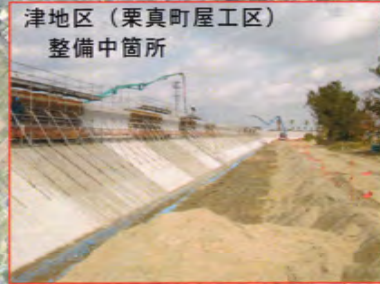
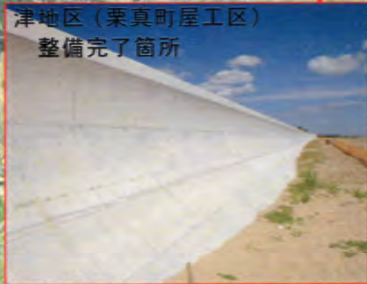
1 大規模水害等に備えた治水対策や大規模地震に備えた地震・津波対策として、直轄河川事業を推進すること。

2 海拔ゼロメートル地帯をはじめとする河口部の河川堤防の耐震対策を推進するため、平成27年度で終了する全国防災事業に代わる制度を創設すること。

【県土整備部】

9 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)



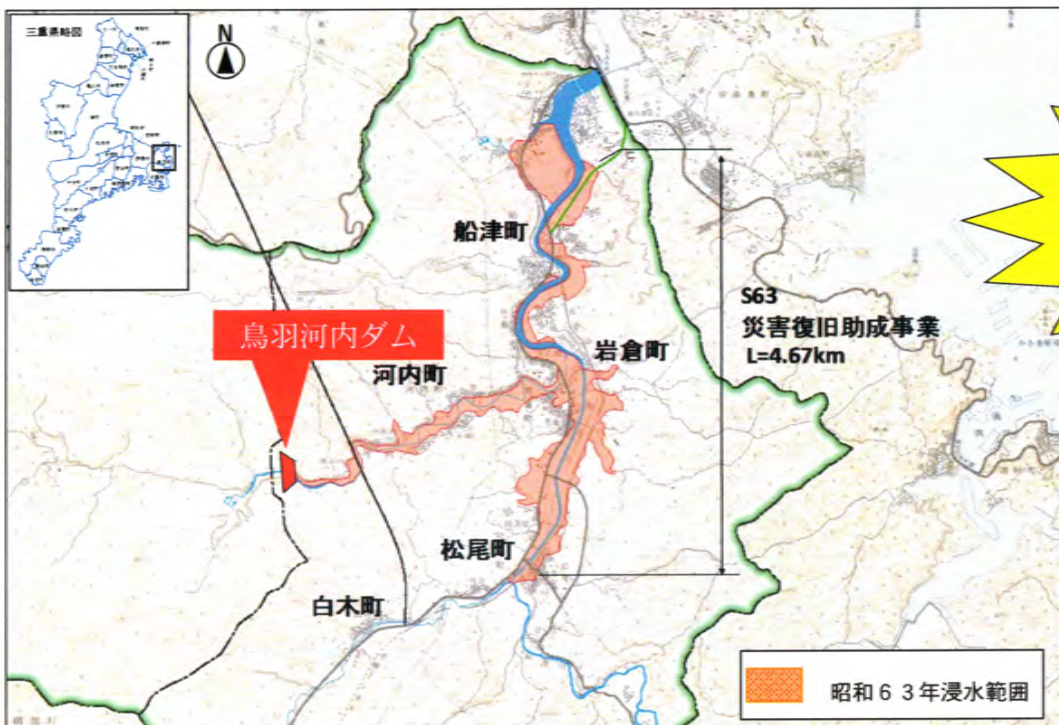
地区名	津 (栗真町屋)(阿漕浦・御殿場)	津 (贊崎)	香良洲	三雲 (鶴・天白)	松阪 (松ヶ崎・獵師・大口・西黒部)
全体事業費(億円)	135.0	42.7	71.3	87.9	48.6
整備期間	H23~H35	H14~H23	H4~H21	H4~H24	H6~H20
整備延長	5.5km	2.2km	2.4km	3.3km	3.1km
H26予算(億円)	10.3	-	-	-	-
備考	H23新規採択箇所				

提言 大規模水害等に備えた高潮対策や大規模地震に備えた地震・津波対策として、直轄海岸事業を推進すること。

【県土整備部】

9 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)



二級河川加茂川水系は、過去幾度となく、洪水氾濫による浸水被害が発生！

昭和57年
死者1名 浸水戸数46戸
昭和63年
死者4名 浸水戸数72戸 等



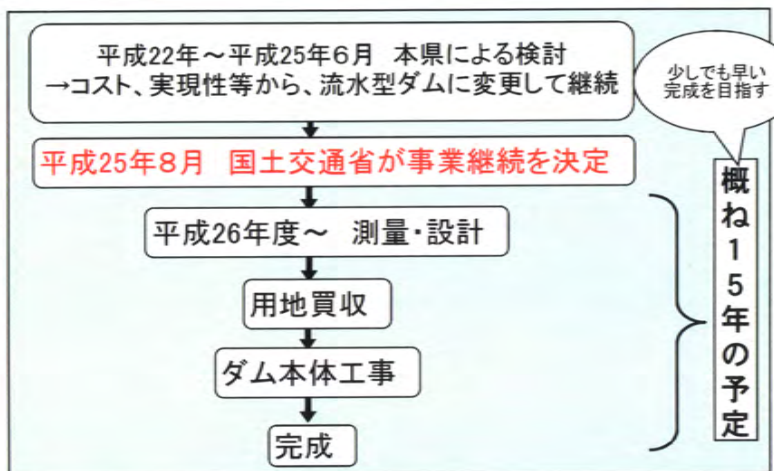
昭和63年 鳥羽市船津町



昭和63年 鳥羽市松尾町



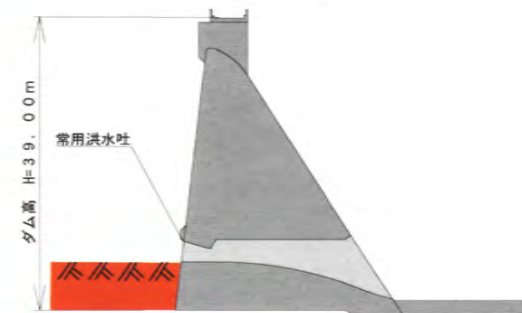
昭和63年 鳥羽市松尾町



過去の洪水で被害を受けた地域における再度の被害防止、抜本的な治水安全度の向上を図るため、鳥羽河内ダムの整備を着実に推進する必要があります。



【流水型ダム断面図】



提言 抜本的な治水安全度の向上のため、ダム検証で継続が認められた鳥羽河内ダムの整備推進に必要な予算を確保すること。

【県土整備部】

9 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

異常気象により災害が多発

平成16年9月 台風21号豪雨



大田町 播磨

平成23年9月 紀伊半島大水害



紀伊半島 シンブウの谷

平成20年9月 豪雨



熊野町 北谷

平成23年9月 紀伊半島大水害



熊野市 上大長田谷

施設の整備効果により被害無し

平成24年9月 豪雨



被災前



被災後

いなべ市 小滝川

災害時要援護者関連施設を重点整備



病院

松原市 山室

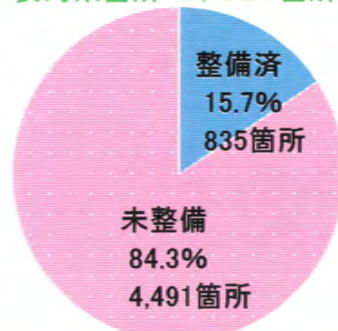


医院

熊野市 馬留

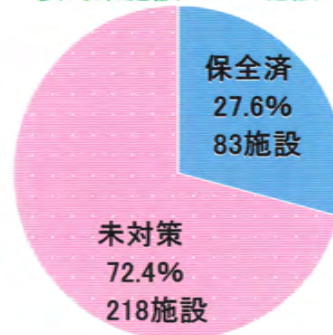
- ・近年、土砂災害が多発し、未対策の危険箇所では多くの被害が発生
- ・施設の整備により下流に被害無し
- ・広島土砂災害においても施設の整備された地区は被害無し

土砂災害防止施設の整備状況
要対策箇所 5,326箇所



土砂災害防止施設の整備は15.7%に留まっている

災害時要援護者関連施設の保全状況
要対策施設 301施設



災害時要援護者関連施設の保全は27.6%に留まっている

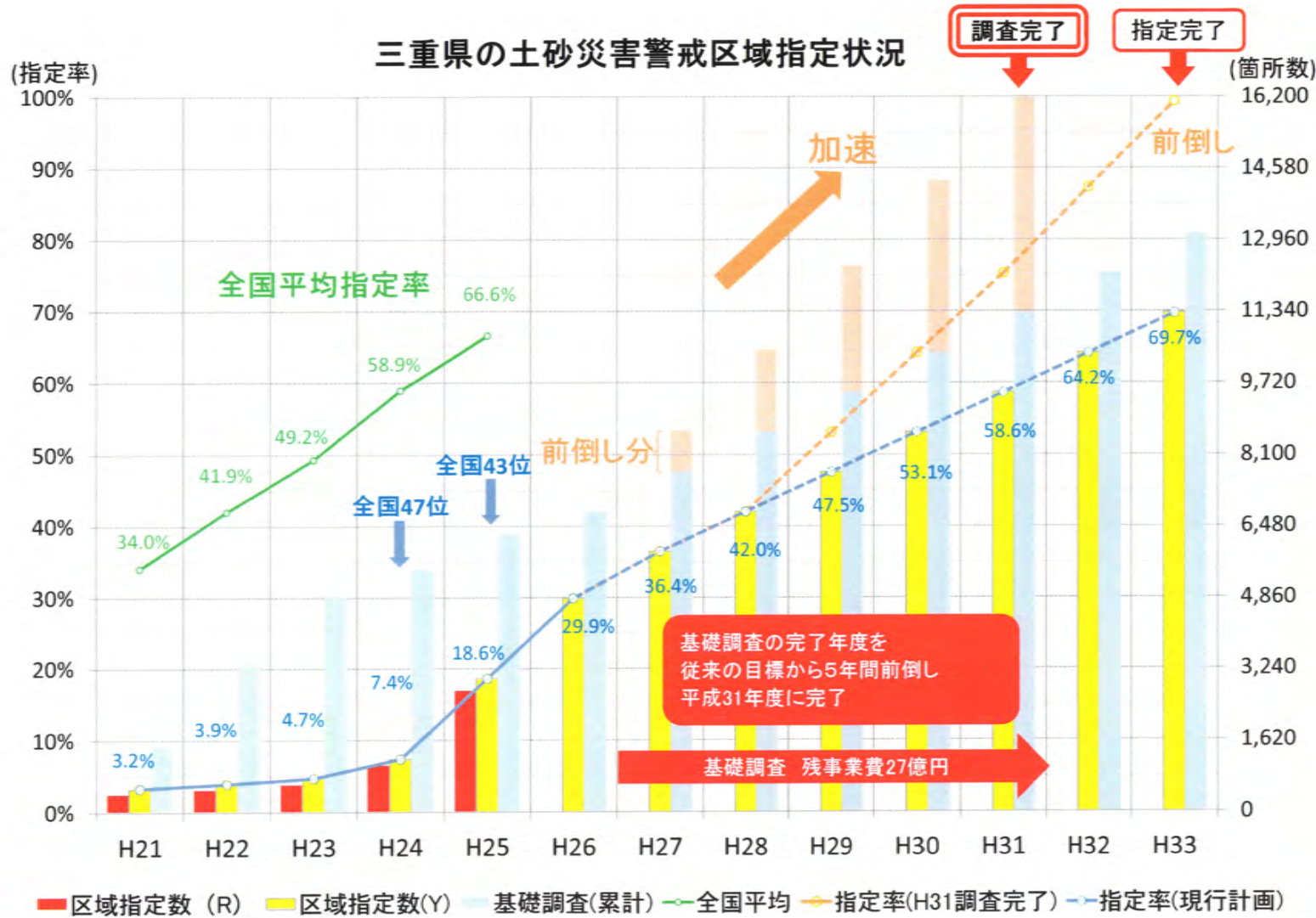
土砂災害防止施設の整備推進が必要不可欠

提言 土砂災害防止施設の整備推進に必要な予算を確保すること。

【県土整備部】

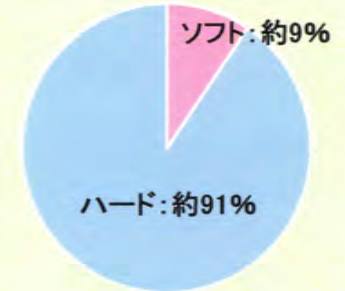
9 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(総務省、国土交通省)



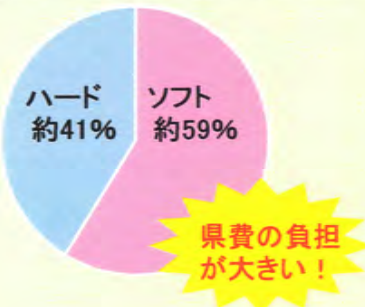
砂防関係事業予算に占める基礎調査(ソフト)の割合

平成26年度砂防関係事業費
2,859百万円



基礎調査は
補助率1/3
非適債

平成26年度砂防関係事業費
うち県費(起債除く)306百万円



ハード対策も重要
ソフト対策へ予算を回すことは困難

提言 土砂災害警戒区域等の指定推進に必要な基礎調査について、補助率の嵩上げや地方債の適債事業とするなど地方負担額の軽減措置を講じること。

10 命と暮らしを守る事前防災・減災対策および総合的な老朽化対策への支援

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 南海トラフ巨大地震発生の切迫性が高まる中、平成 24 年 8 月に内閣府が公表した強震断層モデルをふまえ、本県が平成 25 年度に実施した地震被害想定調査の結果では、すべての市町において震度 6 強以上の地震が発生し、津波による浸水が約 28,000ha に及ぶなど、甚大な被害を想定しています。
- 平成 23 年に発生した紀伊半島大水害、平成 25 年の台風 18 号や平成 26 年の台風 11 号による被害など、本県では住民生活に影響を及ぼす風水害・土砂災害が頻発しています。
- 本県が管理する公共土木施設の多くは高度成長期以降に集中的に整備され、整備後 50 年を経過している橋梁の割合は現在 29% ですが、20 年後には 69% となるなど、老朽化する公共土木施設が急速に増加します。
- 本県では、「橋梁長寿命化修繕計画」、「河川特定構造物長寿命化計画」、「下水道長寿命化計画」、「公園施設長寿命化計画」などの長寿命化計画を策定し、定期的な点検と計画的な修繕・更新を実施することで、将来的な維持管理費の低減に取り組んでいます。また、本県では、メンテナンス技術の共有や市町への発注支援などのため、県内全ての道路管理者が参加する「三重県道路インフラメンテナンス協議会」を平成 26 年 3 月に全国に先駆けて設立しました。

《課題》

- ① 厳しい財政状況の中、頻発する風水害・土砂災害や地震・津波に備えた事前防災・減災対策、公共土木施設の老朽化対策などの国土強靱化に取り組むためには、国の防災・安全交付金などによるさらなる支援が必要です。
- ② 本県における公共土木施設の整備率は全国平均に比べ下位（道路 39 位、河川 37 位、下水道 39 位など）にあり、今後も公共土木施設の整備を一層推進する必要があります。しかし、厳しい財政状況の中、本県における公共事業予算はピーク時の約 40% に減少する一方で、維持管理費の割合は約 2 倍に増加し、整備に必要な建設費が確保できない状況です。
- ③ 河川の小規模な水門やポンプ設備、小規模な港湾施設の老朽化対策、風水害の発生時に被害を拡大させる恐れがある堆積土砂の撤去は交付金の対象となっていないため、多額の維持管理費を必要とすることから国の支援が必要です。

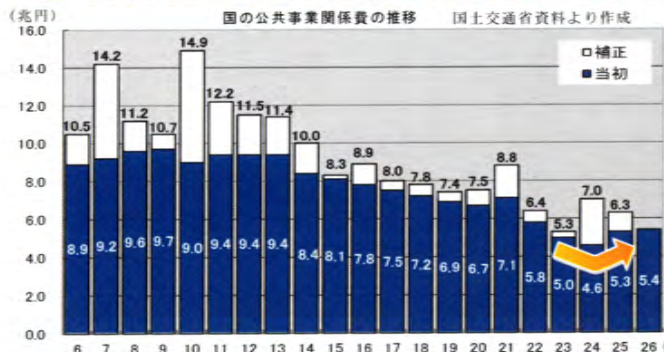
県担当課名 県土整備部道路管理課、流域管理課、河川課、港湾・海岸課、下水道課
関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱

10 命と暮らしを守る事前防災・減災対策および総合的な老朽化対策への支援

(国土交通省)

防災・減災や老朽化対策等による国土強靱化を推進するためには、
防災・安全交付金の増額など公共事業関係費を充実する必要があります。

！ 防災・安全交付金の増額 ～国の支援をさらに強化～



平成26年度予算
(対前年度比1.02倍)
「国民の安全・安心の確保」
等の分野に重点化

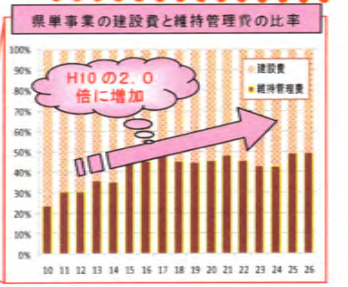
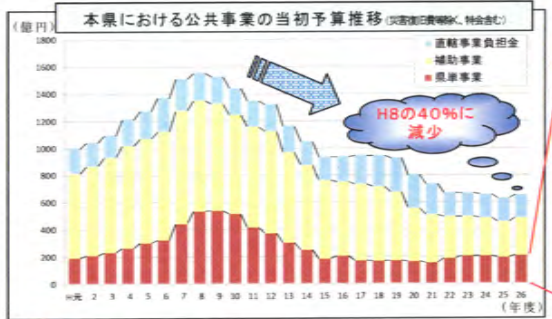
防災・安全交付金の
増額など
国の支援をさらに強化

頻発する風水害・土砂災害や切迫する
南海トラフ巨大地震・津波に対する備え

事前防災・減災対策が必要



！ 維持管理費が建設費を圧迫



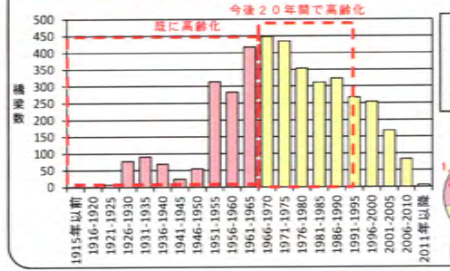
老朽化が進む県管理施設

緊急対応として取組が必要

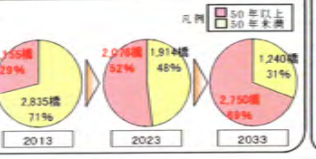


！ 急速に進む老朽化

橋梁の建設年度別分布 (総数 3,990橋 H25.4.1)



平成25年4月1日現在、建設後50年以上経過した橋梁は1,155橋(29%)あり、20年後には2,750橋(69%)まで増加します。



三重県道路インフラメンテナンス協議会
道路インフラの維持・補修等を確実に実施するため、全ての道路管理者が参画した協議会を全国に先駆け設立(H26.3)

提言

- 頻発する風水害・土砂災害や地震・津波に対する事前防災・減災対策、老朽化が急速に進行する公共土木施設の計画的かつ適切な維持管理に取り組むことができるよう、防災・安全交付金の増額など国の支援をさらに強化すること。
- 特に維持管理において、長寿命化計画等を策定した施設の計画的な修繕や更新に必要な財源を安定的に確保するとともに、河川の特定構造物改築事業の交付対象要件(現行は概ね4億円以上、機能に致命的な影響がある機器等に限定)や港湾改修事業の交付対象要件(現行は事業規模2億円以上)を緩和し、さらに堆積土砂の撤去などを防災・安全交付金の対象事業とすること。

【県土整備部】

11 学力向上施策に対する支援の充実

(文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 全国学力・学習状況調査の結果等から学力の定着に課題がある自治体に対して、抜本的な教職員の定数改善（加配の倍増）を行うこと。また、学校における様々な課題に対して柔軟に対応できるようにするため、用途制限のない包括的な加配制度の創設を行うこと。
- 2 学力向上のための新たな特区制度（学力向上チャレンジ特区（仮称）：市町村単位）を創設し、国からの支援措置を集中的に講ずること。
- 3 全国学力・学習状況調査結果について、それぞれの公立小中学校および設置者である市町村教育委員会が、保護者に対して適切な方法で公表することをルール化すること。
- 4 学力向上のための学習環境の整備にかかる財政的支援および人的支援を拡充すること。

《現状》

- 本県における平成26年度全国学力・学習状況調査は、すべての教科で全国の平均正答率を3年連続下回る厳しい結果でした。こうした厳しい結果に対して、危機感を持って日頃の教育活動を振り返り、子どもたちの学力向上に取り組んでいます。
- 本県では、小学校1、2年生での30人学級（下限25人）と、中学校1年生での35人学級（下限25人）等を実施するとともに、県単独加配教員や非常勤講師を配置していますが、個々の児童生徒の学習状況に応じたきめ細かな教育をさらに推進していくため、加配教員・非常勤講師の増員が求められています。
- 全国学力・学習状況調査結果の市町村単位での公表については、市町村の同意により可能となりましたが、県内29市町のうち平均正答率を公表しているのは9市町のみ（平成26年10月21日現在）となっています。
- 全国学力・学習状況調査における学校に対する調査（学校質問紙調査）結果から、小中学校ともに授業の進め方（「めあての提示」と「振り返る活動の計画的な設定」等）、少人数指導の実施等、組織的・継続的に取り組む授業改善や学校体制の確立に課題があります。

《課題》

- ① 学力の定着に課題がある自治体に対しては、抜本的な教職員の定数改善として加配定数を倍増する必要があります。また、用途制限のない包括的な加配制度を創設し、各学校における様々な課題に対して柔軟に対応できるようにすることが求められています。
- ② 全国学力・学習状況調査の結果が一定期間以上継続して全国平均を大幅に下回る等の状況にある市町村に対して、特区制度（学力向上チャレンジ特区（仮称））を新たに創設し、加配措置などの支援措置を集中的に講じ、一定期間内に全国学力・学習状況調査等で学力向上に顕著な成果をあげれば、当面、当該措置の継続等がインセンティブとして認められる一方、成果が不十分な場合は講ずべき改善措置を国が勧告できるようにすることが必要です。

なお「学力向上チャレンジ特区（仮称）」においては、指導主事を配置して学校現場への指導力を向上するとともに、「家庭学習担当教諭（宿題の管理・点検、放課後学習の実施、家庭への意識啓発等を担当）」および「学力向上支援員（非常勤講師：授業支援、TT（チームティーチング）に活用）」を創設して全小中学校に配置する等、学力向上に特化した対策を集中的に講じる必要があります。
- ③ 学校・家庭・地域が一体となって学力向上に取り組むには、全国学力・学習状況調査の結果を含め、積極的に情報を公開していくことが必要です。そのため、全国学力・学習状況調査の目的の一つに『義務教育に対する保護者等からの負託に対して「説明責任」を果たすこと』を明確に位置づけ、それぞれの公立小中学校および設置者である市町村教育委員会が保護者に対して公表することをルール化する必要があります。
- ④ 学力向上のための学習環境を整備するため、次に掲げる財政的支援および人的支援を拡充する必要があります。
 - ・全国学力・学習状況調査の厳しい結果をふまえ、県内市町における学力向上の取組を促進するため、県統一学力テストに対する支援、ICTを活用した授業改善の取組に対する支援、学力定着に課題が見られる地域や学校に対する支援、退職教職員等を活用したサポートスタッフによる学力向上の支援等、学習環境の整備について、財政的支援を拡充すること。
 - ・学力向上に特化した研修をすべての小中学校で実施するために、県内市町の指導主事等を対象とした研修において、文部科学省および国立教育政策研究所の専門家を派遣していただくとともに、国立教育政策研究所が開催する授業改善の長期研修に多くの教員が参加できるようにすること。
 - ・スーパージョーカーの衛星通信授業を導入し、生徒がその授業を受けるとともに、教員もそれを参考にして授業力を高められるようなシステムを導入できるような支援をすること。

県担当課名 教育委員会事務局教職員課、小中学校教育課

関係法令等 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

11 学力向上施策に対する支援の充実

(文部科学省)

三重県の全国学力・学習状況調査結果

		平成25年度				平成26年度			
		小学校		中学校		小学校		中学校	
		全国	県	全国	県	全国	県	全国	県
国語	A	62.7	60.3	76.4	75.0	72.9	69.6	79.4	78.0
		△ 2.4		△ 1.4		△ 3.3		△ 1.4	
算数・数学	B	49.4	46.7	67.4	65.8	55.5	52.5	51.0	49.0
		△ 2.7		△ 1.6		△ 3.0		△ 2.0	
算数・数学	A	77.2	75.8	63.7	63.2	78.1	76.2	67.4	67.1
		△ 1.4		△ 0.5		△ 1.9		△ 0.3	
算数・数学	B	58.4	55.3	41.5	39.3	58.2	56.0	59.8	58.3
		△ 3.1		△ 2.2		△ 2.2		△ 1.5	

※数値は平均正答率、各項目の下段は全国と三重県の差

本県の加配定数倍増

【新たな定数改善計画(案)10か年】
○加配定数の改善

学力向上に向け

加配定数の本県配当分を倍増

使途制限のない包括的な加配制度の創設

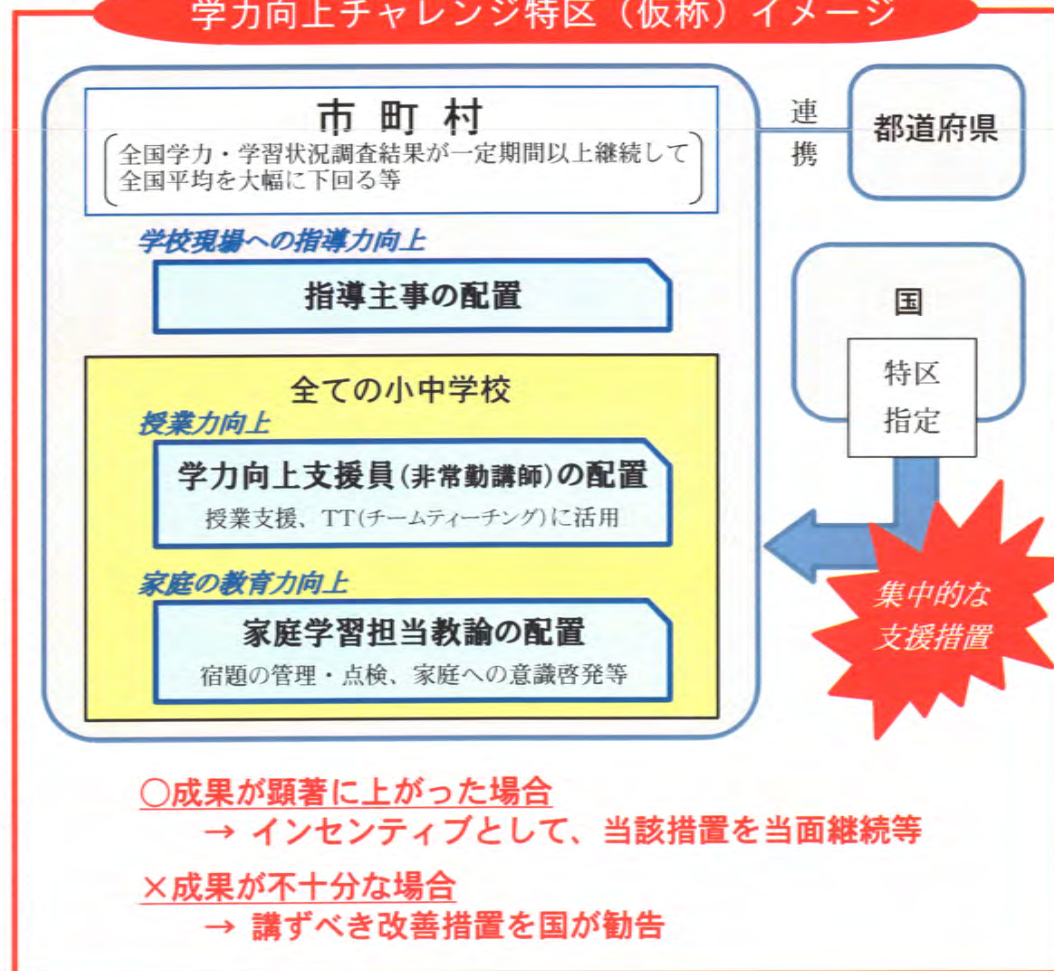
【従来の事項別加配】
・指導方法改善
・児童生徒支援加配(外国人児童生徒日本語指導分を含む)
・特別支援教育
・研修等定数等

従来の事項別加配に加え

使途制限のない包括的な加配制度の創設
→学校における様々な課題への柔軟な対応が可能

学力向上チャレンジ特区(仮称)の創設

学力向上チャレンジ特区(仮称)イメージ



【提言・提案項目】

- 1 全国学力・学習状況調査の結果等から学力の定着に課題がある自治体に対して、抜本的な教職員の定数改善(加配の倍増)を行うこと。また、学校における様々な課題に対して柔軟に対応できるようにするため、使途制限のない包括的な加配制度の創設を行うこと。
- 2 学力向上のための新たな特区制度(学力向上チャレンジ特区(仮称):市町村単位)を創設し、国からの支援措置を集中的に講ずること。

【教育委員会事務局】

11 学力向上施策に対する支援の充実

(文部科学省)

全国学力・学習状況調査結果の公表

県内市町における公表状況

数値を含めた公表の実施・・・9市町（7市町）
数値を含めない公表の実施・・・20市町（9市町）
公表を実施しない・・・0市町（13市町）
※県内29市町、（ ）内は平成25年度、「数値」とは平均正答率等

学校における公表状況 <平成25年度>

数値を含めた公表の実施・・・小学校 59校（15.2%）
中学校 22校（13.4%）
数値を含めない公表の実施・・・小学校 250校（64.4%）
中学校 104校（63.4%）
公表を実施しない・・・小学校 79校（20.4%）
中学校 38校（23.1%）
※小学校 388校・中学校 164校、「数値」とは平均正答率等

それぞれの学校および市町村教育委員会が保護者
に対して適切な方法で公表することをルール化

学校・家庭・地域が一体となった
学力向上の取組の推進

財政的支援および人的支援の拡充

財政的支援

- ・**県統一学力テストに対する支援**
※「みえスタディ・チェック」を実施（H26～）
- ・**ICTを活用した授業改善の取組に対する支援**
※「フューチャー・スクール推進事業」の実施（H23～25）
- ・**学力定着に課題が見られる地域や学校に対する支援**
※「確かな学力の育成に係る実践的調査研究事業」の実施（H26～）
- ・**退職教職員等を活用したサポートスタッフによる支援**
※県内100校の実践推進校への学力向上アドバイザーの派遣（H24～）

人的支援

- ・文部科学省および国立教育政策研究所の専門家の派遣
- ・スーパーティーチャーによる衛星通信授業の導入

学力向上のための
学習環境の整備充実

【提言・提案項目】

- 3 全国学力・学習状況調査結果について、それぞれの公立小中学校および設置者である市町村教育委員会が、保護者に対して適切な方法で公表することをルール化すること。
- 4 学力向上のための学習環境の整備にかかる財政的支援および人的支援を拡充すること。

12 海女漁の文化財指定への取組

【提言・提案事項】**制度**・予算

(文部科学省、文化庁)

鳥羽・志摩の海女漁を早急に国重要無形民俗文化財に指定すること。
また、将来のユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載に向けた取組を進めること。

《現状》

- 鳥羽・志摩地域の海女たちは、万葉集にも詠まれており、現代に至るまで、器械を使わず自らの身体と簡単な道具のみを使用し、素潜りである海女漁という伝統漁法を守り伝えています。さらに、海女漁は、伊勢神宮をはじめとする信仰とのつながり等、長い歴史の中で「民俗的な知識」・「信仰」・「資源管理」・「潜水技術」を交えた独自の文化を育てており、単なる伝統漁法ではないことを示しています。
- その伝統を体現している海女たちは、現代まで、「採りすぎない仕組み」を自ら課す等、「海」と共に生きてきました。しかし、利便性を追求する生活様式の変化や自然環境の変化、海女の高齢化や後継者の減少、アワビなどの水産資源の減少により、海女漁自体の存続も危ぶまれており、海女がいなくなってしまう地域もあるのが現状です。
- 本県では、国の文化財補助金を活用して、民俗文化財調査を、平成 22 年度から 25 年度までの 4 年間実施してきました。その調査結果をもって、文化財の保護団体である「海女保存会」の設立や、「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」の県無形民俗文化財指定といった取組を世界に先駆けて行いました。また、海女漁の存続や文化財の継承に資する水産業の振興策についても、「海女保存会」や三重県を含めた 8 県による「全国海女文化保存・振興会議」を設立し、検討・協議をしています。

《課題》

- ① 鳥羽・志摩地域における海女の人数は、昭和 24 年には 6,349 人でしたが、平成 22・23 年度に行った三重県教育委員会の調査結果では 978 人と大きく減っており、高齢化も顕著となりました。さらに、公益財団法人東海水産科学協会「海の博物館」が行った調査によると、平成 26 年の鳥羽・志摩の海女の従事者数は 761 人となっており、減少傾向に拍車がかかっている状況です。このように、海女漁や海女の文化の衰退は、わが国の貴重な伝統漁や文化が消え去るだけでなく、日本人の心の拠り所である貴重な里海の風景がなくなることが懸念されます。
- ② そのためにも、伝統的な海女漁が、県無形民俗文化財指定に留まるのではなく、「海女保存会」等による文化財保護の取組を進めるためにも、国による文化財指定に向けた現地調査を、三重県および海女漁が残る地域で早急に実施し、鳥羽・志摩の海女漁を早急に国重要無形民俗文化財に指定することが必要です。
- ③ また、海女漁の未来を見据え、わが国を代表するだけでなく、世界的に稀少な漁法として、将来のユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載に向け配慮いただく必要があると考えます。

県担当課名 教育委員会事務局社会教育・文化財保護課

関係法令等 文化財保護法、無形文化遺産保護条約

12 海女漁の文化財指定への取組

(文部科学省、文化庁)

海女漁の現状と課題

- ・「海女」の減少や高齢化
- ・存続の危機

海女保存会の設立 平成25年5月18日

海女保存会

鳥羽海女保存会

志摩海女保存会

- ・「海女」が会員の組織
- ・「海女保存会」は、「鳥羽海女保存会」と「志摩海女保存会」の連合組織
- ・文化財としての保存・継承を今後展開
- ・全国初の取組

水産振興
 ・産業として成立
 ・水産資源の回復

文化財保護
 ・保存と継承
 ・保護の周知

両面からのアプローチの必要性

全国海女文化保存・振興会議の設立

- ・知事を委員とする会議。平成26年1月24日設立
- ・海女漁が存続している8県による連携（岩手・宮城・静岡・石川・福井・三重・鳥取・徳島）
- （会長：鈴木英敬三重県知事、事務局：三重県教育委員会）
- ・各県の文化財保護部局と水産振興部局が連携し情報共有
- 平成26年12月に開催を予定（東京都内）

文化財保護のイメージ

県無形民俗文化財指定

↓ 保存・継承

国重要無形民俗文化財指定

日本人の心の拠りどころ「海」と文化財のさらなる保護

ユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載

海女漁の従事者数

	従事者数(人)
三重県	978
石川県	215
静岡県	185
千葉県	108
徳島県	74
福井県	68
福岡県	56
長崎県	50
山口県	40
岩手県	25
宮城県	10
熊本県	10
大分県	9
鳥取県	7
佐賀県	6
和歌山県	5
愛知県	3
計	1,849

平成25年度三重県教育委員会調査報告書
*平成26年「海の博物館調査結果」によると、三重県は761人。

【提言・提案項目】

鳥羽・志摩の海女漁を早急に国重要無形民俗文化財に指定すること。
また、将来のユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載に向けた取組を進めること。

【教育委員会事務局】

13 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実

(まち・ひと・しごと創生本部、総務省、財務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を確保・充実すること。
- 2 平時モードへの移行においては必要な経費を通常の歳出に計上することとし、歳出特別枠を実質的に堅持すること。
- 3 地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。

《現状》

- 現在、地方においては、地域経済の活性化や雇用機会の創出、さらには、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策や子育て支援施策の充実、高齢者医療の確保などの財政需要が増加している一方で、地方税収はリーマンショック前の水準まで未だ十分に回復しておらず、一般財源収入は伸び悩んでいます。また、人口急減・超高齢化というわが国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、本年9月3日に内閣は、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置しました。
- 財政制度等審議会は景気回復に伴う地方税収の増加に伴い、歳出特別枠および別枠加算の廃止を提言しており、また「経済財政運営と改革の基本方針2014」では、地方行財政制度について「危機対応モードから平時モードへ切り替えを進めていく」としています。
- 国においては、地方交付税の原資について、法定率分等だけでは賄うことができず、臨時財政対策債の発行等による財政措置により財源を賄っています。

《課題》

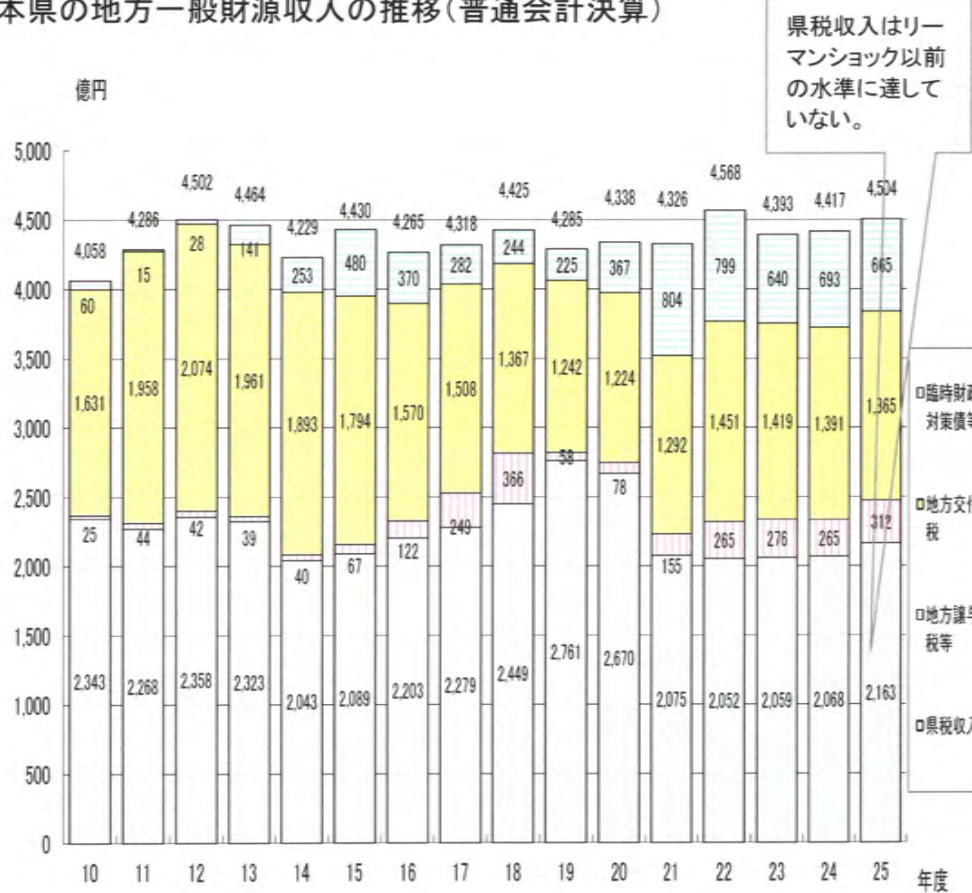
- ① 地方の景気は、リーマンショックから回復してきているとはいえ、未だ十分ではなく、地方における安定的な行財政運営に支障が生じないよう、また、人口減少克服・地方創生のための施策を拡充・強化し、創意工夫をこらした自律的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方一般財源総額の確保および充実を図る必要があります。
- ② 地方は、少子高齢化に伴い増加する社会保障関係費や地域経済活性化等必要な歳出を、給与関係経費や投資的経費の削減などで吸収し、さらに歳出特別枠で補っている状態にあります。平時モードへの移行においては、これらの経費を通常の歳出に計上し、歳出特別枠が果たしてきた役割を実質的に堅持する必要があります。
- ③ 今後、地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能を適切に発揮するためには、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立をめざすことが必要です。

県担当課名 総務部財政課
関係法令等 地方交付税法

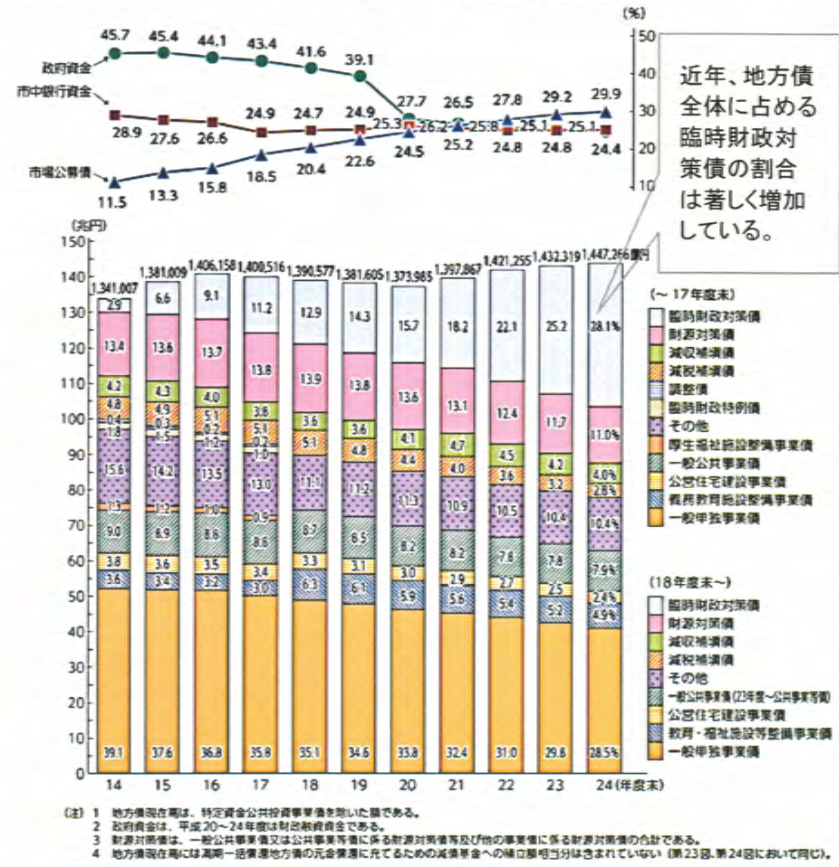
13 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実

(まち・ひと・しごと創生本部、総務省、財務省)

本県の地方一般財源収入の推移(普通会計決算)



地方債現在高に占める臨時財政対策債の割合の推移



【提言・提案項目】

- 1 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を確保・充実すること。
- 2 平時モードへの移行においては必要経費を通常の歳出に計上することとし、歳出特別枠を実質的に堅持すること。
- 3 地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど地方財政の質の改善を推進すること。

【総務部】

14 税制改正により地方税収が減収となる場合の代替財源の確保

(総務省、財務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討を行う場合には、地方に減収が生じることのないよう、地方税財源を確保する方策を併せて検討すること。
- 2 車体課税の見直しにあたっては、地方に減収が生じることのないよう、安定的な代替税財源の確保と自動車取得税の廃止を同時に実施すること。
- 3 消費税、地方消費税に軽減税率を実際に導入する際には、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、地方税財源を確保する方策を同時に講じること。

《現状》

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2014」において、「法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。そのため、数年で法人実効税率を 20% 台まで引き下げることを目指す」とされています。
- 平成 26 年度与党税制改正大綱において、「自動車取得税は、消費税率 10% への引上げ時（平成 27 年 10 月予定）に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率 10% 段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる」、新たに実施する自動車税の環境性能課税の税収規模は、「他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保する」とされています。
- 平成 26 年度与党税制改正大綱において、「消費税の軽減税率制度については、『社会保障と税の一体改革』の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10% 時に導入する。（中略）軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成 26 年 12 月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する」とされています。

《課題》

法人実効税率の引下げ、車体課税の見直しによる自動車取得税の廃止、消費税、地方消費税への軽減税率の導入は、いずれも地方税収が減収となりかねず、地方財政への影響が懸念されます。

県担当課名 総務部税務企画課

関係法令等 平成 26 年度与党税制改正大綱、経済財政運営と改革の基本方針 2014

14 税制改正により地方税収が減収となる場合の代替財源の確保

(総務省、財務省)

■経済財政運営と改革の基本方針 2014(抜粋)

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。そのため、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。

■平成26年度与党税制改正大綱(抜粋)

1. 自動車取得税は、消費税率10%への引上げ時(平成27年10月予定)に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる。
2. 消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。

■本県における自動車取得税

自動車取得税の平成25年度の収入額は、約35億円と県税収入の約1.6%を占めており、その66.5%は県内市町へ交付されている。平成26年度税制改正においては、自動車取得税の税率が引き下げられるとともに、いわゆるエコカー減税が拡充されたところである。

課 題

法人実効税率の引下げ、車体課税の見直しによる自動車取得税の廃止、消費税・地方消費税への軽減税率の導入は、いずれも地方税収が減収となりかねず、地方財政への影響が懸念されます。



【提言・提案項目】

- 1 国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討を行う場合には、地方に減収が生じることのないよう、地方税財源を確保する方策を併せて検討すること。
- 2 車体課税の見直しにあたっては、地方に減収が生じることのないよう、安定的な代替税財源の確保と自動車取得税の廃止を同時に実施すること。
- 3 消費税、地方消費税に軽減税率を実際に導入する際には、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、地方税財源を確保する方策を同時に講じること。

【総務部】

15 海岸漂着物対策の推進

【提言・提案事項】 制度・予算

(環境省)

- 1 「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）」が平成26年度に終了することから、海岸漂着物の回収処理、発生抑制対策に必要な経費について、恒常的な財政支援制度を創設すること。特に、地方自治体の負担とならないよう十分配慮すること。
- 2 海岸漂着物の発生抑制として実施する河川ごみや漂流ごみの回収処理に要する経費についても財政上の措置を講ずること。

《現状》

- 伊勢湾流域圏の東海三県一市（三重県、岐阜県、愛知県、名古屋市）が連携して、海岸漂着物対策の推進に係る財政上の措置を講ずること等を提言したところ、平成24年度補正予算において、全国で約100億円（本県交付額約2億7千万円）という大規模な予算「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）」が措置され、本県においてはそれを有効に活用し、平成25年度から26年度にかけて海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を推進しているところです。
- また、護岸付近の滞留ごみの回収処理経費についても補助対象になるなど、同補助金の運用改善が図られ、地域における取組の幅が広がったところですが、依然として河川や海域では、ペットボトルや食品容器などの多くの生活ごみや流木が散見されており、それらを放置するといずれ海岸漂着物になることから、その対策も必要となっています。
- 美しく健全で活力ある伊勢湾の再生に向けては、今後、海岸漂着物の発生抑制などの息の長い取組が求められています。

《課題》

- ① 海岸漂着物の発生抑制対策を講じても、短期間で効果が発揮され海岸漂着物が無くなるわけではなく、依然として一定の回収処理、発生抑制対策を実施していくことが必要であることから、その実施に係る経費について、平成27年度以降も活用できる恒常的な財政上の支援措置が必要です。特に、海岸漂着物は県域を越えて生ずる問題であり、被害を受けている県に負担を強いることのないよう十分な配慮が必要です。
- ② 海岸漂着物対策では、流域圏の河川における散乱ごみ等の回収処理や流出防止対策により、ごみが海域に流出する前に対策を講ずることが効率的であり、海域の漂流ごみについてもいずれ海岸漂着物になることから、これらのごみ等の対策に活用できる財政上の支援措置が必要です。

県担当課名 環境生活部大気・水環境課

関係法令等 海岸漂着物処理推進法

15 海岸漂着物対策の推進

(環境省)

現状

① 伊勢湾沿岸の漂着物量(推計)

伊勢湾全体 約12,000t/年!
三重県沿岸 約 7,800t/年!!
答志島周辺 約 3,000t/年!!!

② 県内の河川から流出したごみ

多くが鳥羽市答志島周辺に漂着!

③ 「地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)」

河川ごみ・漂流ごみ回収処理経費は補助対象外!



【漂流ボトル調査結果】



課題

① 海岸漂着物対策においては継続した取組が必要

平成27年度以降の財政支援必要

② いずれ海岸漂着物になるごみ等の対策も必要

河川ごみ・漂流ごみの回収処理や流出防止対策に係る財政支援必要

提言

- 「地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)」が平成26年度に終了することから、海岸漂着物の回収処理、発生抑制対策に必要となる経費について、恒常的な財政支援制度を創設すること。特に、地方自治体の負担とならないよう十分配慮すること。
- 海岸漂着物の発生抑制として実施する河川ごみや漂流ごみの回収処理に要する経費についても財政上の措置を講ずること。

【環境生活部】

16 リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

(国土交通省)

- 1 リニア中央新幹線の全線同時開業を実現するための具体策を早急に検討し、方策を示すこと。
- 2 ルートは、災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良ルートとすること。
- 3 中間駅は、その便益が紀伊半島全体に広がるような、交通結節性の高い位置とし、早急に駅の概略位置を決定し、公表すること。

《現状》

- リニア中央新幹線の東京・大阪間のうち、東京・名古屋間については工事実施計画が認可され、着工されようとしています。
- 現在のJR東海の計画では、平成 39 年に東京・名古屋間を開業し、その後、経営体力を回復した上で、平成 57 年に大阪まで整備するとしています。
- 本県では、県と県内関係市町等で構成する「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」や、沿線の都府県で構成する「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会」での活動のほか、本県と同じ名古屋以西の中間駅設置予定県である奈良県や両県の経済団体との連携を強化するとともに、大阪府、大阪市および関西の経済団体で構成する「リニア中央新幹線全線同時開業推進協議会」との連携を図りながら、全線同時開業に向けた取組を進めています。

《課題》

- ① リニア中央新幹線の整備効果が遺憾なく発揮されるためには、東京・大阪間の全線同時開業が必要ですが、JR東海の経営努力だけでは全線同時開業の実現が困難であることから、国による積極的な支援が不可欠です。
- ② 全国新幹線鉄道整備法に基づく昭和 48 年の基本計画および平成 23 年の整備計画において、名古屋・大阪間の主な経過地は、『奈良市附近』と定められています。特にこの整備計画の策定にあたっては、平成 2 年から三重県・奈良県を含めて実施された東京・大阪間の地形・地質等の調査結果や、国の交通政策審議会において平成 22 年 3 月から 20 回もの審議を重ねて出された答申をふまえた上で、改めて『奈良市附近』と明記されたものです。このため、名古屋・大阪間のルートは、基本計画および整備計画に基づき、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良を通るルートとすることが重要です。
- ③ 名古屋・大阪間の中間駅は、その便益が紀伊半島全体に広がるような、交通結節性の高い位置への設置が重要です。また、JR東海による早期の駅位置の決定・公表が必要です。

県担当課名 地域連携部交通政策課

関係法令等 全国新幹線鉄道整備法

16 リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業

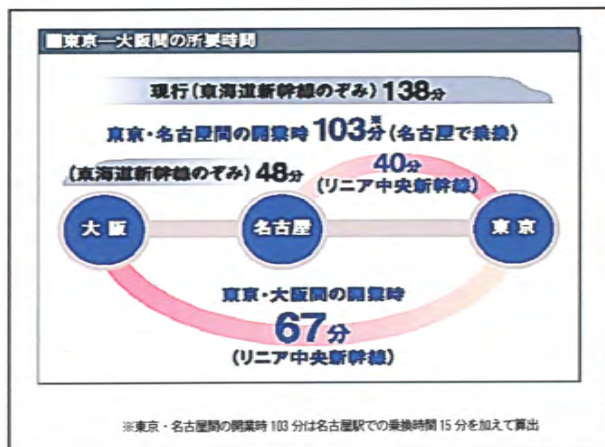
(国土交通省)

【課題】

リニア中央新幹線の整備効果が遺憾なく発揮されるためには、東京・大阪間の全線同時開業が必要であり、ルートについては東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良ルートとすることが重要です。

【現状】

本県では、奈良県および両県の経済団体と連携し、三重・奈良ルートによる全線同時開業に向けて取り組んでいます。



【リニア中央新幹線ルート概念図】



【提言・提案項目】

- 1 リニア中央新幹線の全線同時開業を実現するための具体策を早急に検討し、方策を示すこと。
- 2 ルートは、災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良ルートとすること。
- 3 中間駅は、その便益が紀伊半島全体に拡がるような、交通結節性の高い位置とし、早急に駅の概略位置を決定し、公表すること。

【地域連携部】

17 中部国際空港の機能強化（完全 24 時間化）の実現

【提言・提案事項】 制度・予算

（国土交通省）

- 1 わが国の中枢機能を分担していく中部圏の将来のあるべき姿を見据え、国が主体となって必要な調査検討を行うこと。
- 2 ビジット・ジャパン地方連携事業などインバウンド旅客の増加に向けた施策をはじめとする航空需要の拡大の取組を推進すること。

《現状》

- 中部国際空港は、平成 17 年 2 月の開港以来、わが国の国際拠点空港として、着実にその役割と責任を果たしてきており、急速に進むグローバル化の潮流に対応した航空輸送事業を担うものとして、中部圏における産業経済の基盤強化に重要な役割を担うとともに、当地域の国内外の人・モノの交流の拡大を通じてわが国全体の活力の維持・向上に大きく貢献しています。
- 平成 20 年 7 月に閣議決定された国土形成計画において、「中部国際空港については、国際拠点空港としてふさわしい路線の開設や増便を推進しつつ、国際航空貨物も含めた需要動向をふまえ、完全 24 時間化を促進し、フル活用ができるよう空港機能の充実を図る」と明確に位置づけられています。
- リニア中央新幹線の工事实施計画が認可され、着工されようとする中、中部国際空港は首都圏と直結した巨大都市圏の中の国際空港というインセンティブにより、世界に通ずるわが国の国際ゲートウェイの一翼を担うものとして、その役割はますます大きくなっていきます。

《課題》

- ① 観光立国の推進、経済の国際競争力強化、国内外の人・モノの交流の拡大等の実現をめざしていく上で、国際航空需要や質的に新しい航空需要の増大に的確に対応するために、二本目滑走路の整備など中部国際空港の機能拡充を早急に進めることが重要です。
- ② リニア中央新幹線の開通による首都圏と直結した巨大都市圏の誕生という大きなインパクトの活用や、首都圏への一極集中による弊害を是正する国の中枢機能の分担などに、適切に対応することが必要です。
- ③ 「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会」の開催を絶好の機会ととらえ、さらなる観光立国の推進を図るべく、中部圏への訪日外国人 200 万人を目指すとともに、産業経済の発展を支える地域の航空物流をさらに拡大していくため空港機能を強化する必要があります。

県担当課名 地域連携部交通政策課

関係法令等 空港法

17 中部国際空港の機能強化(完全24時間化)の実現

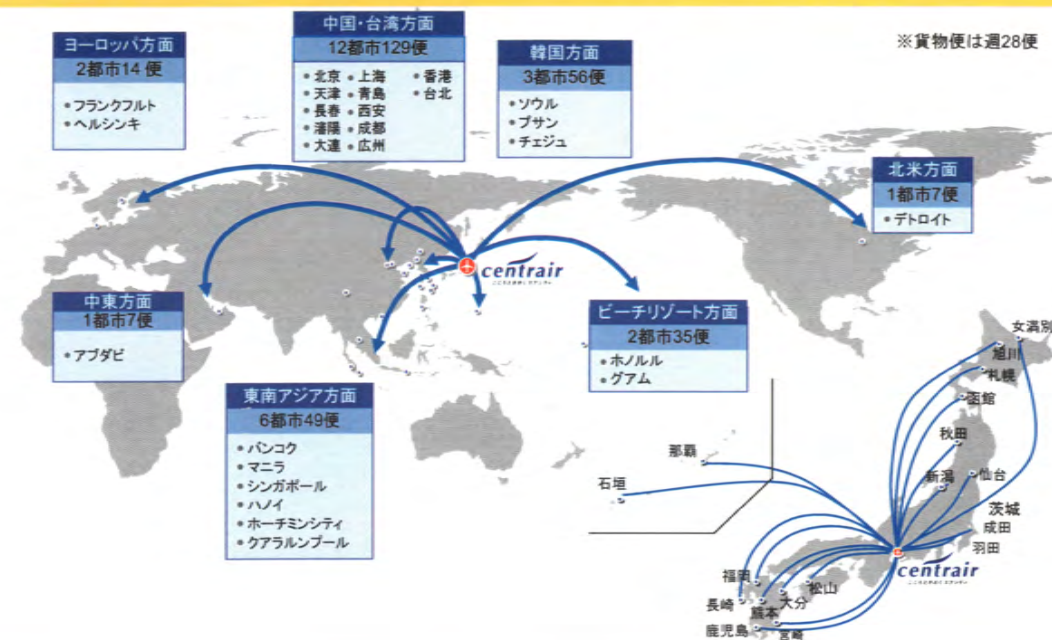
(国土交通省)

- 航空需要の増大に的確に対応するために、国際空港の機能拡充を早急に進めることが重要です。
- 国際拠点空港の世界標準である完全24時間化に向け、二本目滑走路の早期整備が必要です。
- リニアによる巨大都市圏の誕生や、首都圏一極集中による弊害是正に対し、適切に対応することが必要です。



中部国際空港の航空ネットワーク

国際線～世界27都市に向け週297便運航 国内線～国内19都市に向け81便運航



【提言・提案項目】

- 1 わが国の中枢機能を分担していく中部圏の将来のあるべき姿を見据え、国が主体となって必要な調査検討を行うこと。
- 2 ビジット・ジャパン地方連携事業などインバウンド旅客の増加に向けた施策をはじめとする航空需要の拡大の取組を推進すること。

【地域連携部】

18 農地転用に係る許可権限の市町村への移譲

(農林水産省、内閣府)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

1. 農地転用許可権限を速やかに市町村に移譲すること。
2. 地方と十分に議論を尽くし、実情をふまえ、農地の総量確保の目標を設定すること。

《現状》

- 2 ha 超 4 ha 以下の農地転用については知事許可であるものの、農林水産大臣への協議が必要です。また、4 ha 超の場合には農林水産大臣の許可が必要となります。大規模な農地転用では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができない状況です。
- 国は、平成 22 年 6 月 11 日に示した「農用地等の確保等に関する基本指針」において、農地の総量確保の目標や都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標設定基準を設けており、都道府県はこの基準に従って目標面積を設定しています。国の指針に基づき設定した目標は、社会の変化や地域の実情を十分に反映しておらず、また、設定過程で国と地方との議論が不十分なため、地方において達成すべき目標と十分に認識されておらず、総量確保の目標が形骸化しています。このため、農地面積の減少などにより、目標の実現が困難な状況となっています。

《課題》

- ① 都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにもかかわらず、農地については国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に応じた土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要があります。
- ② 農地の総量確保の目標は、人口減少や食料消費構造の変化等を勘案するとともに、国と地方で十分議論するとともに、市町村からの積み上げを基本とする必要があります。

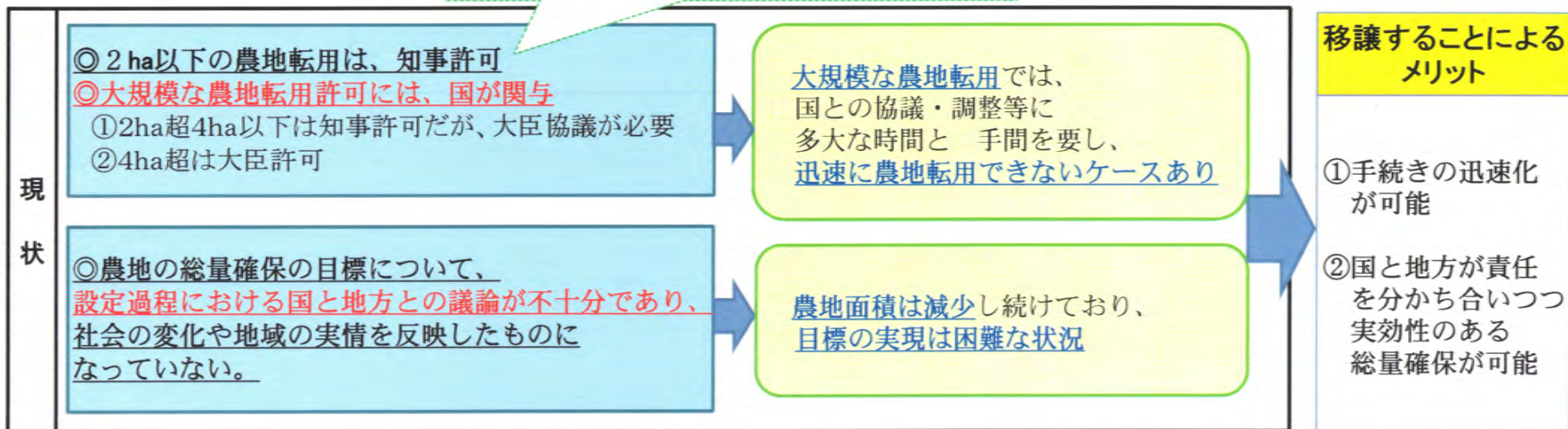
県担当課名 農林水産部農地調整課
関係法令等 農地法、農業振興地域の整備に関する法律

18 農地転用に係る許可権限の市町村への移譲

(農林水産省、内閣府)

農地転用許可権限を市町村に移譲することが必要

三重県では、2ha以下の農地転用許可権限を29市町村のうち19市町村に移譲(平成26年9月現在)



課題

- 都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにもかかわらず、農地関係については、国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に応じた土地利用を市町村が自ら判断する仕組みとする必要がある。
- 農地の総量確保の目標は、人口減少や食料消費構造の変化等を勘案するとともに、国と地方で十分に議論するとともに、市町村からの積み上げを基本とする必要がある。

迅速な判断ができるよう、市町村に権限移譲を！

提言

- 1 農地転用許可権限を速やかに市町村に移譲すること。
- 2 地方と十分に議論を尽くし、実情をふまえ、農地の総量確保の目標を設定すること。

地方の実情に応じた土地利用を実現

19 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

(内閣府、国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震は今後 30 年以内の発生確率が 60～70%まで上昇し、その脅威は刻々と増えています。
- 大規模地震の発生とこれに伴う巨大津波の来襲が予想される地域においては、甚大な人的・物的被害をできる限り防止し、軽減する必要がある。本県では、防災・減災対策としてハード対策を進めるとともに、地域のニーズに応じて避難階段の設置や防潮扉の動力化など、きめ細かな対策の取組を進めています。

《課題》

- ① 防災・減災対策を進める上で、大規模地震発生の切迫性が高い地域については、早急にハード対策やきめ細かな対策を強力に推進することが喫緊の課題です。
- ② 津波浸水予測区域内の河川堤防において、空洞化などにより脆弱となった箇所では、機能の回復を図るため緊急に補修を実施する必要があります。また、河川を遡上する津波による被害の軽減に向け、対策が必要な箇所を設定する必要があります。
- ③ 大規模地震発生時の防災活動を支援するため、耐震性能を有する下水道により防災拠点施設の汚水処理を進めることが必要です。
- ④ 木造住宅の耐震化促進のため耐震補強補助金の増額や、減災に向けた木造住宅の部分的な耐震改修に対する評価基準の確立など支援の拡充が必要です。
- ⑤ 不特定多数が利用する大規模建築物等に対する耐震診断費および耐震改修費の補助支援を引き続き行うためには、地方負担の財源確保が喫緊の課題です。

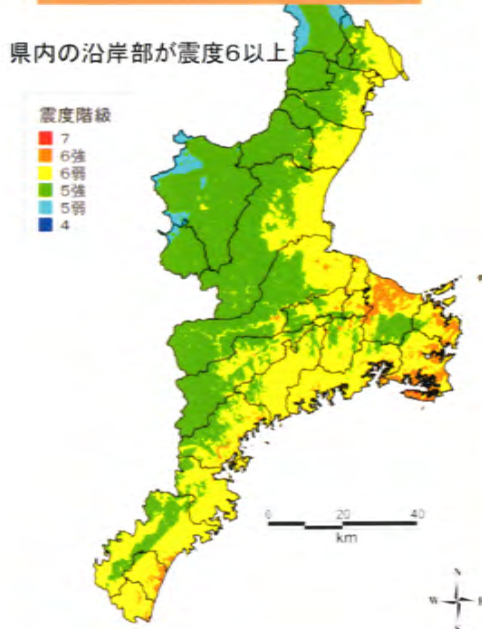
県担当課名 県土整備部河川課、港湾・海岸課、下水道課、住宅課、建築開発課

関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱、建築物の耐震改修の促進に関する法律 等

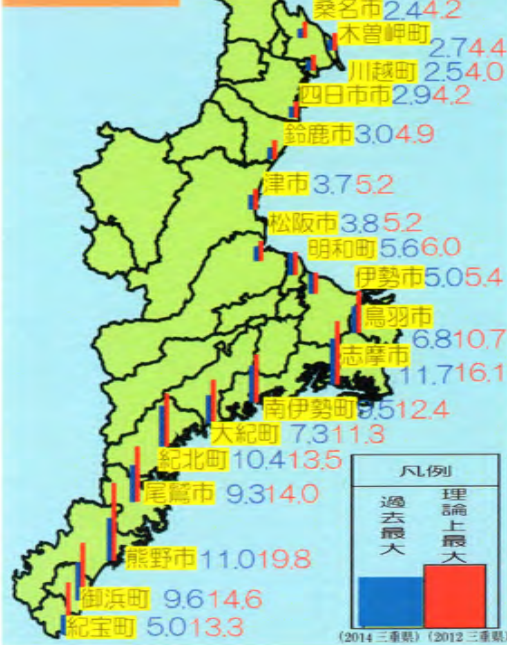
19 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

(国土交通省)

三重県内の震度分布(過去最大)



津波の高さ



機能確保のため、堤防等施設の補強等の事業への支援の拡充を！

洪水・高潮対策
伊勢湾台風(S34.9)
→河川改修や海岸堤防の整備などの治水を推進

○河川 洪水(概ね60mm/hに対応) ○海岸 高潮(伊勢湾台風に対応)
高潮(伊勢湾台風に対応) 高波(既往最大に対応)

脆弱箇所への対応

機能回復の対策を効率的、効果的に行うため調査を実施

機能低下した堤防の補強

交付金事業で進捗加速！
H26年度予算で完了予定

3年間で【H24年度】
実施【H26年度】

200箇所(緊急に対策を要するもの)
内136箇所(空洞化)

単独事業で実施中！
H25:25箇所 H26:24箇所

5年間で【H25年度】
実施【H29年度】

183箇所(緊急に対策を要するもの)
内11箇所(空洞化)

「機能確保」「粘り強い構造」となるよう
緊急に「補強・補修対策」が必要！

国の支援の拡充！

劣化による亀裂
崩落
空洞化
劣化による亀裂

急がれるハード対策やきめ細かな対策を進めるための支援の強化を！

強力にハード対策を推進

- ・海岸堤防の整備・耐震対策の実施
- ・河川堤防の整備・耐震対策の実施
- ・緊急輸送道路の整備
- ・港湾耐震岸壁の整備
- ・急傾斜地崩壊対策の実施 など

きめ細かな対策を推進

- ・海岸・河口部堤防等の補強・補修
- ・避難階段の設置
- ・水門・防潮扉の遠隔操作化・動力化
- ・道路の構造強化、橋梁の耐震化
- ・下水道の耐震化・津波対策 など

（海岸堤防の耐震対策の実施） （河川施設の整備） （急傾斜地崩壊対策の実施）

（海岸・河口部堤防の補強） （地域のニーズに適切に対応） （避難しやすい施設の整備）

津波に対する対策を進めるための支援の強化を！

河川施設の津波対策

津波過上解析
整備内容の検討

**河川整備基本方針の変更
河川整備計画の変更**

粘り強い構造
表面被覆工 等

津波過上
【施設の過上】

液状化層

耐震化
鋼矢張り
地盤改良工

川側

海岸施設の津波対策

設計津波の水位の設定
整備内容の検討

海岸保全基本計画の改訂

設計津波の進入を防ぐ

津波
高潮
嵩上げ
補強

粘り強い構造

国の支援を！

《目指すべき河川施設》 《目指すべき海岸保全施設》

河川施設および海岸施設の津波対策を推進するには国の支援が必要！

- 提言**
- 1 大規模地震発生時の切迫性が高い地域において、急がれる河川・海岸堤防の耐震対策などのハード対策や地域のニーズを踏まえたきめ細かな対策を進めるため、防災・安全交付金に係る予算を確保するとともに、補助率の嵩上げや全国防災事業に代わる制度の創設など国の財政支援を強化すること。
 - 2 大規模地震発生時の切迫性が高い地域において、急務である河口部の堤防及び河川管理施設等に係る計画策定を防災・安全交付金の対象事業とすること。

【県整備部】

19 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

(国土交通省)

志登茂川浄化センターの早期供用開始

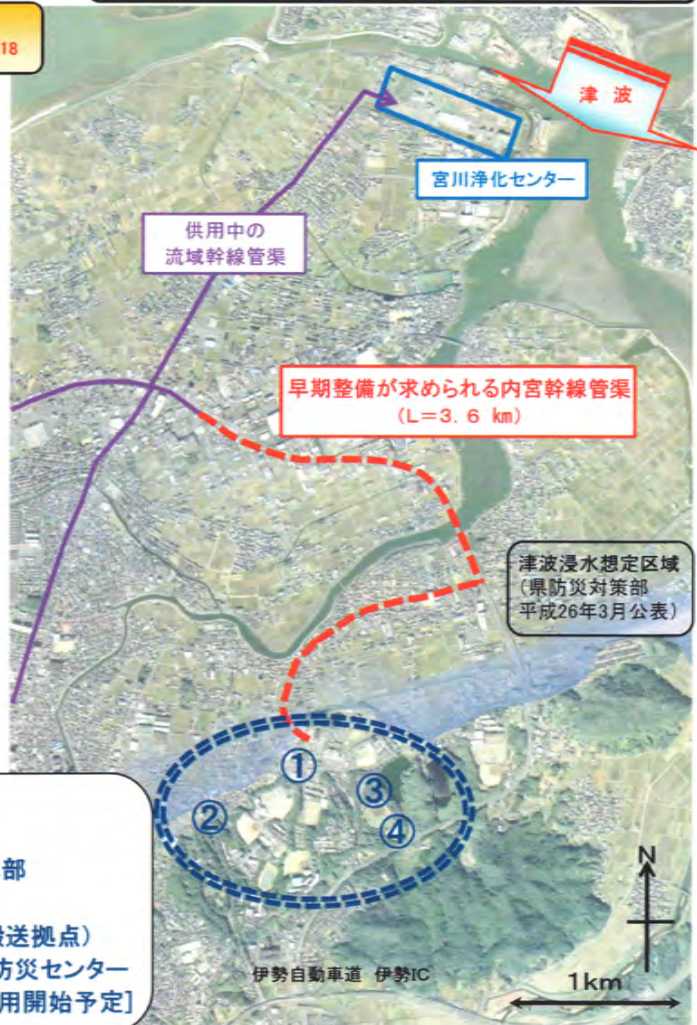
平成29年度末の供用開始【国費64億円】



- <防災拠点>
- ①三重県庁
 - ②三重県津庁舎
 - ③三重県警察本部
 - ④国交省三重河川国道事務所
 - ⑤三重大学医学部附属病院
 - ⑥JR・近鉄津駅

宮川流域下水道内宮幹線管渠の早期延伸

平成30年度までに幹線管渠の延伸【国費14億円】



- <防災拠点>
- ①伊勢警察署
 - ②伊勢市消防本部
 - ③倉田山公園 (活動・物資搬送拠点) (Kuraida-yama Park (Activity/物资搬送拠点))
 - ④伊勢市消防・防災センター [H28年4月運用開始予定] (Ise City Fire/Disaster Center [Start operation H28 April])

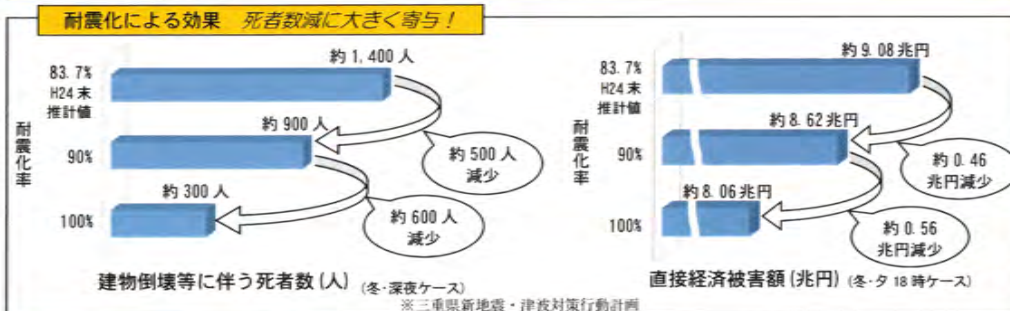
防災拠点施設に下水道機能を確保

提言 大規模地震発生の際、切迫性が高い地域において、防災拠点施設を処理区に含む志登茂川浄化センターの早期供用や、宮川流域下水道内宮幹線管渠の早期延伸に、予算の重点配分を行うこと。【県土整備部】

19 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

(内閣府、国土交通省)

住宅の耐震化促進と減災のための支援制度の充実を！



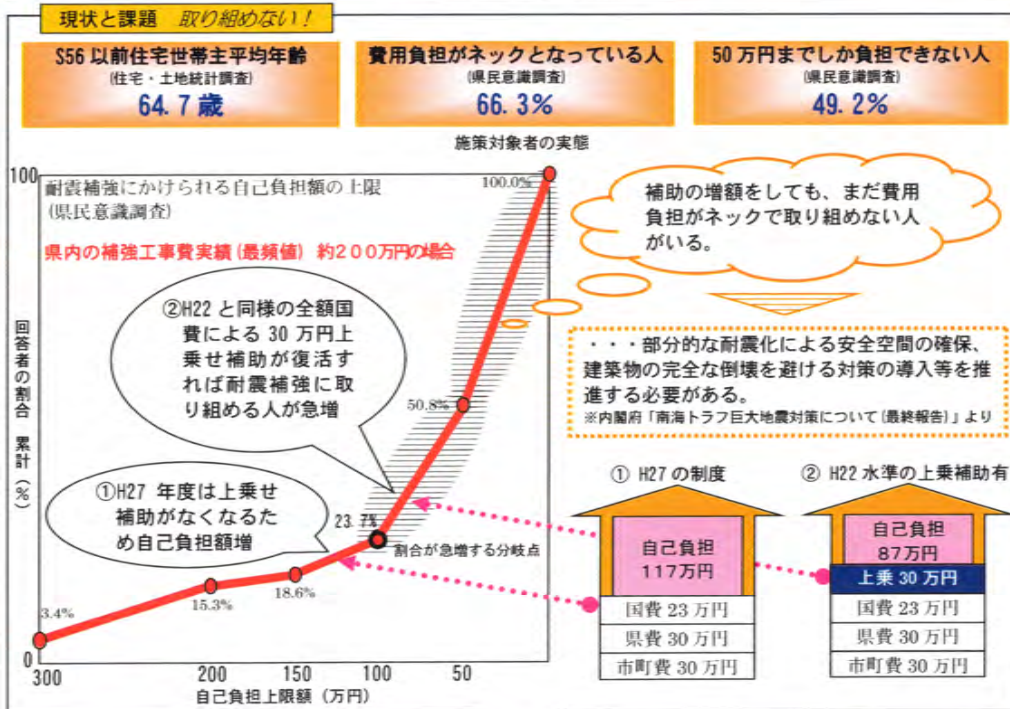
大規模建築物等の耐震化促進のための財政支援の強化を！

耐震化の現状

【国】
○多数の者が利用する建築物の耐震化目標は平成27年までに90%
＜「地震防災戦略」H17年中央防災会議策定＞

【県】
○多数の者が利用する建築物の耐震化目標は平成27年度末までに90%
うち多数の者が利用する民間建築物の耐震化目標は85%
○多数の者が利用する民間建築物の平成25年度末時点の耐震化率は約78%であった。

耐震改修促進法の改正や支援措置の拡充による建築物の耐震化の促進が喫緊の課題



国による耐震改修促進法の改正とそれに伴う支援制度の拡充

耐震改修促進法の改正

耐震診断義務化及び診断結果の公表

不特定多数が利用する大規模建築物等

地方が指定する避難路沿道建築物

県が指定する防災拠点建築物

支援制度の拡充

耐震診断		
国 1/2	地方 1/2	
※地方が補助制度を整備している場合、国の実質補助率を1/3から1/2に拡大		
耐震改修		
国 1/3	地方 11.5%	事業者 55.2%
※地方が補助制度を整備している場合、国の実質補助率を11.5%から1/3に拡大		

県の補助制度

【耐震診断】
○対象: 耐震診断及び診断結果の公表が義務化される以下の建築物
・不特定多数が利用する大規模建築物(ホテル・旅館・店舗等)
・避難弱者が利用する大規模建築物(学校、老人ホーム等)
・火薬類、石油類等の危険物を、一定量以上貯蔵又は処理している大規模建築物(工場等)

【耐震改修】
○対象: 耐震診断及び診断結果の公表が義務化される建築物のうち、以下のいずれかに該当する建築物
・災害時に避難所として活用される建築物(ホテル・旅館等)
・災害時に自力で避難が困難な避難弱者が利用する建築物

多額な予算措置の必要性

耐震診断が義務化される全ての建築物に対して、耐震診断費の1/2及び耐震改修費の11.5%を地方が負担した場合

地方負担額 約50億円

財源確保が大きな課題

○耐震補助金上乗せの復活
木造住宅の耐震化促進を支援

○部分的耐震改修等の減災取組の評価基準の確立
多様な耐震対策の検討

支援制度の拡充 拡充により大きく促進！

○既存の支援制度の拡充
国の補助率の嵩上げによる国負担の増額

○新たな支援制度の創設
新たな交付金制度など地方負担に係る支援制度の創設

支援制度の拡充 拡充により大きく促進！

提言

1 木造住宅の耐震化促進のために耐震補助金上乗せを復活すること。また、木造住宅の部分的な耐震改修など減災取組に対する評価基準を確立すること。

2 不特定多数が利用する大規模建築物等の耐震化促進に向け、国の補助率の嵩上げや地方負担に係る支援制度を創設すること。

【県土整備部】

20 七里御浜海岸における侵食対策の直轄事業化

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 七里御浜海岸は、背後地はもとより海岸と並走する緊急輸送道路の国道42号を防護する役割を担っています。
- 七里御浜海岸では、太平洋の高波等の影響により、最大80m汀線が後退し前浜が消失するなど侵食が著しく発生し、その資源や機能が脅かされています。このため、本県ではこれまで巨額の費用を投入し侵食対策に取り組んでいます。
- 七里御浜海岸は、吉野熊野国立公園内に位置し、「熊野参詣道七里御浜」（熊野古道の浜街道）として世界遺産に登録されており、東紀州地域を代表する地域資源であることから保全と活用に努めています。

《課題》

- ① 発生が懸念される南海トラフ巨大地震に伴う巨大津波から、背後地や国道42号を防護するため、早期に対策を行う必要があります。しかし、七里御浜海岸は海岸延長約23kmに及ぶことから工事規模が著しく大きく、本県による対策には限界があります。
- ② 海岸の侵食対策については効率性の観点が重要であり、七里御浜海岸においても熊野川の堆積土砂を活用し、波力等の自然エネルギーを利用した吸引輸送システム（サンドバイパス）等の新技術・新工法によるコスト縮減が求められます。しかし、これらの新技術・新工法は、高度な技術や機械力を要するため、本県による対策には限界があります。
- ③ 七里御浜海岸は、国立公園や世界遺産に登録されていることから、緑の防潮堤や潜突堤等の新技術・新工法による景観に配慮した対策が必要です。しかし、これらの新技術・新工法は、高度な技術や機械力を要するため、本県による対策には限界があります。
- ④ 七里御浜海岸の侵食が進行する原因には、熊野川等からの自然な土砂供給が減少していることが考えられます。このため、継続的な土砂供給を確保するためには、複雑な土砂供給の解析や複数県にわたる熊野川流域の総合土砂管理が必要です。

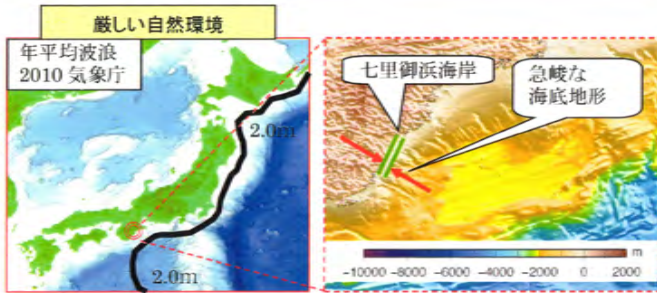
県担当課名 県土整備部港湾・海岸課

関係法令等 海岸法

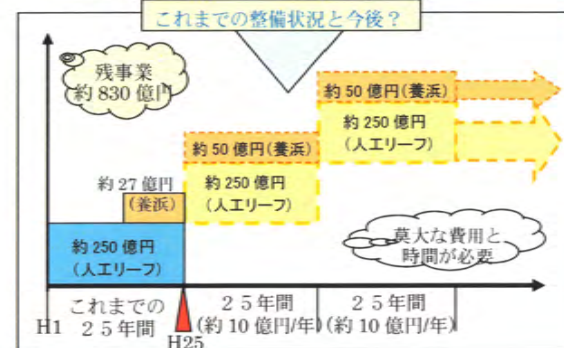
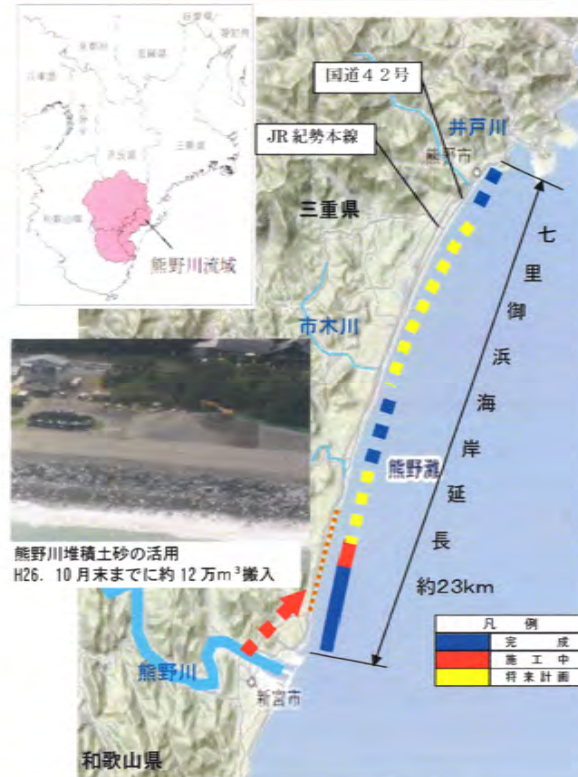
20 七里御浜海岸における侵食対策の直轄事業化

(国土交通省)

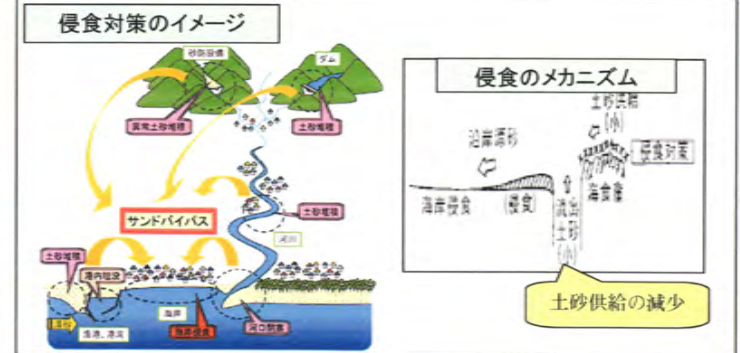
七里御浜海岸は、熊野古道の「浜街道」として世界遺産に登録され東紀州地域を代表する地域資源です。また、背後地の防護機能も有していますが、急峻な海底地形や太平洋の高波など厳しい自然環境のもと、著しく侵食が進んでおり、年々海浜が後退しています。



七里御浜海岸は、海岸延長が約23kmに及び、また前浜が消失するなど侵食が著しいことから、大規模な侵食対策が必要です。



世界遺産保護や環境負荷低減のため、新技術・新工法を活用した侵食対策が必要です。また、継続的な土砂供給確保のため、複数県にわたる熊野川流域の土砂管理や、複雑な土砂供給の解析が必要です。



工事規模著しく大

- 海岸延長が長く、著しく侵食が進む中、大規模な対策が必要
- 南海トラフ巨大地震に備えた地震・津波対策が必要

直轄事業化

高度の技術

- 新技術・新工法を活用
- 土砂吸引輸送工法によるサンドバイパス (例えば、波力発電などの自然エネルギーを利用)
- サンドバック工法による人工リーフの被覆
- 景観に配慮した緑の防潮堤、潜突堤の整備

高度の機械力

複数県に跨る

- 熊野川の総合土砂管理
- 複雑な土砂供給の解析

提言 発生が懸念される南海トラフ巨大地震の津波対策が急がれる中、七里御浜海岸における侵食対策については工事規模が著しく大きく、高度の技術、高度の機械力等が必要となることから、直轄事業化すること。 【県土整備部】

21 新宮川水系（熊野川）の総合的な治水対策のさらなる推進

（国土交通省）

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 平成 23 年の台風 12 号に伴う豪雨により、熊野川および支川流域において大規模な浸水被害が発生するとともに、熊野川の河道内には大量の土砂が堆積しています。また、熊野川の影響を受けた相野谷川では、平成 19 年に完成した輪中堤（天端高 9.40m）を越水し、紀宝町の鮎田地区、高岡地区、大里地区など広範囲にわたり、浸水被害が発生しました。このため、熊野川と相野谷川では、激甚災害対策特別緊急事業や災害復旧事業が実施されています。
- 河口から約 5 km の区間は国の直轄管理であり、中下流部は、三重県とその対岸を和歌山県、上流部を奈良県が管理しています。また、流域内には、主なものだけで 11 基のダムが設置され、電源開発(株)、関西電力(株)、国土交通省がそれぞれダムの管理を行っています。このうち、一部の利水ダムにおいては、洪水時のダム放流量の低減を図る暫定運用が実施されており、平成 25 年の台風 18 号や平成 26 年の台風 11 号等において、一定の水位低減効果が得られました。
- 熊野川は、紀伊半島大水害以降、山腹崩壊等による土砂の流出により、さらなる濁水の発生とその長期化が問題となっています。その対策として堆積土砂の撤去、砂防工事等の土砂災害対策や上流にあるダム群において、水路トンネル整備、選択取水設備の設置などの対策を進めていますが、濁水の発生は継続しています。このため、平成 26 年度には「熊野川濁水対策技術検討会」が設置され、効果的な濁水対策について有識者による検討が進められています。

《課題》

- ① 熊野川では治水安全度の向上を図るため、大量の堆積土砂を早期に撤去する必要があります。しかしながら、その対策には莫大な費用が必要であり、水系内に複数存在する各河川管理者が短期間に効果的な対策を進めることには限界があることから、直轄管理区間の拡大により、国の管理のもと堆積土砂の撤去を推進することが求められます。
また、熊野川および相野谷川では再度災害防止に向け、激甚災害対策特別緊急事業等の着実な推進が必要です。
- ② 複数の河川管理者やダム管理者が存在する新宮川水系において、治水対策の推進や洪水軽減に向けたダム運用のさらなる改善、濁水対策の検討を図るためには、国のマネジメントをさらに強化する必要があります。

県担当課名 県土整備部河川課

関係法令等 河川法、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

21 新宮川水系(熊野川)の総合的な治水対策のさらなる推進

(国土交通省)

被害が甚大

平成23年9月の台風12号に伴う未曾有の降雨により計画規模を超える洪水によって広域で甚大な被害が発生!

熊野川で計画を超える未曾有の洪水が発生

河川整備基本方針の計画高水流量(1.9万m³/s)を超える洪水(2.4万m³/s)が発生

相野谷川では本川の洪水の逆流等により水位が上昇。輪中堤を越水、甚大な浸水被害

戦後3番目(近年最大)のH9年の洪水(9.4m)を超える洪水が発生
*今回:13.8m(直轄水位)

複雑で特異

熊野川流域は、日本有数の多雨地帯でありながら、河川やダムなどの管理者が複数・複雑に存在しており、上下流一貫した対策が必要!

全国有数の多雨地帯であり、洪水を発生しやすい

土砂災害や洪水による被害が発生するリスクを抱えている

流域(2,360km²)が三県に跨る

流域全体の総合的な治水対策が必要

浸水想定区域内の人口(約25,000人)に11基のダムが点在

11基全てが利水ダム(治水機能無し)複数の管理者が存在

相野谷川周辺の災害復旧への取組

相野谷川における復旧の実施にあたっては激甚な被害を踏まえ、国、三重県、紀宝町が連携し、地元の意向を十分踏まえつつ進めることが重要

「相野谷川沿川における災害復旧のあり方検討に関する協議会」
H26.3.26 終了

【構成員】
国・三重県・紀宝町

激特事業を進めるため、関係機関との協議や技術的な検討に着手

「熊野川堤防調査委員会」
【構成員】 学識者

平成23年 台風12号 被災状況



新宮川水系 流域図

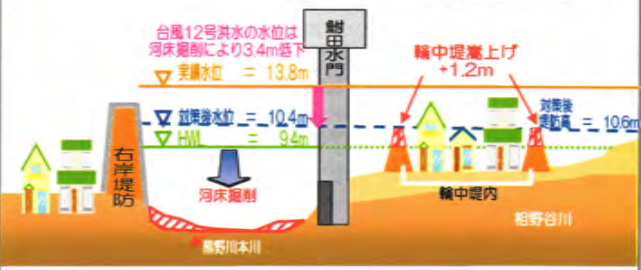


◎河川激甚災害対策特別緊急事業

・総事業費 200億円
・事業期間 H23年度～H28年度(6年間)

(平成23年発生災害 直轄河川災害復旧事業:50億円)

〈対策概要・効果イメージ〉



熊野川の総合的な治水対策の実施への取組

熊野川の河川管理者である国、三県と沿川自治体及びダム管理者が緊密な連携を図りながら熊野川の一貫した総合的な治水対策を推進することが重要

「ダム操作に関する技術検討会」(電源開発)

「熊野川の総合的な治水対策協議会」

【構成員】 国・和歌山県・奈良県・三重県・流域自治体・関西電力・電源開発

【開催実績】 第1回:H24.7.2 第2回:H24.12.20 第3回:H25.7.2 第4回:H25.12.26 第5回:H26.7.25

「熊野川における堆積土砂対策等に関する調整会議」
「熊野川濁水対策技術検討会」(H26.6.23 新設)

◎紀伊半島大水害以降、少雨により濁水が発生

◎濁水対策の検討が必要

◎計画規模を超える洪水により大規模な被害が発生

◎大量の堆積土砂を撤去するなど治水対策が必要

◎下流の直轄管理区間と密接不可分な上流のダム群が存在

◎流域全体の一体的な管理が必要

提言

- 1 紀伊半島大水害で計画規模を超える洪水が発生した熊野川(相野谷川を含む)について、直轄管理区間の拡大による国の一元的な管理により、効率的かつ効果的な堆積土砂撤去など再度災害防止に向けた治水対策を推進すること。
- 2 複数の河川管理者やダム管理者が存在する新宮川水系において、治水対策の推進や利水ダムの運用改善及び濁水対策の検討について、国によるマネジメントを強化すること。

22 第 76 回国民体育大会(平成 33 年三重県開催)に向けた都市公園施設整備への支援

(国土交通省)

【提言・提案事項】制度・予算

《現状》

- 本県では、平成 33 年に第 76 回国民体育大会、平成 30 年に全国高等学校総合体育大会を開催します。現在、競技別に実施会場の選定を行っていますが、約半数の競技が都市公園内のスポーツ施設を活用して開催する予定です。
- 国民体育大会の総合開・閉会式の会場となる五十鈴公園内県営陸上競技場等の主要な都市公園内のスポーツ施設は、昭和 50 年の三重国体を契機に整備されたものが多く、40 年を経過し施設の老朽化が進むとともに、国体競技の施設基準を満たさない施設があります。

《課題》

- ① 第 76 回国民体育大会および全国高等学校総合体育大会の開催に合わせ、総合開・閉会式の会場となる五十鈴公園内県営陸上競技場の整備等を計画的に進めることが必要です。
- ② 五十鈴公園内県営陸上競技場や市町都市公園のスポーツ施設の整備に、多額の費用を必要とすることから国の社会資本整備総合交付金による重点的な配分などの支援が必要です。

県担当課名 県土整備部都市政策課、地域連携部スポーツ推進局国体準備課
関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱

22 第76回国民体育大会(平成33年三重県開催)に向けた都市公園施設整備への支援 (国土交通省)

五十鈴公園の概要

- ・本公園は、伊勢神宮に隣接し、豊かな自然と調和した都市公園
- ・公園内にある陸上競技場は、前回(昭和50年開催)三重国体のメイン会場であり県内陸上競技の聖地
- ・本年度中に伊勢市から三重県へ管理移管の予定

五十鈴公園の課題

国民体育大会の総合開・閉会式、陸上競技の会場として

- ①開催基準を満たしていない
- ②老朽化が著しい
- ③バリアフリー化が不十分

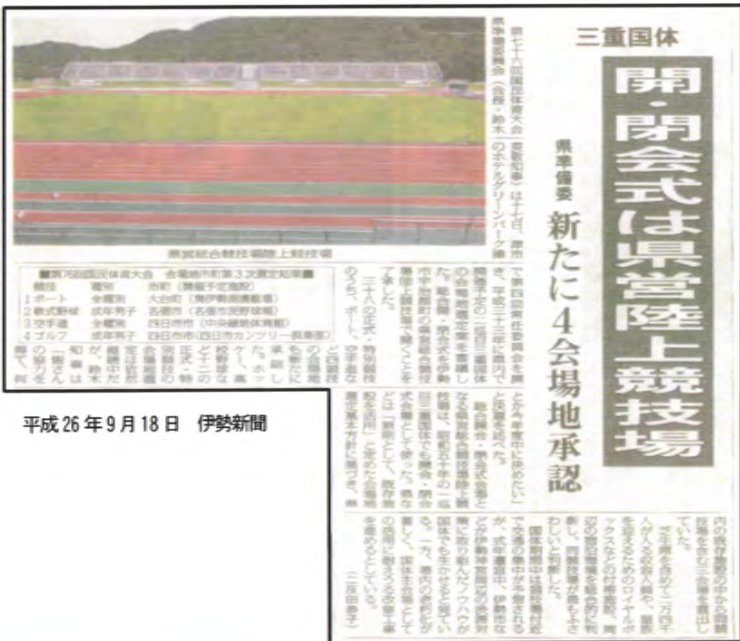
大会開催に向け
改修

改修内容

第1種公認陸上競技場に向けた改修

- (1) 競技場の大規模改修
メインスタンドの建替え、両サイド・バックスタンドの改修
照明設備の設置、大型映像装置のリニューアルなど
- (2) 附帯施設の整備
 - ① 補助競技場の整備
400mのトラックを持つ第3種公認陸上競技場の整備
 - ② 投てき場の新設
 - ③ 駐車場の整備

国民体育大会の開催に向け平成27年度に工事着手



平成26年9月18日 伊勢新聞

事業スケジュール

- H27 競技場工事着手
- H30 全国高等学校総合体育大会陸上競技
- H32 国体リハーサル大会
- H33 第76回国民体育大会
総合開・閉会式
陸上競技

五十鈴公園改修概要



提言

国民体育大会の開催会場となる都市公園施設の改修に必要な予算を確保すること。

【県土整備部、地域連携部】

23 治安対策の充実・強化

(総務省、国家公安委員会、警察庁)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

治安を維持するための人的基盤の充実・強化が必要であるため、警察官を増員すること。

《現状》

- 本県における平成 25 年中の刑法犯認知件数は 19,726 件と、平成 14 年をピークに減少傾向にありますが、県民に強い不安を与える殺人や強盗等の凶悪犯罪が後を絶たず、また、ストーカー・DV 事案や特殊詐欺が多発しているほか、サイバー犯罪・サイバー攻撃にみられるような新たな治安上の脅威も深刻化するなど、県民の不安を真に解消するには至っていません。特に本県は他県と比べ、刑法犯認知件数の警察官一人あたりの負担件数も 6.58 件と大きく全国第 7 位です。
- 交通事故死者数は減少傾向にあるものの、いまだ年間 100 人近くの尊い命が失われており、交通人身事故発生件数は 9,804 件で、警察官一人あたりの負担件数は 3.27 件となり、全国第 11 位です。
- 本県の警察官一人あたりの負担人口は 610 人と全国平均の 499 人を大きく上回っており、全国第 6 位、中部管区内では第 1 位です。

《課題》

地方警察官の増員や諸施策の推進などにより、刑法犯認知件数および交通事故死者数は減少傾向で推移していますが、その減少幅は、増員数の減少に伴い小さくなっているほか、犯罪が悪質・深刻化するなど、警察を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にあることから、今後も一層の治安維持を図るため、増員によって警察力を強化する必要があります。

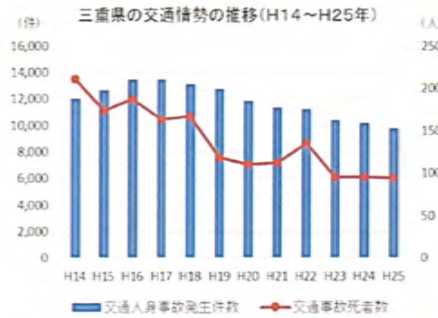
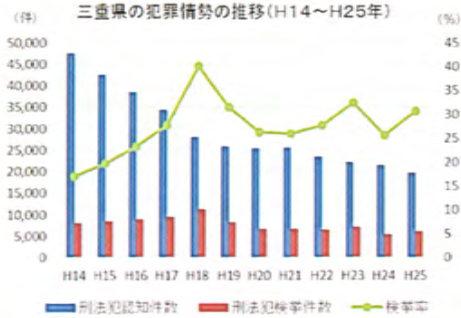
県担当課名 警察本部警務課
関係法令等 警察法

23 治安対策の充実・強化

(総務省、国家公安委員会、警察庁)

現状

刑法犯認知件数・交通事故死者数は減少傾向にあるが、ストーカー・DV事案、特殊詐欺が多発！サイバー犯罪等新たな治安上の脅威も



- 特殊詐欺
前年比+34件、約9,530万円増！
- 振り込み詐欺
前年比+26件、約6,090万円増！

平成26年度警察官一人当たりの負担人口 (近隣府県)



※住民基本台帳に記録された日本人人口 (H25.3.31現在)により算出。

● ストーカー・DV事案の認知(相談)件数

ストーカー事案認知件数		前年比 +56	DV事案相談件数		前年比 +80
平成24年	平成25年		平成24年	平成25年	
295	351		548	628	

● 特殊詐欺の発生状況

	平成24年		平成25年	
	発生件数	被害額	発生件数	被害額
特殊詐欺	73	約4億8,350万円	107	約5億7,880万円
振り込み詐欺	39	約1億2,190万円	65	約1億8,280万円

● 警察官一人当たりの負担状況

刑法犯認知件数 (H25年中)	負担件数		順位	交通人身事故発生件数 (H25年中)	負担件数		順位	人口 (H25.3.31現在)	負担人口		順位
	件数	順位			件数	順位			人口	順位	
19,726	6,58	7	9,804	3.27	11	1,830,584	610	6			

警察官一人当たりの業務負担が大きく、負担人口は全国平均を大きく上回り、中部管区内で第1位！！

課題

- 警察官増員数減少 → 刑法犯認知件数・交通事故死者数の減少幅が小
 - 犯罪の悪質・深刻化 → 警察を取り巻く状況は依然として厳しい状況
- ➡ 増員による警察力の強化が必要！



提言・提案事項

治安を維持するための人的基盤の充実・強化が必要であるため、警察官を増員すること。

【警察本部】

24 南海トラフ地震に備えた四日市港の強靱化

【提言・提案事項】**制度**・**予算**

(国土交通省)

《現状》

- 三重県が実施した地震被害想定調査によれば、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、地震の揺れや津波により、三重県内で約 53,000 人の死者が発生し、四日市港の背後地においても一部地域が津波による浸水域となるとされています。
- 四日市港の臨海部には国内外に石油製品等を供給する国内有数の石油化学コンビナートが立地しており、被災後のサプライチェーンの寸断による経済・産業活動への深刻な打撃や背後の市街地、港湾機能への影響が生じることが懸念されます。
- 四日市港は、地震や津波による被害の発生を未然に防止する、被災した場合にも早期復旧を支えるという重要な役割を担っており、四日市港の強靱化が喫緊の課題となっています。

《課題》

- ① 臨港道路霞4号幹線は、貨物輸送の定時性・即時性を確保するだけでなく、国道 23 号に対する環境負荷の低減や、災害時に霞ヶ浦地区から背後地へのアクセスのリダンダンシー機能を確保する重要な役割も担っており、平成 29 年度の完成をめざし、平成 16 年度から国の直轄事業として整備が進められています。しかし、平成 26 年度の進捗見込み（事業費ベース）は、約 5 割にとどまっており、早期供用に向けた十分な財源の確保が必要です。
- ② 四日市港では、地震や津波の被害から背後の人命や財産を守るため、海岸保全施設の地震・津波対策について、1 / 2 の補助制度を活用しながら、耐震化整備を進めているところですが、十分な財源の確保ができず対策が進んでいません。
地震等により被災した場合、災害復旧事業により、国から 2 / 3 以上の補助を受けることができますが、南海トラフ地震による被害は広域に亘ること、かつ、その程度も深刻なものとなることから、復旧するまでにかなりの期間と莫大な費用を要すると想定されます。そのため、南海トラフ地震により深刻な被害が生じるおそれのある地域においては、重点的な事前防災・減災対策を実施することにより、被害の防止・軽減を図ることが不可欠であり、こうした取組を推進するため、災害復旧事業と同程度の 2 / 3 の補助を行う等、更なる財政支援が必要です。
- ③ 四日市港の物流機能を維持するためには、予防保全型の維持管理による施設の長寿命化を図ることで維持管理コストの縮減や予算の平準化が必要となっておりますが、予防保全計画に基づき計画的に維持管理を進めることができるよう、更なる財政支援が必要です。
また、現在、港湾管理者が実施する港湾施設の老朽化対策のうち、5 億円以上の大規模な事業については 1 / 2 の補助が受けられますが、それよりも小規模な事業については 1 / 3 しか補助が受けられません。施設の損傷の程度が小さいうちに対策を施すことが維持管理の効率化や費用縮減につながることから、5 億円未満の事業についても大規模なものと同様の財政支援が必要です。

県担当課名 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法、海岸法、社会資本整備総合交付金交付要綱

24 南海トラフ地震に備えた四日市港の強靱化

(国土交通省)

現状

- 南海トラフ地震の発生が危惧される中、四日市港の背後地においても一部地域が津波による浸水域となるとされており、四日市港臨海部のコンビナートが被災することによるサプライチェーンの機能停止、背後の市街地や港湾機能への影響が生じることが懸念されます。
- 四日市港は地震や津波による被害の発生防止、被災した場合の早期復旧という観点から重要な役割を担っており、四日市港の強靱化が喫緊の課題となっています。

課題 1

- 背後地へのアクセス道路が霞大橋 1 本のみ
⇒ 霞 4 号幹線の早期供用が必要
- ※ H26 年度見込み 事業進捗約 5 割 (事業費ベース)



課題 2

- 管理組合が管理する海岸保全施設の総延長 19.6 km のうち、5.0 km が現行の耐震基準を満たしておらず、対策が必要

現在、耐震対策を実施中の富田港地区



課題 3

- 係留施設延べ 11,413m のうち、経過年数 50 年以上が 4,760m
⇒ 【全体の 41%】
(参考) 全国平均約 7%



鉄筋コンクリートの劣化
栈橋式岸壁の下面

【提言・提案項目】

- 1 貨物輸送の即時性・定時性の確保、物流コスト・環境負荷の低減および災害時のアクセスのリダンダンシー機能に資する臨港道路霞 4 号幹線の早期整備に向けて、直轄港湾改修費の予算確保を図ること。
- 2 海岸保全施設の老朽化対策・耐震対策を推進し、四日市港の背後地における住民生活や企業活動の安全を確保するため、防災・安全交付金（海岸事業）の補助率の引上げ（1/2 → 2/3）および長寿命化計画に基づく補助事業に対する予算確保を図ること。
- 3 災害に強い物流システム構築のための港湾施設の老朽化対策に対する国の支援の充実を図ること。
 - ① 防災・安全交付金（旧統合補助）の補助率の引上げ（1/3 → 1/2）および予算確保を図ること。
 - ② 維持管理計画書に基づく港湾施設の一般定期点検および詳細点検に対する補助制度の創設並びに予防保全計画に基づく補助事業に対する予算確保を図ること。
 - ③ 維持浚渫に対する補助制度の創設、直轄施工化および適債条件の緩和を図ること。

【四日市港管理組合】

【一般項目】

1 消防広域化をはじめとする消防力向上の取組への支援措置の充実

(消防庁)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 緊急防災・減災事業債の弾力的な運用や国庫補助事業の優先採択など特別な配慮を行ない、消防広域化の条件を整えていく段階での取組や、特別な事情を有した特に小規模な消防本部に対して支援すること。
- 2 効率的・効果的な教育訓練が実施できるよう消防学校の施設・資機材について財政支援措置を講じること。

《現状》

- 本県では、平成 26 年 3 月に見直した「消防広域化推進計画」に基づき、優先的に広域化に取り組む地域を重点化するとともに、広域化へのステップとして、広域化のメリットが見えやすい通信指令業務等の個別業務の共同処理の推進に取り組んでいます。
- 近年の災害は、複雑多様化とともに大規模化の様相を強めており、消防機関においても専門化・高度化した対応が求められています。消防力の問題から広域化の組み合わせが決まらない小規模消防本部においても、これらの課題へ対応していくため、高度な装備や資機材の導入および専門的な知識・技術を有する人材の養成等、消防力の強化に向けた取組を進めていく必要があります。
- 本県では、平成 26 年 3 月に「消防学校の教育訓練の基準」が改正されたことを受け、消防学校における消防団幹部に対する教育課程の見直しを行い、今年度から実施しています。

《課題》

- ① 今後の消防広域化の推進にあたっては、地域の特性や実情、広域化の必要性の認識や期待感などを十分にふまえた取組を重ねながら、広域化に向けた条件を整えていくことが先ず重要となりますが、現行の「消防広域化重点地域」に対する財政支援措置は、広域消防運営計画の策定等、具体的な広域化の合意を前提としており、広域化の条件を整えていく段階での支援措置は十分ではありません。
- ② また、特に観光地や離島を抱える小規模消防本部は、一般の小規模消防本部に比べ人口規模以上の救急需要への対応を求められるなど、より厳しい状況の下で消防体制の強化と広域化への条件整備を進めていかなければなりません。そのために必要な車両の更新や分署の整備等のための財源の確保に苦慮しています。
- ③ 消防本部で独自の教育・訓練が十分に行えない情勢下において、消防職員が高度な職務を遂行するためには、消防学校における施設や資機材を充実させ、効率的・効果的な教育訓練を実施していく必要がありますが、厳しい財政事情のなかで十分な整備ができていないのが実情です。
- ④ 頻発する異常気象による、これまで経験したことのない自然災害に対応していくためには、新たな地域防災体制の構築が必要となっています。その中核を担う消防団員等に対する教育訓練の更なる充実強化が必要ですが、消防学校においては、その教育訓練用の資機材についても、十分な整備が出来ていない状況です。

県担当課名 防災対策部消防・保安課

関係法令等 消防組織法、市町村の消防の広域化に関する基本指針

2 自然災害に対する観測・予測に向けた精度の向上と地域の状況に応じた気象警報の運用

(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 南海トラフを震源域とする巨大地震や津波を即時に検知するための観測監視体制を早期に確立するとともに、地震・津波の予測に関する研究体制を強化すること。
- 2 竜巻や豪雪をはじめとする防災気象情報の観測や予測に関する精度をより向上させること。
- 3 特別警報の発表について、各地域の状況に応じ、市町村単位や地域毎のきめ細かな発表に見直すこと。
また、特別警報の発表前には、気象庁または気象台から関係自治体への速やかな情報提供を行うこと。

《現状》

- 本県の地震被害想定調査（平成 26 年 3 月公表）によると、南海トラフを震源域とする最大クラスの地震による震度は、県全体面積の約 95% で震度 6 以上と想定されています。早い地域では地震発生から 10 分以内に 10m 超の津波が押し寄せ、浸水面積は約 2 万 8 千 ha、死者は揺れで約 1 万人、津波で約 4 万 2 千人とされています。
- 本県においても竜巻により、昨年度は、伊勢市と志摩市で、本年度は、いなべ市、熊野市、御浜町で、家屋被害（一部損壊）が発生しています。
- 本年 2 月の豪雪では、本県においても予報を上回る記録的な降雪により農林業を中心に多くの被害が発生しました。また、県南部地域では長時間にわたり公共交通機関がストップし、多くの帰宅困難者が発生しました。
- 現在、府県単位で発表される特別警報については、1 府県内でも気象状況が大きく異なることがあります。本年 8 月の台風 11 号で本県に発表された特別警報では、「数十年に一度」の気象状況と大きく異なる地域もあり、一部の市町では、注意報から切替えとなったため、態勢の整備、住民への迅速な周知等必要な対応に遅れが生じました。

《課題》

- ① 津波から住民が一分一秒でも早く“逃げる”ための避難対策を推進するためには、地震や津波を即時検知する観測監視体制を早期に確立するとともに、地震・津波の予測に関する研究体制をより強化することが必要です。
- ② 竜巻や豪雪などの気象災害に対し、防災関係機関が的確に対応するとともに、住民の迅速な避難行動を促すためには、専門機関による観測・予測に向けた技術の向上と精度の高い情報の速やかな提供が不可欠です。
- ③ 特別警報の発表について、各市町村の気象状況は異なることから、府県予報単位で発表せず、各地域の状況に応じ、市町村単位や地域毎に発表するなど、きめ細かな発表を行えるように見直すことが必要です。また、発表が見込まれる場合は、事前に気象庁または気象台から関係自治体に情報提供を行い、関係自治体の態勢整備および住民への周知の準備のための時間を確保し、円滑に対応できるようにしていくことが重要です。

県担当課名 防災対策部防災企画・地域支援課、災害対策課

3 社会保障・税番号制度導入に係る適切な財政措置等

(内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 社会保障・税番号制度は国家的な社会基盤であることをふまえ、その導入に伴うシステムおよびネットワーク構築・改修や維持管理に要する経費については、国が負担し、地方自治体に経費負担が生じないように、必要な予算を確保すること。
- 2 特に、国が設定した補助金の上限額と地方自治体による見積額に大きな乖離が生じていることから、その原因を分析した上で必要な財政措置を講じることとし、補助金の交付措置についても、柔軟な取り扱いを可能とすること。
- 3 番号制度の導入に伴い地方自治体において必要となるシステム整備、条例改正、特定個人情報保護評価等の対応が、計画的に実施できるよう、速やかかつ一元的な、地方自治体側にとって分かりやすい情報提供に努めること。

《現状》

- 社会保障・税番号制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための国家的な社会基盤として導入が進められています。
- 地方自治体においては、平成 28 年 1 月に予定されている個人番号利用開始に向けて、システムおよびネットワークの構築・改修や関係する条例改正、特定個人情報保護評価などの準備作業を進めているところです。
- 国においては、平成 26 年度においてシステム関係補助金の予算措置、平成 27 年度予算の概算要求をいただくとともに、関係政省令や個人情報保護評価指針などの制定を、順次、進めていただいています。

《課題》

- ① システム関係補助金については、システム整備や制度導入に必要な経費が補助対象外となっており、また、補助対象内経費についても、上限額と実際に必要な額がかけ離れている場合が大半であり、このままでは、実質的に地方に経費負担が生じることとなります。
- ② 制度導入に向けての準備期間が限られている中、システムの詳細情報や政省令など、国からの情報提供が予定よりも遅れる場合が多く、また縦割りの連絡になりがちなこと加わって、作業の手戻りや準備の遅れにつながり、計画的な業務執行が困難となっています。

県担当課名 戦略企画部戦略企画総務課、情報公開課、総務部税務企画課、健康福祉部健康福祉総務課、地域連携部市町行財政課、IT推進課
関係法令等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

4 「地域の元気創造事業費」の算定方法の見直し

(総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 「地域の元気創造事業費」の算定における、行革努力分のうち削減率を用いる項目については、過去の全国数値のピーク時と比較するのではなく、新地方行革指針以降の行革取組を反映した直近10年間程度を評価する算定方法に見直すこと。
- 2 「人件費を除く経常的経費」については、南海トラフ巨大地震に備えるための地域の防災・減災対策費など削減困難な経費を控除し、行革努力を算定する指標に見直すこと。

《現状》

- 平成26年度普通交付税において導入された「地域の元気創造事業費」の行革努力分の項目のうち、「職員数削減率」、「人件費削減率」、「人件費を除く経常的経費削減率」、「地方債現在高削減率」の削減率は、全国数値がピーク時であった5年間の平均と直近5年間の平均により算定されます。
- 「人件費を除く経常的経費削減率」による経常的経費には、少子高齢化に伴い必要な社会保障関係経費、地域経済対策・雇用対策、地域の防災・減災対策などの削減困難な経費等が含まれています。

《課題》

- ① 削減率の比較対象を全国数値のピーク時とする場合、先行取組団体のピーク時と合致しないこと、また直近に取り組んだ団体の努力が反映され難いことなどの点で不公平です。そのため、国が要請した平成17年3月29日付「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（新地方行革指針）を起点とするなど、公平性を担保する制度とする必要があります。
- ② 本県は南海トラフ巨大地震の被害想定地域であり、防災・減災対策費は削減困難な経費である中、そうした経費を含めた削減を行革努力と評価するのは適当ではありません。

県担当課名 総務部財政課、総務課、人事課
関係法令等 地方交付税法

5 新たな地方公会計制度の整備

(総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 地方自治体の負担を考慮し、導入に係る準備期間を十分に確保すること。
- 2 標準的なソフトウェアの円滑な稼働等に対する技術的な支援および財政支援の創設などの必要な措置を講じること。

《現状》

- 平成 26 年 4 月 30 日に「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」が取りまとめた報告書の中で、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示されました。
- 平成 27 年 1 月頃までに具体的なマニュアルを作成した上で、原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間ですべての地方自治体において統一的な基準による財務書類等の作成要請が国において予定されています。
- 総務省において、標準的なソフトウェアを開発し、平成 27 年度のできる限り早い時期に地方自治体に無償で提供される予定です。

《課題》

- ① 平成 27 年度に提供が予定されている標準的なソフトウェアの概要および配布時期が未定なこと、また具体的なマニュアルの概要が不明なことから導入に向けた検討やスケジュールの作成ができない状況にあり、平成 29 年度までの 3 年間で整備できるか不透明な状況です。
- ② 導入に際しては、標準的なソフトウェアの円滑な稼働等に対する技術的な支援、また固定資産台帳の作成や庁内体制の整備、標準的なソフトウェアの仕様に合わせるための財務会計システムの改修、公認会計士からのアドバイスなどの経費に対する財政支援の創設等が必要です。

県担当課名 総務部財政課、管財課、出納局出納総務課

6 日常生活自立支援の推進

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

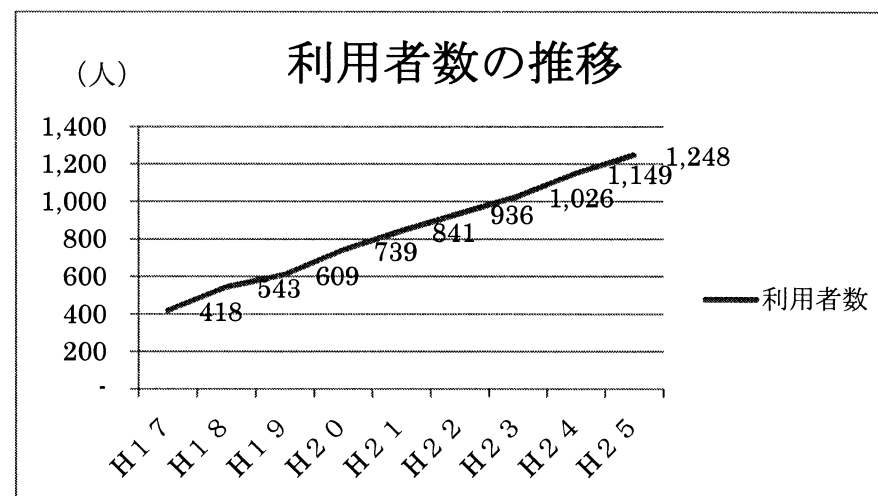
- 1 日常生活自立支援事業について、国においては予算確保を十分に行った上で、国・都道府県・市町村の役割・経費分担を明確化するとともに、市町村社会福祉協議会が主体的に事業を実施できるようにすること。
- 2 生活保護受給世帯と同様に、住民税非課税世帯への生活支援員の派遣に係る費用についても、補助対象とすること。

《現状》

- 平成 25・26 年度において、日常生活自立支援事業の財源となる国のセーフティネット支援対策等事業費補助金の予算確保が十分でなかったため、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用することにより対応することとなりましたが、関係団体に大きな混乱が生じました。
- 認知症高齢者の増加や知的障がい者、精神障がい者の地域移行等により、本県における日常生活自立支援事業の利用者数は、毎年 100 人程度増加しており、平成 25 年度（3 月末現在）の利用者は 1,248 人、相談件数は 37,288 件となっています。今後も、本事業の利用者数は年々増加していくことが見込まれます。
- 本県では、利用者の約 6 割の住民税非課税世帯に対しても、生活保護世帯と同様に生活支援員の派遣に係る費用（利用料）を無料にし、その分を地方単独事業による補助金で補てんしています。

《課題》

- ① 2 年連続で国の予算に不足が生じたことから、事業実施主体の県社会福祉協議会も当該事業の実施に不安を感じています。
- ② 住民ニーズに的確に応えるためには、基礎自治体である市町村や市町村社会福祉協議会の取組が重要であることから、市町村の役割や経費分担を明確化する必要があります。
- ③ 国は生活支援員の派遣に係る費用について、生活保護受給世帯のみを国庫補助の対象としていますが、地域で自立した生活をするためには、住民税非課税世帯についても、同様の経済的な支援が必要であり、国庫補助の対象とすることが必要です。



県担当課名 健康福祉部地域福祉課
関係法令等 社会福祉法第 81 条

7 障がい者福祉施策の充実と円滑な実施

(厚生労働省、内閣府)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

障がい者の地域生活を支援し、権利の擁護を図るため、障がい者福祉施策について十分な財政措置を講じること。

《現状》

- 改正障害者基本法や障害者総合支援法などの法整備を受けて、平成 26 年 1 月に障害者権利条約が批准されたところであり、障がい者自らの選択権を保障し、障がい者の地域生活を支援することがますます重要になっています。
- しかしながら、本県においては障がいの重度化や介護者の高齢化が進む中、地域における支援体制が十分ではなく、障がい者が自ら選択した地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービスの充実が求められています。
- また、平成 25 年に成立した障害者差別解消法においては、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うことが地方自治体に義務付けられ、これまで以上にハード・ソフト両面で、新たな対応が求められる状況にあります。

《課題》

- ① 障がい者が安心して地域で暮らすためには、ニーズの高い生活介護などの日中活動系サービスや共同生活援助の施設整備に係る財政措置が必要です。
- ② 障害福祉サービスの報酬については、重症心身障がいや遷延性意識障がいなど重度の障がい者が、地域で生活するために必要な、医療的ケアを伴う障害福祉サービスを適切に評価するとともに、質の高い専門的な相談支援が行われるよう、特段の配慮が必要です。
- ③ 地域生活支援事業について、地域の実情や利用者のニーズに応じた事業が円滑に実施できるよう、事業実績に見合った確実な財政措置が必要です。
- ④ 地方自治体が障がい者への合理的配慮を行うために必要な事業を実施するため、国において新たな財政措置を講ずる必要があります。

県担当課名 健康福祉部障がい福祉課
関係法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

8 地域医療提供体制の整備に対する支援

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

医療提供体制推進事業費補助金について、平成 23 年度以降、当初事業計画額を大幅に下回る交付決定が続いており、各事業の実施に大きな支障を来していることから、地域医療体制の確保のため、各都道府県の事業計画規模をふまえた適正な予算額を確保すること。

《現状》

- 医療提供体制推進事業費補助金は、ドクターヘリ運航、救命救急センター等の運営事業（運営費）や、がん診療施設設備等の整備事業（設備費）など、救急、産科、小児、周産期医療や歯科保健などの医療提供体制の確保に必要な補助金です。
- 平成 23 年度以降の医療提供体制推進事業費補助金について、各都道府県が提出した事業計画が予算額を超えたことを理由に、厚生労働省から減額調整されました。各年度の事業計画額に対する内示率は、平成 23 年度は運営費で約 88.1%、設備費は本県の事業計画額が多額であったことから約 13.0%、平成 24 年度は、運営費・設備費一律に約 72.9%、平成 25 年度は運営費で約 69.6%、設備費で約 65.2%、平成 26 年度は運営費・設備費一律に約 62.5%と、年々厳しい状況となっています。
- 本県では、平成 23 年度以降の減額調整に対して、三重県地域医療再生計画（平成 23 年度策定分）の計画期間である平成 25 年度まで、地域医療再生基金を減額分の一部に充当して対応していましたが、平成 26 年度は、各医療機関に減額分の負担をお願いしたところでした。

《課題》

- ① 減額調整の結果、各都道府県の医療提供体制施策の推進および関係機関の事業実施に大きな影響が生じ、また、減額調整による対応についても各都道府県に負わされていることから、事業の執行に大きな支障を来しています。
- ② 平成 27 年度以降、引き続き医療提供体制推進事業費補助金の減額調整が継続すれば、救命救急センターや周産期母子医療センターの運営など、県民の命に直結する業務に支障が生じるなど、県民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

県担当課名 健康福祉部医療対策局医務国保課

関係法令等 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

9 病院事業債に係る財政措置の拡充

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

病院建設改良に係る病院事業債について、東日本大震災の復興事業の影響などで、全国的に建設資材や人件費が高騰し、建設事業費が増加の一途を辿っていることをふまえ、地方交付税措置の対象となる建築単価の引き上げを図ること。

《現状》

- 公立病院を対象としている病院事業債においては、病院の施設整備費のうち、建物の建築単価が1㎡あたり30万円を上回る部分に相当する額を「特定分」としており、この特定分の元利償還金に係る地方交付税措置（措置率45%）はありません。
- 東日本大震災の復旧・復興事業の本格化等に伴う技能労働者不足による労務単価の上昇、円安による輸入材料価格の上昇や建設工事の受注増加等を背景にした資材価格の上昇など、建築費が増加し、県内の公立病院整備にあたっては、建築単価を30万円までに抑えることが困難となっています。また、2020年に開催される東京オリンピックに向けての建設需要等をふまえると、資材価格や労務単価のさらなる上昇が見込まれ、今後も建築費が増加することが考えられます。

《課題》

- ① 建物の建築単価が1㎡あたり30万円を上回る部分については、現在、地方が全額負担しなければならない状況にあり、病院経営や地方財政を圧迫することが懸念されています。
- ② 県内の公立病院整備においては、入札不調が相次ぐなど、未だ契約締結に至らない事例が発生しており、建築費の増嵩を的確に反映した予算措置を行うには、病院事業債に係る財政措置の拡充が不可欠となっています。現在のような状況が続けば、必要な病院整備が進まず、結果として地域医療の提供に支障をきたすことが危惧されています。

県担当課名 健康福祉部医療対策局医務国保課

関係法令等 地方交付税法、普通交付税に関する省令

10 医師の不足・偏在を解消するための制度改革

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 医師の地域偏在、診療科偏在を防ぐためのインセンティブや、地域、診療科ごとの医師の定数、偏在是正の視点に立った専門医制度など、医師の計画的な配置のためのルールを設定すること。
- 2 卒後まもない初期研修医の育成を支援する臨床研修費等補助金について、予算額を確保すること。
- 3 子育て中の医師等が、就業を継続でき、復職しやすい環境づくりを促進するための医療機関の取組に対する評価を、(公財)日本医療機能評価機構が行う病院機能評価や診療報酬へ反映すること。

《現状》

- 専門医制度については、現在、各領域の学会が独自基準で専門医を認定していますが、専門医の質の担保、医師の地域・診療科偏在等、多くの課題を抱え、日本専門医機構において新たな専門医制度の養成プログラムの基準が検討されています。
- 本県では、今後、修学資金貸与医師等が県内で勤務を開始し、段階的に増加する見込みであり、地域医療支援センターにおいて、これら若手医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりに取り組んでいます。
- 平成16年度からの医師臨床研修の必修化をふまえ、医師としての基盤形成の時期に基礎的能力を養うため、全国で初期研修を実施しています。また、本県においても初期研修のマッチング率が向上し、研修医の教育費用は増加傾向にあります。
※本県における初期研修医マッチング率：平成25年度71.0% 93人(定員131人) → 平成26年度77.7% 101人(定員130人)
- 現在、全国の医師数(50歳未満の病院勤務医師数)における女性医師の割合は約25%です。三重県内においても約20%となっており、医師総数に対する子育て世代の女性医師の比率が増加することが予想されます。
- 本県では、女性医師をはじめとする子育て中の勤務医師が就業を継続でき、復職しやすい環境づくりのための医療機関における先進的な取組に対して、支援を行っているところです。

《課題》

- ① 医師の地域偏在や診療科偏在を解消し、地域医療を担う医師を安定的に確保していくには、都道府県レベルの取組だけでは困難であることから、地域や診療科ごとの医師の定員設定や、新たな専門医制度の養成プログラムの基準に「専門医の在り方に関する検討会」報告書に記述されている一定期間の地域医療に関する研修を含めることとするなど、全国レベルで統一された仕組みの構築が必要です。また、初期研修医マッチング率が向上する中、初期研修医に係る教育費用は増加しており、臨床研修費等補助金の安定的な予算の確保が望まれます。
- ② 医師不足の状況下にあって、医療機関における子育て医師等の勤務環境整備の取組をよりいっそう促進するためには、短時間正規雇用等の多様な勤務形態の導入や、管理職への女性医師の登用等の環境づくりを誘導し、評価するための仕組みが必要です。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課
関係法令等 健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律

11 三次救急医療体制の充実に向けた財政支援の拡充

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

重篤な救急患者に対する三次救急医療を安定して提供するため、医療提供体制推進事業費補助金に位置づけられたドクターヘリ導入促進事業、救命救急センター運営事業について、新たな補助金として再構築するとともに、補助基準額の引き上げ等により財政支援を拡充すること。

《現状》

- 医療提供体制推進事業費補助金は、救急医療をはじめとする医療提供体制の確立に不可欠な補助金ですが、事業計画額に対する厚生労働省の内示率が年々低下しており、救急医療体制の確保について厳しい状況が続いています。
- 本県では、山間部や離島など救急車による搬送に長時間を要する地域における搬送件数が年々増加しています。こうした地域にドクターヘリを出動することにより、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減等に大きな成果を上げています。また、重複要請時の対応など、効率的にドクターヘリを運用するため、近隣県との連携について検討を進めています。
- 本県では、県立総合医療センター、市立四日市病院、三重大学医学部附属病院、伊勢赤十字病院の4か所が救命救急センターとして指定され、重篤な救急患者等への対応を行っています。

《課題》

- ① 重篤患者の救命率の向上を図るためのドクターヘリの運航や救命救急センターの運営には多額の費用を要しますが、医療提供体制推進事業費補助金が減額調整されることにより、事業を実施する医療機関に大きな負担が生じています。
- ② ドクターヘリの運航については、原油価格の高騰により燃料費がかさんできており、山間部、離島を運航するだけでなく、隣接県に出動するケースもある中、運航実績に応じた補助基準額の引き上げとともに適正な予算額の確保が必要です。また、運航経費の都道府県負担分に対する特別交付税の措置割合の拡大が必要です。
- ③ 限られた医療資源の中で安全・安心な医療を提供するため、重篤な救急患者の受入先となる救命救急センターを安定的に運営していかなければなりません。そのために必要となる医師等医療人材の確保等により不採算が生じているため、さらなる財政支援の充実が必要です。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課

関係法令等 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法、救急医療対策事業実施要綱、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

12 財政支援の対象とする救急搬送困難事例受入医療機関の拡大

【提言・提案事項】 制度・**予算**

(厚生労働省)

国の搬送困難事例受入医療機関支援事業において補助要件とされている、都道府県によるメディカルコントロール協議会への医師の配置に関わらず、救急搬送に係る調整体制が整備された地域において搬送困難事例を受け入れる救急医療機関も財政支援の対象とすること。

《現状》

- 救急搬送件数は年々増加しており、救急搬送時間が長くなるとともに、医療機関への受入照会回数も増加しています。
- 救急搬送困難事例を解消するため、医療機関が救急患者を受け入れる病床を確保する取組を行う場合に、国の補助事業である搬送困難事例受入医療機関支援事業を活用することができますが、補助を受けるためには、都道府県がメディカルコントロール協議会に搬送先医療機関の調整等を行う若手医師を配置する必要があります。
- 本県では、三重県地域医療支援センターを核として、救急医療を担う若手病院勤務医の確保に取り組んでいますが、医師数は依然として全国平均を下回っています。

《課題》

- ① 増加する救急搬送患者に対し迅速かつ適切な医療を提供するためには、受入医療機関に空床を確保しておく必要がありますが、搬送困難事例を受け入れる医療機関では空床確保等による不採算が生じるため、搬送困難事例受入医療機関に対する財政的な支援が必要です。
- ② 救急医療が問題となっているのは医師不足地域であり、こうした地域では搬送先医療機関の調整を行うための医師の新たな確保や、地域の救急医に搬送調整業務を担ってもらうことが極めて困難な状況です。
- ③ 地域で救急搬送受入に関する一定の体制が整っており、何らかの形で搬送先医療機関の調整等が適切になされるのであれば、メディカルコントロール協議会へ搬送調整業務を担う医師を配置する必要性は必ずしも認められないと考えます。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課

関係法令等 救急医療対策事業実施要綱、医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱

13 児童虐待への対応と社会的養護の充実

【提言・提案事項】**制度**・**予算**

(厚生労働省)

- 1 児童虐待への相談体制の充実を図るため、児童相談所における弁護士等の人材活用を推進し、児童心理司などの専門職の配置基準を児童福祉司と同様に児童福祉法施行令に明確に定めるとともに、体制整備に係る財政措置の充実を図ること。
- 2 児童相談の第一義的窓口となる市町村において、予算・人員の確保が困難な状況にあるため、市町村の児童相談体制の抜本的な強化に向けた財政措置を充実させること。
- 3 要保護児童が抱える問題の複雑化・多様化をふまえ、養育機能の確保・向上を図るため、「社会的養護の課題と将来像」に示された施設職員配置基準の引き上げを早急に行うこと。
- 4 要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託を増やしていくため、養育里親制度や里親委託について正しい理解が促進されるよう、国が先頭に立って普及・啓発活動を展開すること。
- 5 児童虐待のリスクが高いと考えられる所在不明児童を解消するため、不明児童の情報を国で一括管理するシステム等を構築すること。

《現状》

- 児童虐待相談対応件数は年々増加傾向にあり、本県における平成25年度の件数は1,117件と過去最多を記録し、相談内容も複雑化、深刻化しています。
- 県内の市町においては児童相談専任の職員配置が困難であり、家庭相談員等非正規職員がその役割を担っています。専任の正規職員が配置されている市町は、29市町中10市町のみです。
- 県内の児童養護施設等においては、交代勤務や宿直勤務等の厳しい勤務条件に加え、児童の処遇の困難さから、施設職員にとって児童への十分なケアの実施が厳しい労働環境となっています。
- 里親委託にあたっては保護者の同意が必要ですが、実親の先入観等から、同意が得られないケースも多くあります。一方、国民の間には、里親についての誤解が見受けられます。(H26. 3. 31現在 三重県の里親委託児童数77人 うち養育里親委託児童数43人 (56%))
- 厚生労働省の「居住実態が把握できない児童」に関する調査において、各市町が近隣市町、要保護児童対策地域協議会構成機関等のほか、地域住民の協力を得るなどして所在確認を行いました。依然として県内における所在不明児童が3人います(H26. 9. 1 現在)。

《課題》

- ① 児童相談所の介入型支援や所長の権限拡大等に係る役割・機能を十分に果たすため、専門性を持った人材の確保・育成が必要です。
- ② 市町における児童相談体制の強化、人材育成が図られるよう、県として各市町の実情を詳細に把握し、必要な支援に取り組んでいます。しかしながら、県全体の児童相談体制の強化に向けては、市町のより主体的な関わりが必須であり、そのため、市町の児童相談体制強化に向けた予算・人員等の充実が不可欠です。
- ③ 社会的養護の充実には養育機能の確保・向上が必要であり、各施設および県における「家庭的養護推進計画」の策定にあたり、早期に施設職員配置基準を引き上げることが求められています。
- ④ 今後、里親委託を推進していくためには、養育里親への委託をより一層増やしていく必要があります。そのためには、里親制度に対する正しい理解を国民全体に広めていく必要があります。県においても里親制度の普及啓発に取り組んでいますが、国全体で誤解を解消し、正しい理解を促進するには国を挙げた取組が不可欠です。
- ⑤ 所在不明児童の調査については、DV や虐待の加害者から身を隠しているといった事情も考えられることから、そうした親子・児童の情報が漏えいすることなく、所在が確認できるシステムの構築が求められます。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課
関連法令等 児童福祉法、児童福祉法施行令

14 基金の延長等

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」「医療施設耐震化臨時特例基金」「地域自殺対策緊急強化基金」「安心こども基金」について、基金を活用して実施している事業が継続して実施できるよう、延長・積み増しまたは他の財政措置を図ること。

《現状》

- 「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」を活用して、県および市社会福祉協議会に計 10 名の生活福祉資金貸付相談員を配置し、貸付相談や申請受付を行うとともに、自立に向けた支援や償還指導等を実施しています。
- 「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」を活用して社会福祉施設の耐震化等を進めてきましたが、消防法施行令の一部改正により新たにスプリンクラーの設置が義務付けられた施設があることから、対象施設のスプリンクラー設置を促進しています。
- 「医療施設耐震化臨時特例基金」を活用して医療施設の耐震化を進めていますが、平成 28 年 3 月末における災害拠点病院および二次救急医療機関の耐震化の状況は、なお 82.9%にとどまる見通しです。
- 「地域自殺対策緊急強化基金」を活用して、自殺対策情報センターを中心に人材育成や普及啓発などを行い、また市町や団体が行う自殺対策事業に対する補助を行っています。
- 「安心こども基金」を活用して、本県においては保育士確保対策、保育士等の質の向上に向けた研修を実施するとともに、市町の実施する保育所等整備、保育士等の質の向上に向けた研修を支援しています。

《課題》

各基金の延長および必要額の積み増し、もしくは他の財政措置が行われない場合、平成 27 年度以降に事業を実施することが困難になります。

県担当課名 健康福祉部地域福祉課、障がい福祉課、医療対策局地域医療推進課、健康づくり課、子ども・家庭局子育て支援課
関係法令等 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）管理運営要領、生活福祉資金貸付制度要綱
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領、医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領、医療提供体制施設整備交付金交付要綱
地域自殺対策緊急強化基金管理運営要領、安心こども基金管理運営要領

15 学校施設の耐震性の確保等、学校施設整備事業の拡充と財源確保

【提言・提案事項】 制度・予算

(文部科学省)

- 1 公立学校施設の耐震化推進のため、 $1 \leq$ 値 0.3 以上の建物の耐震補強工事において、地震特措法の特例による算定割合を引き上げる（ $1/2 \rightarrow 2/3$ ）等の支援措置を拡充し継続すること。
- 2 公立学校施設の高台移転等の津波対策に必要な用地取得費や造成費用に対する支援制度を創設すること。
- 3 公立学校施設整備事業が実態に即したものとなるよう、建築単価や離島振興対策実施地域などに加算される特別加算率の引き上げ等を行い、支援制度を充実すること。
- 4 公立学校施設整備事業の円滑な事業推進のため、施設整備計画に基づいて年度当初から事業着手できるよう十分な財源を確保すること。
- 5 私立学校施設の耐震化事業に対する補助率を引き上げ（ $1/2 \rightarrow 2/3$ ）、改築工事の補助対象期間を延長すること。

《現状》

- 本県の公立小中学校の平成 26 年 4 月 1 日現在の耐震化率は 98.5% ですが、厳しい財政状況や統廃合への対応から、国が目標としている平成 27 年度までに耐震化を完了させることが難しい市町もあります。また、非構造部材の耐震対策についても、早期に完了させる必要がありますが、特に、屋内運動場等の天井等の落下防止対策については、平成 25 年 8 月に技術基準や手引きが示され、対策に着手したところであり、目標年度までの対策完了が厳しい状況にあります。
- 平成 26 年 3 月 18 日に三重県が公表した「津波浸水予測図」および市町が独自に作成した浸水想定等によると、津波浸水域内にある公立小中学校は 126 校（23.5%）であり、うち 118 校が避難所に指定されています。時間的余裕をもって避難できる高台が周辺になく、屋上等においても津波に対する安全性が確保されない学校にあっては、高台移転や高層化等の対策が必要です。（学校数は平成 26 年 5 月 1 日現在の数値）
- 公立学校施設整備事業の交付金額は、学級数に応ずる必要面積や児童数に対する基準面積および 1 m^2 あたりの建築単価等により算出され、その基準や算出方法は毎年文部科学省により示されています。必要面積は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）」に規定する学級編制の標準により算定するため、少人数学級等により学級数が標準を上回る場合、その上回る学級数は交付金額の算定に反映されません。また、近年では、資材費の高騰や作業員不足による工期延長等、工事費が増加する傾向にあり、平成 26 年度には建築単価の引上げがなされ、平成 27 年度概算要求においても 3.7% の建築単価の引上げが盛り込まれたところですが、依然、交付金事業等の算定基礎となる面積や単価が実際に必要となる面積や単価と乖離していることから、設置者の負担が増大しています。このことは、今後、増加すると予想される学校の統廃合や老朽化対策など喫緊の課題の対応への影響が懸念されます。
- 平成 26 年度当初予算における公立学校施設整備費は、前年度とほぼ同額の 1,271 億円が措置されましたが、要望額が予算額を上回ったため、当初から計画していた事業の一部の採択が見送られ、施設整備計画に沿って進めてきた事業推進に支障が生じています。
- 本県の私立学校においては、公立学校に比べて校舎の耐震化が遅れています。また、国の私立学校における耐震化の促進事業は、公立学校に比べ補助率が低く、改築工事の補助対象の校種が私立幼稚園のみから私立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に拡大されたものの拡大された校種における補助は平成 28 年度までの 3 年間の時限措置となっています。

《課題》

- ① 公立小中学校施設の耐震化推進のため、耐震補強工事の実施において、 I_s 値 0.3 以上の建物についても I_s 値 0.3 未満の建物と同様に、地震特措法の特例による算定割合を $1/2$ から $2/3$ に引き上げるとともに、平成 27 年度までとなっている地震特措法の期限延長も含め地方財政措置の継続を行う必要があります。特に、天井等の落下防止対策等の非構造部材の耐震対策を進めるため、現状の算定割合 ($1/3$) を建物の耐震化と同様 ($1/2$) に引き上げる必要があります。
- ② 津波対策については、平成 27 年度概算要求においては、集団移転促進事業に関わらず、津波対策のための不適格改築事業の拡充が盛り込まれていますが、用地取得費や造成費用を含む高台移転に要する経費や建物の高層化に要する経費は補助対象となっていないため、それらの経費に対する支援制度が必要です。
- ③ 少人数学級等による実際の学級数が交付金額の算定に反映されるよう必要面積を弾力的に運用するとともに、市場価格との乖離を解消するため、建築単価の大幅な引き上げや離島振興対策実施地域などに加算される特別加算率の引き上げ等を行い、実情に合った補助制度となるよう改善が必要です。また、今後、需要が高まると予想される学校の統廃合による移転改築、学校施設の老朽化対策による改築・改修などの喫緊の課題に対応するため、現在補助対象となっていない改築の場合の用地造成費などの補助対象範囲の拡大や、交付金事業の算定割合（原則 $1/3$ ）を負担金事業と同水準（原則 $1/2$ ）に引き上げることが必要です。
- ④ 施設の老朽化等に伴い今後増大する施設整備に対応し、学校施設の環境改善を図るため、施設整備計画に基づくすべての事業が実施できるよう必要な財源を確保し、年度の早期に事業に着手できるよう迅速な事務処理が必要です。
- ⑤ 私立学校の耐震化を促進するためには、耐震補強工事の補助率の上限を、公立学校と同様に $1/2$ から $2/3$ に引き上げるとともに、私立幼稚園以外の校種についての改築工事の補助対象期間を延長する必要があります。

県担当課名 教育委員会事務局学校施設課、環境生活部私学課、健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

関係法令等 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、地震特措法、地震財特法、南海トラフ特措法、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、学校施設環境改善交付金交付要綱、私立学校施設整備費補助金交付要綱

16 私立専門学校生に対する授業料等負担軽減事業の予算の確保

(文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

経済的理由により修学が困難な私立専門学校の生徒の修学上の経済的な負担を軽減するため、教育の機会均等に寄与する授業料等負担軽減事業の実施のために必要な予算を確保すること。

《現状》

- 国における「専修学校生への経済的支援の在り方に関する検討会」の中間まとめでは、家庭年間収入300万円未満の割合が大学生は8.7%に対して、専門学校生は17.4%と低所得層が多いことが報告されています。
- また、同じ高等教育機関である大学と異なり、専門学校生の授業料等負担軽減については、一部を除き公的支援が行われていないことから、公的支援を実現することが喫緊の課題とされています。
- そのため、経済的な困難を抱える専門学校生が、経済的理由によって修学を断念することのないよう、その授業料等負担軽減のための公的支援策を講ずる必要性が高いことから、新たに国においても、その支援を行うことを求めています。

《課題》

- ① 教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）では、「授業料減免や学生等に対する奨学金などにより、大学・短期大学生、高等専門学校生、専門学生等に対する修学支援を推進する」とされています。また、経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）においても、「奨学金、授業料減免等の就学支援を推進する」とされています。
- ② 専門学校で学ぶ意欲と能力のある生徒が経済的理由によって修学を断念することなく安心して学ぶことができるよう、授業料等負担軽減事業の実施のために必要な予算を確保することが必要です。

県担当課名 環境生活部私学課
関係法令等 私立学校振興助成法

17 地方における地球温暖化対策のための支援の強化

(環境省、財務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画」を進めるため、「地球温暖化対策のための税」の使途において、地方における温暖化対策がさらに促進されるよう、地方自治体への支援の強化などを図ること。

《現状》

■ 地方自治体においては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき「地方公共団体実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制等の取組を進めているところです。しかしながら、県内から排出される温室効果ガスの排出量は火力発電の増加によって化石燃料の消費量が増大したことなどから、増加傾向にあります。

《課題》

- ① 「三重県地球温暖化対策実行計画」では、事業者における省エネ取組の促進、再生可能エネルギーの導入促進、低燃費車の導入促進、環境学習・環境教育の推進など多くの取組を実施することで、温室効果ガスの排出を抑制することとしています。県においては、その財政事情が非常に厳しい中、地方における温暖化対策がさらに促進されるよう、平成 24 年度に導入された「地球温暖化対策のための税」の使途において、地方自治体への支援がさらに強化されることなどが重要です。
- ② なお、平成 26 年 7 月 16 日付けの全国知事会（地方税財政常任委員会）の「地方税財源の確保・充実等に関する提言」において、「地球温暖化対策のための税財源の確保」として、「地球温暖化対策に地方団体が果たす役割を適切に反映した安定的かつ恒久的な地方税財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すべきである」と提言されているところです。

県担当課名 環境生活部地球温暖化対策課
関係法令等 地球温暖化対策の推進に関する法律

18 南海トラフ巨大地震に備えた災害廃棄物処理体制の強化

(環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 災害廃棄物の広域処理について、国の役割を明確にし、全国のブロック内およびブロック間の広域支援体制を早期に構築すること。
- 2 災害廃棄物の仮置場や仮設処理施設に使用する用地について、市町村が国有地などを候補地として指定できるよう国が対策を講じること。

《現状》

■ 環境省では、東日本大震災の経験をふまえ、平成 26 年 3 月に「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインの中間とりまとめ」を作成しました。これを受けて、全国単位での災害廃棄物処理体制構築に向け、平成 26 年度に「巨大災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を作成した上で、平成 27 年度に地域ブロック単位での行動計画の策定をめざし、今年度からその検討に着手することとしています。

本県においても、広域的な大規模災害に備え、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を行う体制の構築に向け県および市町で災害廃棄物処理計画策定の取組を行っています。

■ 南海トラフ地震による災害廃棄物の処理には、その膨大な発生量に対応した仮置場等の用地を事前に確保しておくことが不可欠です。そのため、県内各市町では、県有地の活用等もふまえ、過去最大クラスの災害廃棄物等の発生量約 1,800 万 t（三重県推計）に対応する仮置場等の確保を進めていますが、内閣府が推計する最大 3,200 万 t への対応は困難な状況です。

《課題》

① 南海トラフ地震等の巨大災害発生時には、行政機能が低下した市町に代わって、速やかに県が災害廃棄物処理を調整し、迅速に災害廃棄物処理対策を講じることが重要です。

そのためには、災害廃棄物の推計発生量や廃棄物処理施設の処理能力をふまえた、地方環境事務所、関係自治体等からなる広域的な処理体制を事前に構築しておくことが必要です。

② 県内の市町では、災害廃棄物の仮置場やその候補地として市町有地を確保していますが、東日本大震災の教訓をふまえると、迅速な廃棄物処理には、推計発生量に対応できる一定規模の仮置場等の候補地を選定しておく必要があります。グランドデザインにおいても仮置場の広域的な活用が今後の検討課題となっていることから、国有林や自然公園等の国有地の活用が発災時に円滑に可能となるような制度の創設が必要です。

県担当課名 環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

関係法令等 災害対策基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

19 循環型社会形成推進交付金の確保と拡充

(環境省、財務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 循環型社会の構築に向けて、市町が整備を行う高効率ごみ発電施設、マテリアルリサイクル推進施設および浄化槽整備等に係る循環型社会形成推進交付金について、平成27年度分の必要額を確保すること。
- 2 エネルギー回収型廃棄物処理施設について、一層の整備促進に向け、すべての対象事業費について交付率を1/2まで引き上げる制度に拡充すること。

《現状》

- 全国的にダイオキシン対策により整備されたごみ処理施設（～平成14年度）の更新整備に伴い循環型社会形成推進交付金の要望増が見込まれており、本県の市町においても、平成27年度の交付金要望額は63億円と見込まれ、平成26年度分（47億円）よりも増加する見込みです。
- 平成26年度から、災害対策の強化に資するエネルギー効率の高いエネルギー回収型廃棄物処理施設について、高い交付率（1/2）の適用される範囲が従来の制度より拡大されましたが、灰出設備等、一部の対象事業費については、依然として1/3の交付率が適用されています。

《課題》

- ① 循環型社会の構築に向けて、必要な施設整備を円滑に行うため、平成27年度要望分について予算の確保が必要です。
- ② 災害対策や地球温暖化対策の強化をめざし、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を一層推進するためには、すべての交付対象事業費に対して1/2の交付率を適用する支援制度の拡充が必要です。
また、本県では、ダイオキシン対策等を受けて実施したRDF焼却・発電事業が平成32年度末で終了する状況であることから、市町は高効率ごみ発電施設整備を含む新たなごみ処理体制の整備を行う必要があります。

県担当課名 環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課、環境生活部大気・水環境課
関係法令等 循環型社会形成推進交付金要綱、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

20 産業廃棄物の不適正処理対策への支援

(環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 産廃特措法に基づく支障除去対策において、用地購入費を支援対象に追加すること。
- 2 産廃特措法に基づく支障除去対策完了後の跡地の有効利用について、その整備費等を支援すること。
- 3 産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業について、平成 28 年度以降も制度を存続し、支援を継続すること。

《現状》

- 四日市市大矢知・平津事案は、覆土・雨水排水対策を中心とした支障除去対策を実施しており、調整池等を措置命令区域外に設置することとして、用地を一般地権者から購入する計画ですが、現在の運用では、用地購入費は対象外とされており、産廃特措法に基づく財政的支援が受けられません。
- また、「負の遺産」を解消するため、平成 25 年度に国庫補助金を受けた上で、地元と一体となって対策完了後（平成 35 年度以降）の跡地利活用方法の検討を進めていますが、現状では跡地の整備費に対する支援制度はありません。
- 平成 10 年 6 月以降の事案を対象とし、都道府県等が行う原状回復事業に対する国の支援制度について、制度の変更が検討されています。
(原状回復事業に対する平成 25～27 年度の支援比率：国 30%、産業界 40% 計 70% ※本県は現時点では該当事案なし)

《課題》

- ① 覆土・雨水排水対策を中心とした支障除去対策の実施において、調整池等の用地を確保するために多額の費用が必要です。
- ② 支障除去対策完了後の跡地の有効利用がなされるよう、跡地の整備を実施するには多額の費用が必要です。
- ③ 原状回復事業に対する国の支援制度（産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業）は、平成 28 年度実施分から自治体への支援が大幅に縮小されるおそれがあります。円滑に原状回復等がなされるよう、現行制度をできる限り維持し、自治体の財政負担を軽減する必要があります。

【四日市市大矢知・平津事案】 廃棄物埋設面積：約 95,000m² 廃棄物埋設容量：約 2,620,000m³
用地取得面積および金額（平成 26～27 年度取得予定）：19,650m²×8 千円/m²=157,200 千円

県担当課名 環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム
関係法令等 産廃特措法（特定産業廃棄物に起因する支障除去等に関する特別措置法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

21 川上ダム建設事業の促進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

川上ダムの整備は、過去幾度となく浸水被害を受けてきた伊賀地域住民の悲願であり、また、利水の面においても、地域にとって必要不可欠な施設であることから、早期完成とさらなるコスト縮減に最大限努めること。

《現状》

- 川上ダムは、平成 21 年 4 月に閣議決定された淀川水系水資源開発基本計画および平成 23 年 2 月に変更認可された事業実施計画において、工期は昭和 56 年度から平成 27 年度までと位置づけられています。
- 家屋補償については、平成 15 年度に 40 戸(100%)の移転が完了し、水没用地については約 99%取得済みです。
- 本体工事の準備工事となる転流工事は、平成 23 年 1 月に概成しています。
- 国の治水政策の転換に基づき、川上ダムは「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業」とされ、平成 22 年度から検証作業が進められてきましたが、平成 26 年 8 月に国土交通省が川上ダムの対応方針を「継続」と決定しました。

《課題》

[治水]

- ① 過去から幾多の水害に悩まされた本県伊賀地域(木津川上流地域)の治水対策として、狭窄部である岩倉峡の開削を要望してきましたが、狭窄部の開削は都市化が進む下流地域の洪水リスクを高めることとなることから、「上野遊水地、川上ダムと河道掘削」で対応する治水計画を苦渋の選択の上、受け入れてきた経緯があります。
- ② 昭和 28 年洪水では約 540ha、約 200 戸の浸水被害を受け、最近では平成 25 年の台風 18 号の接近時に、ダム下流域において浸水被害が発生し一時住民が避難しており、一刻も早いダムの完成による、伊賀地域の治水安全度向上が望まれています。

[利水]

- ① 伊賀市水道事業では、川上ダムの完成が遅延していることから、暫定豊水水利権による取水となっており、水道水源として不安定な状態です。
- ② 検証により完成工期が延伸するため、建設関連費、水資源機構の事務経費、および水資源機構立替建設費用に対する利息が嵩むことから、利水者負担の増大が懸念されます。

県担当課名 地域連携部水資源・地域プロジェクト課、環境生活部大気・水環境課、県土整備部防災砂防課、企業庁水道事業課

関係法令等 河川法、水資源開発促進法、水資源機構法

22 生活交通手段の確保

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

生活交通の維持・確保のため、各地域の交通事情を考慮し、地域の生活に不可欠な交通手段であるバス、鉄道への支援の拡充を図ること。

- 1 「地域公共交通確保維持改善事業」の予算枠の拡大
- 2 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の補助対象事業および対象者、予算枠の拡大
- 3 地域鉄道事業者の事業欠損に対する新たな支援制度の創設

《現状》

- 県は、国の制度を活用し、市町やバス事業者の協力も得ながら、生活交通のネットワーク化を進め、複数の市町間をまたぐバスに対する支援を行い、バス交通を県民の移動手段として存続させています。
- 国の補助制度を活用し、地域鉄道の設備整備等に対し支援を行っていますが、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の対象は単年度事業のみであり、複数年におよぶ大規模な設備更新は補助対象外です。また、大手民鉄が補助対象から除外されているため、特に、採算性の低い支線で施設の老朽化が進み、整備が遅れています。さらに、平成26年度予算における国の補助内示額は、要望額に対し40～45%減額されています。
- 地域鉄道の経営状況が厳しく、その持続的な運営を確保するため、沿線自治体は多額の欠損補助等の負担を行っています。しかし、沿線自治体も財政状況が厳しく、永続的な支援が難しくなっています。

《課題》

- ① バス交通を県民の移動手段として存続させていくためには、地域にとって最適なバス交通のあり方を、まちづくりや観光などとも連携しながら、地域の多様な関係者によって検討し、生活交通のネットワーク化を強化していく必要があります。そのためには、やる気のある地域が、確実に事業を実施できる予算枠の確保が必要です。
- ② 地域鉄道および大手民鉄にとって、安全性向上のための投資が大きな負担となっていることから、補助対象となる事業や事業者、予算枠を拡大する必要があります。
- ③ 経営が厳しい地域鉄道の運行支援について、県内の沿線自治体も多額の負担をしており、地域鉄道の経営安定のため、運行支援に対する国の新たな支援制度の創設が必要となっています。

県担当課名 地域連携部交通政策課

関係法令等 鉄道軌道整備法、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

23 償却資産に対する固定資産税の堅持

(総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

償却資産に対する固定資産税について現行制度を堅持すること。

《現状》

- 土地、建物、償却資産に対する固定資産税は、当該資産の保有と、市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課税されるもので、税源の偏りも小さく、市町村税にふさわしい基幹税目です。
- 償却資産に対する固定資産税については、企業等が行う事業に対する市町村からの受益度を示すものとして事業用の土地や家屋と一体的に課税されるものであり、その基幹税目としての意義・目的は制度発足以来、変わっていません。
- しかし、近年、設備投資の促進を目的として、経済産業省や経済界から、償却資産課税の見直し等が求められています。
- 平成 26 年度与党税制改正大綱においても、固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、「幅広い観点から引き続き検討する」こととされました。

《課題》

- ① 本県の市町においては、償却資産に対する固定資産税は地方税収全体の約 13.8% (平成 24 年度) を占めており、全国の市町村におけるその割合 (約 7.6%、平成 24 年度) と比べ非常に高く、特に重要な財源となっています。
- ② 仮に、償却資産に対する固定資産税が廃止されることとなれば、本縣市町の財政運営に著しい影響を及ぼすことから、現行制度を堅持する必要があります。
- ③ また、さまざまな創意工夫で産業振興や地域活性化に取り組んでいる市町村の貴重な自主財源を、国の経済政策のために奪うようなことは、地方分権に逆行していると考えられます。

	償却資産税額	地方税収	割合
三重県市町合計	381 億円	2,751 億円	13.8%
全国市町村合計	15,387 億円	203,152 億円	7.6%

県担当課名 地域連携部市町行財政課

関係法令等 地方税法

24 国土強靱化に向けた農林水産業施設の計画的な整備の推進

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 農業用ため池や、排水機場および頭首工等の基幹的農業水利施設の整備が着実に進められるよう、必要な予算を配分するとともに、国の財政支援を強化すること。
- 2 宅地化が進んだ農村地域で排水機場の改修が円滑に進められるよう、湛水防除事業の要件を緩和すること。
- 3 山地災害の未然防止および復旧対策を着実に進められるよう、治山事業に必要な予算を十分に配分すること。
- 4 南海トラフ地震により発生する津波等から背後地を守るため、海岸保全施設の整備に必要な予算を十分に配分すること。
また、南海トラフ地震津波避難特別強化地域における海岸保全施設の整備に対して、東日本大震災復興特別会計で行われた全国防災対策と同等の制度を創設し、国の財政支援を強化すること。

《現状》

- 農業用ため池や基幹的農業水利施設の多くで老朽化が進むなかで、南海トラフ地震の切迫性が指摘されるとともに台風や局地的豪雨の発生頻度が高まっていることから、地震・津波や風水害に対する十分な備えが求められています。
- 過去に湛水防除事業で整備した排水機場の受益地において、宅地化が進んだ地域が存在しています。
- 台風等による風水害の頻発に伴い、山地災害対策の強化が求められています。
- 南海トラフ地震の切迫性が指摘されているなかで、津波等の被害から後背地を守る対策の強化が求められています。

《課題》

- ① 地方の厳しい財政状況のなか、地震・津波や風水害に備えて農業用ため池や、排水機場および頭首工等の基幹的農業水利施設の整備を進めていくためには、地方自治体や施設所有者等の負担を軽減するための国の財政支援の強化が必要です。
- ② 宅地化が進んだ農村地域内の排水機場について、湛水防除事業の要件（受益面積のうち農地面積の比率が50%以上）を満たすことができず、更新整備等の老朽化対策が行えない事例が生じています。
- ③ 必要な治山事業予算が確保できない場合には、頻発する山地災害の復旧対策が遅れるとともに、着手率が50%程度に止まっている山地災害危険地区での未然防止対策がさらに遅れることとなります。
- ④ 南海トラフ地震防災対策推進地域、特に南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域において、比較的頻度の高い津波（L1津波）を発生させる地震に対応した海岸保全施設の整備を加速していくためには、東日本大震災復興特別会計で行われた全国防災対策と同等の制度を創設するなど、国の財政支援の強化が必要です。

県担当課名 農林水産部農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課

関係法令等 土地改良法、農村地域防災減災事業実施要項、森林法、海岸法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する法律、地方財政法

25 TPP協定交渉における妥協のない対応

(内閣官房、農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 TPP協定交渉にあたっては、国益にかなう最善の道を追求め、妥協せず、しっかりと交渉すること。また、国民生活に与える影響等について十分に情報提供し、国民に対する説明責任を果たすこと。
- 2 地方の農業・農村や漁業・漁村を取り巻く現状をふまえ、関税撤廃の例外品目の十分な確保、WTO漁業補助金交渉における日本の姿勢の堅持など、政府としてしっかりと交渉すること。また、交渉状況をふまえ、農林漁業者が将来展望をもって経営を持続し、競争力を確保していけるよう対策を講じること。

《現状》

- TPP（環太平洋パートナーシップ）協定は、物品の関税の撤廃・削減のみではなく、投資、知的財産などの非関税分野や環境、労働などの分野も含む包括的協定として、交渉されています。関税をなくしていくことで貿易が盛んになるという意見がある一方で、農林水産業の衰退や食料自給率の低下、食品の安全基準の緩和、公的な医療保険が受けられる範囲の縮小など、さまざまな分野で不安のがあります。
- 日本は食料輸出国と比べ、土地条件等で圧倒的に不利であり、仮に主要農産物の関税が撤廃された場合には、国内農業への影響は甚大です。農林水産業は、安全で安心な食料を安定的に供給する産業であるとともに、景観の形成や伝統文化の継承などの重要な役割を担うなど、将来にわたり地域の経済や社会に貢献し、就業の場として大切な産業です。
- 農地における水田の割合が7割を超えており、水田農業は食料生産に加え、地域社会の発展や多面的機能の維持増進などに大きく貢献しています。また、畜産業は、本県農業産出額の3割を占める重要な産業ですが、今年7月8日の日豪EPA協定の署名により、県内の畜産農家への、牛肉の関税引き下げの影響が心配されるどころです。さらに、持続可能な漁業や安全で安心に暮らせる漁村の構築のために、WTO漁業補助金交渉においても政策上必要な補助金については認められるべきとの主張を日本は行っています。

《課題》

- ① TPP協定が国益にかなうものとなり、国民が将来への希望を感じることができるよう、妥協せずしっかりと交渉をする必要があります。また、TPP協定に関して不安を抱いている方もいることから、情報を十分に提供し、政府として説明責任を果たすことが必要です。
- ② 高い関税が設定されている米、小麦、牛肉・豚肉、乳製品等について関税が撤廃された場合には、輸入品の増大によって生産の減少を余儀なくされ、本県の農業・農村の振興に大きな支障が生じます。また、本県の漁業・漁村の振興が着実に進められるよう、政策上必要な漁業補助金について維持されることが必要です。

県担当課名 農林水産部農林水産総務課、農業戦略課、水産資源課

26 経営力のある担い手の育成を図るための対策の充実

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

(農林水産省)

- 1 収入減少影響緩和対策（ナラシ）については、米価の低迷が続いた場合に、標準的収入額が低下しない仕組みに見直すとともに、標準的収入額の20%を超える収入減となっても、補てんが行われるよう制度を充実させること。
- 2 これまで実施してきた農家の収入安定制度をふまえ、対象品目や経営の種類を制限しないなど地域の実情に柔軟に対応でき、意欲的な農業経営体の不慮の収入減少に備えることができる収入保険制度を早期に創設するとともに、恒久的な制度となるよう法制化すること。
- 3 福祉事業所の農業参入を推進し、初期段階の農業経営を軌道にのせるため、施設・機械の整備と併せて運営を担う人材育成等を行う新たな支援制度を創設すること。
- 4 全国的に増加傾向にある新規参入者の定着をサポートする普及指導員の活動をより一層充実・強化するため、「協同農業普及事業交付金」の予算を十分に確保すること。

《現状》

- 米などを対象とする収入減少対策については、過去の価格推移を根拠に設定されている標準的収入額が低下しているほか、米価がさらに低下する状況が想定されるため、標準的収入額の20%を超える収入減少になりうるものが懸念されています。
- 現行の農業共済制度は自然災害等による収量減少等を対象としており、価格低下は対象とされていません。また、野菜などの価格安定制度は収量減少には対応できていないほか、本県の特産である花木などについては、農業共済、価格安定制度の対象になっていません。さらに、大規模な自然災害の頻発や、グローバル化の進展等による農産物価格の急落が懸念され、積極的な農業経営に取り組みにくい状況です。
- 本県では、福祉事業所を農業の新たな担い手として位置づけ、県内各地における福祉農園の開設を支援しています。国では、「農」と福祉の連携プロジェクトの一環として、これまで「農」のある暮らしづくり交付金において福祉農園の開設支援が実施され、平成27年度からは都市農業機能発揮対策事業において引き続き支援が実施されますが、対象地域が都市計画区域に限定されています。
- 国による青年就農給付金事業をはじめとする新規就農者の確保・育成対策が強化されたことから、農業への新規参入者が全国的に増加傾向にありますが、新規参入者の地域への円滑な定着については、普及指導員が中心となってサポートしています。

《課題》

- ① 今後も価格の下落が続くと見込まれる中、農家の収入を確保するためには、収入減少による影響を緩和する対策について、補てんの基準となっている標準的収入額を減少させない仕組みに見直すとともに、予想以上の米価の下落に対応した制度としていくことが必要です。
- ② 産地や農業経営の発展に向け、意欲的な農業者を対象とした収入保険制度を早期に創設することが必要です。また、創設に際しては、市場価格・収量の低下のみならず、燃料や資材など経費の高騰にも対応した総合的な制度としていくことが望まれます。
- ③ 福祉事業所が農業参入する際には、施設整備などの初期投資や、農園運営に係る人材の確保等の負担が大きく、事業開始に係る大きなハードルとなっています。そのため、福祉事業者の農業参入を広く推進するためには、対象地域を都市計画区域に限定することなく、農業施設・機械の導入や運営を担う人材育成を支援する制度が必要です。
- ④ 農業の成長産業化を支える担い手となる新規参入者を確保し、その定着に向けてきめ細かくサポートしていくため、就農相談への対応や研修実施の支援、経営の早期安定に向けた技術・経営指導など、普及指導員の活動をより一層充実・強化する必要があります。

県担当課名 農林水産部担い手育成課、農産園芸課

関係法令等 農業改良助長法、農業災害補償法、野菜生産出荷安定法、果樹農業振興特別措置法、畜産物の価格安定に関する法律

27 直接支払制度の充実・強化

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 農業・農村の多面的機能の維持・発揮のために行う地域の共同活動に対して、地方自治体が積極的に支援できるよう、各地方に多面的機能支払交付金の必要額を配分するとともに、地方の負担を軽減するため国の負担率（1／2）を引き上げること。
- 2 平成 27 年度から実施される中山間地域等直接支払制度（第 4 期対策）の制度設計にあたり、より条件が悪い農地における受け手確保のための交付金（6,000 円／10a）の加算や面積要件（1 ha 以上）の緩和、畑地の交付単価（11,500 円）の増額など、制度の拡充・強化を図ること。

《現状》

- 本県では、平成 26 年度から始まった日本型直接支払制度の多面的機能支払を活用して、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のために行う地域の共同活動への支援に積極的に取り組んできており、平成 26 年度は対前年比 1.5 倍の面積で取組がスタートする見込みとなっています。このため、取組の拡大にともなう地方負担の増加が懸念されています。
- 急傾斜地の狭小な水田で構成される棚田など生産条件が一層不利な農地について、投じた作業に見合うだけの収入が得られないことから、受け手の確保が難しくなっています。また、中山間地域等直接支払制度の面積要件を満たさない小規模な地域や、交付単価の低い樹園地・茶園等の畑地帯では耕作の継続に向けた取組が進まず、耕作放棄地の発生を招いています。

《課題》

- ① 厳しい財政状況のなか、農業・農村の多面的機能を維持・発揮させていくためには、多面的機能支払について、地方自治体が面的広がり確保しつつ持続的に推進していけるよう、国の財政支援の強化が必要です。
- ② 高齢化、過疎化が進む中山間地域において守るべき農地の受け手を確保していくために、中山間地域等直接支払制度（第 4 期対策）については、より条件の悪い地域の実態等を踏まえた制度設計が必要です。

県担当課名 農林水産部農業基盤整備課
関係法令等 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律等

28 鳥獣被害防止総合対策の強力な推進

(農林水産省、環境省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」の一部改正により創設された「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施するにあたり、法制全体における鳥獣の捕獲等に係る国・都道府県・市町村の役割を明確にするとともに、新たに発生する事務・事業に要する経費については、国が交付金の創設や交付税措置など確実に財源措置を講じること。
- 2 鳥獣被害防止総合対策交付金について、地域の要望に応えられるよう、十分な予算を確保するとともに、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金について、鳥類(カワウ)の捕獲に対する単価引上げに係る前提条件の見直しおよび上限単価の更なる引き上げを行うこと。

《現状》

- 鳥獣保護法の改正に伴い、国または都道府県が指定管理鳥獣の捕獲等事業を実施することができるようになりますが、市町村が実施する鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用した捕獲との棲み分けが明らかになっていません。また、県が取り組む場合、新たな財源を確保することは、大変厳しい状況です。
- 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用などにより、侵入防止柵の整備などに取り組んでいますが、被害は高い水準に留まっています。また、カワウの捕獲に対する鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金の上限単価については、市町村単位で獣類被害を上回る鳥類被害がある場合に限り引き上げることができるようになりましたが、三重県内で該当する市町は少なく、かつ、引き上げた単価も他の獣類と比べると依然低いことなどから、被害の拡大に対応できていません。

《課題》

- ① 捕獲を効果的・効率的に進めるため、鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用して、これまで捕獲を主体的に進めてきた市町村と、都道府県および国との役割分担を明確にする必要があります。また、厳しい財政状況の中、都道府県が市町村等と連携して効果的な捕獲事業を実施するためには、国の財政支援の強化が必要です。
- ② 地域が獣害対策に着実に取り組めるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算の確保が必要です。また、カワウの捕獲強化のため、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金の単価引上げに係る前提条件（特定の鳥類による被害がイノシシ等による被害よりも大きく、かつ、当該鳥類の捕獲強化による農林水産業への被害軽減を図る必要がある場合）の見直しに加え、上限単価の更なる引き上げが必要です。

県担当課名 農林水産部獣害対策課、水産資源課

関係法令等 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

29 水産業の成長産業化に向けた施策の強化

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 改革に意欲ある漁村が策定する「浜の活力再生プラン」の実行に必要な専門家の派遣や浜同士の連携によるネットワーク化の取組に対する支援制度を創設すること。
- 2 水産物の輸出促進の障壁となっている放射性物質検査証明を撤廃し、科学的根拠に基づいた輸出先国の規制緩和に取り組むこと。
- 3 新規就業者の定着を促進するため、独立自営で漁業に就業した若者に対する給付金制度を創設すること。

《現状》

- 「日本再興戦略」では「浜の活力再生プラン」を推進し、持続可能で収益性の高い漁業・養殖業の基盤を構築すると掲げられています。県内では平成26年10月現在、8地区において「浜の活力再生プラン」策定のための準備が進められており、今後も策定地区を拡大させていく予定です。
- 韓国、中国、ブルネイ、タンザニア、レバノンの5か国は、本県水産物に放射性物質検査証明を求めています。これまで、本県水産物において東日本大震災に起因する放射性物質は検出されていません。
- 独立自営で漁業への就業を希望する若者にとって、就業初期の所得の不安定な状況が就業を躊躇する大きな要因となっています。

《課題》

- ① 「浜の活力再生プラン」を確実に実行するためには、マーケットインの発想の下での生産の取組や複数の浜が機能分担しながら協力することが不可欠であることから、専門家の派遣による助言や情報提供等のフォローアップ、浜同士の連携によるネットワーク化などの取組への支援が必要です。
- ② 放射性物質検査証明にかかる手間と費用が事業者の負担となっており、輸出拡大の障壁となっています。
- ③ 独立自営の新規就業者を定着させるためには、青年就農給付金制度と同様に就業初期（5年間程度）の所得を確保する支援制度が必要です。

県担当課名 農林水産部水産資源課、水産経営課

関係法令等 浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について（25水港第2656号農林水産事務次官依命通知）、対各国との輸出取扱要領等

30 漁業経営の安定に向けた施策の強化

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 漁業共済制度（養殖共済）における赤潮特約の掛金率を、過去の大規模な赤潮被害の発生状況を十分に勘案して見直すこと。
- 2 定置網施設を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、「激甚法）」に基づく災害復旧事業の対象とすること。

《現状》

- 本県では、昭和 55 年度と昭和 59 年度の赤潮被害に対し 2 億円を超える共済金の支払いがあったものの、それ以外は少額となっています。漁業共済制度の赤潮特約の掛金率は、これまでに本県で発生した赤潮被害を的確に反映したものとなっていません。
- 近い将来、南海トラフ地震による津波被害が想定される中、激甚法では、水産動植物の養殖施設は災害復旧事業の対象とされているものの、養殖施設と同様に海上に設置されている定置網は対象とされていません。

《課題》

- ① 赤潮特約の掛金率については、各都道府県の海域環境や赤潮被害の発生状況を十分に勘案して、平成 26 年度に実施される掛金等の見直しにおいて養殖種類や都道府県別に適切な掛金率となるよう改正することが必要です。
- ② 津波等によって被害を受けた場合、速やかに定置網施設の復旧を図られるようにしていくことが必要です。

県担当課名 農林水産部水産資源課、水産経営課

関係法令等 漁業災害補償法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、地方税法

31 航空宇宙産業の振興を促すクラスター形成等への支援

(経済産業省、文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

わが国における成長産業として、確実に拡大が期待される航空宇宙産業の振興に向けて、以下の項目に取り組むこと。

- 1 国内の既存サプライヤーの強化を図るため、一貫受注・生産に向けた、中小企業を含む航空宇宙産業クラスターの形成につながる設備投資に対する補助制度を創設すること。
- 2 技術者の人材確保・育成に資する研修等の取組に対する財政支援を講じること。
- 3 自動車産業等の異業種からの新規参入を促進するため、新たに航空宇宙産業に参入しようとする民間企業のJISQ9100やNadcap等のハイレベルな品質管理システムの認証取得に対して、財政支援を講じること。
- 4 航空機宇宙分野において競争力のある外資系産業、特に航空機の装備品、MRO(メンテナンス・修理)などの分野の企業誘致を促進するため、JETRO等が実施する自治体への支援策の充実・強化を図ること。

《現状》

- 航空宇宙産業は、成長が大いに期待される産業であり、例えば、民間航空機需要は今後20年間で約2倍になると予想されています。
- 航空機産業については、海外の完成機メーカーを頂点とした、裾野の広い産業であり、特に東海地域には、一次下請けに位置する国内大手重工メーカーの他、二次下請けを担う中堅・中小企業が数多く立地しております。愛知・岐阜・三重を始めとした中部圏の自治体が一体となって国際戦略総合特区「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の取組を推進することで、航空機関連企業が設備投資をしやすい環境整備に取り組んでいます。
- 本県では上記特区の取組に加え、ボーイング社の製造拠点であるワシントン州と、相互の技術の高度化やビジネスの拡大に資する取組を進めるための覚書(MOU)を締結するなど、県内の事業環境の整備が進展しています。
- 本県の独自性を活かした今後の戦略を作成するため、本年8月に「みえ航空宇宙産業研究会」を立ち上げ、短期的および中長期的に取り組むべき方針に関する産学官の具体的な行動を盛り込んだ「みえ航空宇宙産業振興ビジョン」を今年度中に策定することとしています。

《課題》

- ① 今後の民間航空機の増産および海外メーカーからのコスト低減要請、並びに中小企業の競争力強化や技術力向上などの課題に対応するため、中小企業を含む産業クラスターの形成による一貫受注・生産体制の構築が必要です。
- ② 今後の市場拡大が予測されるなか、現場技能者や設計などを担当する高度技術者等の人材不足が懸念されます。
- ③ 地域産業への波及効果を高めることが重要であり、今ある地域の産業集積を最大限に生かし、県内への航空宇宙産業の集積を進めるため、自動車産業等の異業種から新規参入しやすい環境を整備する必要があります。
- ④ 航空機製造において海外メーカーの依存度が高い装備品やMROなどの分野について、重点的に企業誘致を図る必要があります。

32 地方の実情に応じた女性の活躍推進の支援

【提言・提案事項】**制度**・**予算**

(内閣府、厚生労働省、文部科学省)

- 1 経済団体等の地域の多様な主体が連携して企業等における女性の登用や女性の創業等に向けた地域ぐるみの取組を進めるにあたり、男女共同参画センターが女性活躍推進の中核組織となれるよう以下の項目に取り組むこと。
 - ・男女共同参画センターが中核組織の役割を担うための体制整備や機能強化に対する人的、財政的な両面での支援を行うこと。
 - ・地域が一体となった取組を進めていくための事業に対し、「地域女性活躍加速化交付金」の延長・拡充等の継続的な財政支援を行うこと。
- 2 女性が仕事と育児を両立し、就労継続できる社会の構築に向けて、以下の項目に取り組むこと。
 - ・育児等による離職防止に向けて、育児休業制度および両立支援助成金制度等の充実と活用の徹底を図ること。
 - ・子育てしながら再就職を希望する女性のニーズが高い、託児付きの就労相談について、マザーズハローワークでの体制を整備すること。
 - ・高等教育機関において、女子学生に対してのライフプラン・キャリア教育を充実するため、キャリア教育実施体制の充実を図ること。
 - ・高等教育機関が、卒業生に対する再就職・復職に向けた相談支援や、社会復帰前の学び直しなどのキャリアアップ・スキルアップ支援、地域企業との人材マッチングなど、地域人材の生涯にわたる一体的な支援を実施する際にも支援できるよう、柔軟な支援体制を整備すること。

《現状》

- 本県の男女共同参画センターでは、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進める中で、女性の活躍推進をテーマとするフォーラムや、企業経営者、人事労務担当者等を対象とするセミナーを開催し、企業等における女性の活躍推進の機運醸成を図っています。
- 本県では、「地域女性活躍加速化交付金」を活用し、県が中心となり、地域経済団体、労働団体、行政等が連携し、女性の活躍推進に賛同する企業・団体等を会員とする「女性の活躍推進三重県会議」を設け、具体的な取組目標の自主宣言を促してそれぞれの取組の「見える化」を図り、女性の活躍推進の機運を醸成していく取組を進めているところです。
- 仕事と家庭の両立が困難な労働環境の下で、7割以上の女性が「結婚・出産のため自主的に仕事をやめる」という選択をしています。一方、20歳代・30歳代の専業主婦等の90%以上が働きたいと考えており、再就職へのニーズは高くなっていますが、再就職時には非正規労働者となる傾向があり、高等教育や前職で得た女性の高いスキルが活かされていません。
(専業主婦希望の割合：国立社会保障・人口問題研究所による第5回全国家庭動向調査2013年調査)(離職理由：H25年度三重県子育て女性の就労意識に関する調査)
- 育児休業を十分活用せず離職し、乳児を抱えながら改めて就職活動を行う子育て中の女性が増加する一方、地方の中小企業においては、少子化により企業の技術や文化を継承する人材確保が困難化する傾向にあり、女性の就労継続が期待されています。しかしながら、仕事と子育てが両立できる労働環境が整っておらず、6割が離職しています。
- 20歳代女性の41.6%が結婚後に専業主婦を希望していますが、女子学生に対して、安易な離職を防ぎ、就労継続を促すために、高等教育機関においてライフプラン・キャリア教育を実施し、労働政策や生涯賃金等社会保障制度の情報提供をすることによって、就労継続を望む割合が増える傾向があります。(H25年度高田短期大学杉浦礼子教授「短期大学におけるキャリア教育の必要性」)

《課題》

- ① 女性の活躍を推進するにあたり、男女共同参画センターが中核組織となり、地域経済団体等と連携して企業等における女性の登用や女性の創業等の取組を支援していくことが必要ですが、女性の活躍に関してのこれまでの連携した取り組みは弱く、専門性を発揮して対応するには組織の体制と機能が人的、財政的な両面で十分とはいえない状況です。
- ② 「女性の活躍推進三重県会議」を基盤として、今後、男女共同参画センターを中核とする、より幅広い女性の活躍推進の地域ネットワークを構築し、地域ぐるみの取組を進めていくことが必要ですが、女性の活躍を進める継続した取組とするために、「地域女性活躍加速化交付金」の延長・拡充など引き続き国の支援が不可欠です。
- ③ 女性の離職による非正規労働者の増加は、女性の視点や高いスキルが経済社会全体の生産性に生かされず、また世帯所得の減少による少子化にもつながるため、就労継続を支援する環境を整備することが必要です。
- ④ 女性の就労継続を促進する啓発ときめ細かな相談支援体制を整備するとともに、再就職に向けた学び直し等、キャリアアップ・スキルアップ支援の充実を図るとともに、企業に対して、仕事と子育てを両立できる労働環境づくりへの支援体制の整備を行い、良質な労働力である女性の安易な離職の防止を徹底することが必要です。
- ⑤ 女性の離職を防止するためのライフプラン・キャリア教育を徹底し、働き続けることを共通認識にしていくことが必要です。

県担当課名 環境生活部男女共同参画・NPO課、雇用経済部雇用対策課
関係法令等 男女共同参画基本法、育児介護休業法

33 サービス産業の経営人材育成に係る支援

(経済産業省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

サービス産業の生産性向上に向けて、大学等の教育機関がサービス経営学に係る教育プログラムを開発・実施する際の支援策を創設すること。

《現状》

- サービス産業は、日本の国内総生産の約6割を占め、その割合は年々拡大しており、地域の生活と経済を支える重要な産業です。
- 少子高齢化が進むわが国において、サービス産業の役割はますます重要になっており、地方においても、製造業が生産拠点の多くを海外に移転する中、サービス産業が大きな雇用の機会を提供しています。
- 海外ではホテル経営学で有名なコーネル大学、料理界のハーバード大学とも言われるカリナリー・インスティテュート・オブ・アメリカ（CIA）など、サービス経営学に関する専門的な教育機関が存在しますが、日本では特定のサービス業に特化した学科が不足しています。

《課題》

- ① わが国のサービス産業は、製造業と比べ、また他の先進諸国のサービス産業と比べても、生産性の伸び率が低く、サービス産業の生産性向上は重要な課題となっています。
- ② こうした課題の解決には、サービス産業に特化した経営に関する実践的な学びの場が必要となりますが、そのための教育機関や教育プログラムが不足しています。
- ③ こうしたことから、サービス経営学に係る学科や教育プログラムを大学等の教育機関に創設するための支援策を創設する必要があります。

県担当課名 雇用経済部サービス産業振興課
関係法令等 小規模基本法、小規模支援法

34 中小企業・小規模企業支援

【提言・提案事項】 制度・予算

(経済産業省)

- 1 県内の特に小規模企業においては収益改善が進まないなど消費税増税の影響を受け、業況が停滞しているため、中小企業・小規模企業の経営の安定ならびに向上や新たな価値の創造および挑戦を促進するための予算を十分に確保すること。
 - 2 小規模支援法に係る計画認定に伴う支援策を早期に具体化するとともに周知を図ること。
 - 3 特に、平成 25 年度補正予算で措置された事業について、県内の中小企業・小規模企業のニーズが高いことから、平成 26 年度以降も継続・拡充するとともに、県内の中小企業・小規模企業に対してきめ細かく周知すること。
- ＜平成 25 年度補正予算における主な中小企業・小規模企業支援策＞
- ・ものづくり・商業・サービス革新事業（新・ものづくり補助金）
 - ・小規模事業者持続化補助金
 - ・商店街まちづくり補助金
 - ・地域商店街活性化補助金（にぎわい補助金）

《現状》

- 国においては、日本経済の再生に向けて取りまとめた「日本再興戦略」において、中小企業・小規模事業者への支援を柱の一つとして掲げており、6 月には小規模企業基本法および小規模企業支援法が成立したところです。また、平成 25 年度補正予算、平成 26 年度当初予算においても、中小企業・小規模事業者に対する支援に取り組まれているところです。
- 消費税の増税に対応して、中小企業・小規模企業が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため「消費税転嫁対策特別措置法」を制定するとともに、増税分の価格転嫁を拒む事態がないよう監視する「転嫁対策調査官（転嫁Gメン）」の配置などに取り組まれています。
- 一方、本県においては、地域の成長戦略として、平成 24 年 7 月に「みえ産業振興戦略」を策定し、地域経済の活性化、雇用の安定・拡大に向けた取組を展開しています。また、平成 26 年 4 月 1 日より「三重県中小企業・小規模企業振興条例」を施行し、地域経済の大きな担い手である中小企業、特に県内企業の約 9 割を占める小規模企業を支援するため、県が先頭に立って、人材の育成、資金供給の円滑化、創業や事業承継の促進などに取り組んでいくこととしています。

《課題》

- ① このような中、県内の中小企業・小規模企業からは消費税増税に伴う消費の冷え込みから回復が鈍い、消費増税分を価格転嫁できていないなどの声を聞いており、先行きに対する不透明感が広まっています。
- ② 県では本年 4 月に三重県中小企業・小規模企業振興条例を制定し、県、商工団体、市町、地域の金融機関、他の公的機関等における責務・役割を規定し、関係機関との連携・協力により地域の实情に即し、中小企業・小規模企業を支援することとしています。国においても小規模企業基本法および小規模企業支援法に基づき小規模企業を支援されますが、これらの支援の実効性を高めていくためには、国・県の連携策および支援内容を早期に具体化する必要があります。

県担当課名 雇用経済部サービス産業振興課

関係法令等 小規模基本法、小規模支援法

35 地域経済の活性化に向けた税制措置の拡充・強化

(総務省、経済産業省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 法人税における中小企業向け特例措置を継続するとともに、小規模事業者などへの優遇税制措置を拡充すること。
- 2 中小・小規模企業の研究開発を促進するため、研究開発に係る税制の優遇措置について、参入対象となる人件費の要件を緩和・拡充すること。

《現状》

- リーマンショック以降の世界的不況、国内のデフレ経済の進展などが中小企業・小規模企業の経営に与えた影響は極めて大きく、景気回復期にあっても未だ多くの中小企業はリーマンショック前の業績には戻っておらず、企業の財務体質は脆弱な状態です。
- 赤字から脱却した中小企業においても、先行きは不透明な状況が続いており、前向きな設備投資までには踏み切れず、財務体質も良好な状態までには至っていない中小企業が多く見受けられます。

《課題》

- ① 中小企業への法人税の軽減（本則 19%→15%）などの優遇税制が廃止されることとなれば、さまざまな創意工夫により経営改善を行っている中小企業の経営体力を奪うこととなります。さらに、中小企業の活動の減退が地域の投資や消費を減少させ、地域産業振興や地域活性化にとって大きなマイナスとなるため、中小企業への優遇税制の維持および中小企業投資促進税制や事業承継税制などの優遇税制措置を拡充する必要があります。
- ② 企業が研究開発を行う際には、研究開発に要した原材料費や人件費等の概ね 10%が法人税額から控除される優遇措置があるものの、人件費については研究開発の参入対象者が限られているため、中小・小規模企業等にとっては使い勝手が悪いのが現状です。（対象者を「専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る」と限定されている等）
中小・小規模企業では、研究活動に専従する社員を配置する余裕に乏しく、社員の多くは研究開発と通常の生産活動を兼務しています。ついては、研究開発の参入対象となる人件費の要件を緩和・拡充することで、研究開発が一層進むことが期待されます。

県担当課名 雇用経済部ものづくり推進課、サービス産業振興課
関係法令等 中小企業庁研究開発促進税制、法人税法等

36 松阪港の関税法に基づく開港指定

(財務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 松阪港について、関税法に基づく開港指定を行うこと。
- 2 松阪港の開港指定に伴う、出張所の設置など税関手続にかかる体制整備と予算措置を行うこと。

《現状》

- 三重県のほぼ中央部に位置する松阪港は、背後に県下有数の人口・産業の集積地域が広がっており、様々な物資を積載した大型貨物船が出入港する物流機能と、中部国際空港への海上アクセスとしての人流機能を併せ持った港湾として発展してきました。
- 特に、セメントや砂・砂利などの内航貨物や非鉄金属等の外航貨物を積んだ貨物船が出入りするなど、中南勢地域の産業を支援する物流拠点として重要な役割を担っています。このうち、外国貿易船については、近年、年間 30 隻を超える安定した出入港数となっています。
- さらに、近い将来予想されている南海トラフ巨大地震が発生し、他港が被災した際に、耐震強化岸壁を備えた松阪港は四日市港などの代替港としての機能が期待されます。

《課題》

松阪港は関税法上の不開港であるため、外国貿易船は開港している四日市港などを經由する必要があり、時間的損失・人件費増加・燃料費増加などが地元港湾企業の経営を圧迫するなど、地域経済発展の妨げとなっています。

こうした状況を解消し、松阪港への円滑な出入港が行えるよう開港指定が必要です。

県担当課名 県土整備部流域管理課
関係法令等 関税法